

令和3年 第1回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 3年 3月 2日 開会

令和 3年 3月 12日 閉会

大 樹 町 議 会

令和3年第1回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和3年3月2日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- | | | |
|-----|-----------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員指名 | |
| 第 2 | 議会運営委員会報告 | |
| 第 3 | 会期決定 | |
| 第 4 | 諸般報告 | |
| 第 5 | 行政報告 | |
| 第 6 | 陳情第 | 1号 「大樹町の議会議員に関する条例」についての陳情書 |
| 第 7 | 発委第 | 1号 大樹町議会委員会条例の一部改正について |
| 第 8 | 発委第 | 2号 大樹町議会会議規則の一部改正について |
| 第 9 | 承認第 | 1号 専決処分した事件の承認について |
| 第10 | 議案第 | 5号 大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 第11 | 議案第 | 6号 大樹町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について |
| 第12 | 議案第 | 7号 大樹町介護保険条例の一部改正について |
| 第13 | 議案第 | 8号 大樹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第14 | 議案第 | 9号 大樹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第15 | 議案第 | 10号 大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第16 | 議案第 | 11号 大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 第17 | 議案第 | 12号 令和2年度大樹町一般会計補正予算（第12号）について |
| 第18 | 議案第 | 13号 令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）について |
| 第19 | 議案第 | 14号 令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |

- 第20 議案第 15号 令和2年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 議案第 16号 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）について
- 第22 議案第 17号 令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第 18号 令和2年度大樹町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 第24 議案第 19号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について
- 第25 令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針
- 第26 議案第 20号 令和3年度大樹町一般会計予算について
- 第27 議案第 21号 令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算について
- 第28 議案第 22号 令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第29 議案第 23号 令和3年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第30 議案第 24号 令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第31 議案第 25号 令和3年度大樹町水道事業会計予算について
- 第32 議案第 26号 令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第33 議案第 27号 令和3年度大樹町下水道事業会計予算について
- 第34 予算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（12名）

- | | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 松本敏光 | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 黒川豊 |
| 総務課長 | 鈴木敏明 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 企画商工課参事 | 大塚幹浩 |

住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	小 森 力
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長	瀬 尾 裕 信
学校給食センター所長	楠 本 正 樹
社会教育課長兼図書館長	清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長	穀 内 和 夫
農業委員会事務局長	吉 田 孝 弘

<監査委員>

代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美
-------------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松 木 義 行
主 事	八重柏 慧 峻

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

8番 西 田 輝 樹 君
9番 菅 敏 範 君
10番 志 民 和 義 君

を指名いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託した本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

去る2月22日、午前9時から議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したので、ご報告します。

本定例会への提出事件は、陳情が1件、委員会発議が2件、専決処分の承認が1件、条例の制定が2件、一部改正が5件、補正予算が8件、当初予算が8件、一般質問は7議員8項

目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期については、本日3月2日から3月12日までの11日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月2日から3月12日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日3月2日から3月12日までの11日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告させます。

松木議会事務局長。

○松木議会事務局長

それでは、先の定例第4回町議会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による12月、1月、2月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告をいただいております。

また、地方自治法第199条第7項の規定によります財政援助団体等の監査の結果について、別紙のとおり報告をいただいております。

地方自治法第199条第4項の規定による監査の結果、定期監査でございますが、別紙のとおり報告いただいております。

第2、一部事務組合議会等についてでございます。

2月10日、南十勝複合事務組合議会の令和3年第1回定例会が大樹町で開催されてご

ございます。西田・松本・寺嶋議員が出席してございます。

2月22日、令和3年度の第1回の十勝圏複合事務組合議会の定例会並びにとちまち広域消防事務組合議会定例会が開催され、議長が出席してございます。

第3、委員会関係についてでございますが、総務常任委員会を2回、経済常任委員会を2回、広報広聴常任委員会を1回、議会運営委員会を4回開催してございます。

第4、会議関係並びに第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で、諸般につきましての報告を終わらせていただきます。

○議長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、令和3年2月2日開催の第1回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の新型コロナウイルス感染症関係についてですが、最初にワクチン接種に向けての取組状況で、接種場所と接種方法は、町内の医療機関3カ所、町立病院、大庭医院、森クリニックにより個別接種の形で行う予定であります。

接種のスケジュールにつきましては、現在、国内では医療従事者等への先行接種が行われており、町内では3月中旬以降、医療従事者等への優先接種を行い、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方と60歳から64歳の方、それ以外の方と、順次接種が行われる予定であります。

4月からの接種を予定している65歳以上の高齢者の方には、3月下旬に接種券となるクーポン券を各家庭に郵送する予定で現在準備を進めているところでありますが、本日の報道等によりますと、政府は4月23日頃までに送付をするということを想定しているという報道もあり、当初の予定よりは遅れている状況にあります。また、ワクチン接種の受付や相談に対応するために、保健福祉課内に専用電話を設置してまいります。

次に、宿泊療養施設の運営協力ですが、北海道では、昨年11月30日から帯広市内のホテルで宿泊療養施設を開設し、市町村にも運営協力があったことから、2月5日から9日までの5日間、職員2人を派遣し、運営に協力しております。

2番目の第53回宇都宮賞の受賞についてですが、振別の穀内和夫氏が乳牛改良部門で宇都宮賞を受賞されました。本町の基幹産業である農業の振興発展にとって大きなご功績であり、心からお祝いを申し上げますとともに、さらなる活躍をご期待申し上げます。

3番目の協定の締結についてですが、大樹町社会福祉協議会と大樹町災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定を締結しております。協定の目的ですが、災害時、応急対応活動として行う災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動を円滑に実施するために、町及び社会福祉協議会の果たすべき役割などを定め、被災者の生活支援に寄与することを目的としております。

4番目の計画の策定についてですが、第8期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきまして、策定委員会委員長からご答申をいただきました。計画策定にご協力いただきました皆様にこの場を借りてお礼を申し上げます。

5番目の航空宇宙関連についてですが、2月10日に、大樹スペース研究会の福岡会長をはじめ、19名の委員の皆様にご出席をいただき、令和2年度第1回大樹町航空宇宙産業基地研究委員会を開催いたしました。事務局からは、町が検討を進めている北海道スペースポールの概要を説明し、委員の皆様にご協議をいただいております。

6番目の町長と語る会の開催についてですが、美成行政区から要請をいただき、記載のとおり実施をしております。内容につきましては、広報紙を通じてお知らせをしております。

7番目の令和3年度畜産物価格については、別紙を添付してありますが、加工原料乳生産者補給金の単価が1キログラムあたり0.05円の減、集送乳調整金の単価が1キログラムあたり0.05円の増となっております。

8番目の契約の締結についてですが、指名競争入札により、物品購入契約を1件、記載のとおり締結しております。

9番目の人事関係、10番目のその他、来町者と会議出席等関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会（STEP）による体験活動の主なものとして、主催事業では、1月9日から11日に冬季宿泊自然体験として「大樹極寒つるつるキャンプ」を実施いたしました。（2）共催事業では、学童保育所や認定こども園での活動を定期的に行っております。

2番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

3ページの会議出席ですけれども、2月8日の令和2年度の第1回大樹町特別職報酬審議会ですけれども、この内容について知りたい。令和2年度ということは、初めてということですね。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

前回の議会のほうでも委員の選任のことで報告させていただいておりますけれども、改選のときでありましたので、今回初めて令和2年度に会議を開かせていただきました。

会議の内容につきましては、現状の町長はじめ、議会議員の方の報酬等の報告をさせていただいて、なおかつ十勝管内の状況の一覧をつけて説明させていただいた中で、この状況でいかということでご審議いただいた状況でございます。町側のほうからは、特に諮問するといったことではなくて、内容の説明に終わって、ご了承いただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

コロナウイルス感染症関係について伺います。

町長からワクチン接種については、町内の3施設で実施するという予定の報告がありました。ちょっと具体的な内容をお伺いしたいのですが、実は、ワクチン接種にあたって、例えば今いろいろな議論がマスコミ等でもされています。

一定の接種に対応する要件があるのかなと思うのですが、2つの施設につきましては接種対応要件がきちんとなっているということなのか。人的、物的、そして医院が開設されていれば、それでいいのか。

町民がそこで接種を受けて、いろいろな問題が起きないように形をきちんと取れるのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

接種する医療機関の体制整備ということにつきまして、今現段階で、国のほうから医療施設への実施の手引というものが作られておりまして、それに基づいて各医療機関で接種体制を整備していただいているところです。

必要な物品ですとか人員ですとか、あと1時間あたり接種可能な人員ですとか、無理のない範囲で接種できるようなということで、町立病院以外のクリニックについても検討していただいているという状況で、安全に接種ができる体制づくりを今進めているところです。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

例えば町立病院でいうと、人がたくさんいるからいろいろな形で配置できるのかなと思うのですが、個人のクリニック、医院になると、そういう余裕がない中で日常業務も含めてやるとなると、本当に対応できるような人的配置が可能なのかなと疑問なのですよ。その辺については問題ないという判断ですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

その人的配置のところでございますが、今検討されている森クリニックにつきましては、通常診療していない休診日を接種の日にあてるということで検討されています。また、大庭医院につきましても、今まだはっきり分からないのですが、休診になっている時間帯を接種時間ということで振り分けるというような検討を医院の中でされております。

また、1時間あたりの接種人員につきましても、無理のない範囲で、安全が確保できる人員の中で実施していくということで今検討をしていただいているところです。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

同じコロナの関係ですけれども、接種の関係でちょっと細かいことなので、まだ決まっていないこともあるのかなと思いますけれども、3月中旬にもクーポンを発送ということなのですけれども、例えばテレビなんかで接種の予行練習みたいなのをやっていますけれども、その中で問診とか手間取ったということもありますけれども、例えば大樹町ではどういうふうな受付の仕方といいますか、クーポンを配って申込みがあつて、例えば主治医のいる人は主治医のいる病院で受けられるのか、それとも申し込んだ段階で、保健福祉課で受けられる病院を振り分けられるのか。スムーズに行くには、主治医のいる方については主治医が担当すると早く接種のほうに行けるのかなと思いますけれども、そこら辺何か決まっていることがあれば。

それと、医療機関によっては、空いた時間、日にちということなのですけれども、ワクチ

ンの供給量にもよるでしょうけれども、町立病院、それから大庭医院、それから森クリニック、それぞれどのぐらい1日あたりの接種人数など、想定されていることがあるのかどうかお伺いします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

ワクチンの接種の予約につきましては、基本的に主治医のいる方は主治医のいる病院で受けられるのが一番安心・安全かなというふうに考えておりますので、こちらから病院を振り分けるのではなく、接種される方のご希望の病院で接種していただくというのが基本となっております。

あと、予診にも時間がかかるので、事前に接種券とともに予診票を送付いたしまして、ご自宅で書いてきていただいて、病院であまり待ち時間がないようにというように考えております。

あと、ワクチンの1日あたりの人数なのですが、今、町立病院では大体1日60人というのを基本のベースとして考えています。大庭医院と森クリニックについては、まだ検討段階ということで、具体的な人数のほうは示されておられません。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 陳情第1号

○議 長

日程第6 陳情第1号「大樹町の議会議員に関する条例」についての陳情書の件を議題といたします。

本陳情の内容については、お手元に配付したとおりです。

本件の審査は、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり議会運営委員会に付託します。

◎日程第7 発委第1号及び日程第8 発委第2号

○議 長

日程第7 発委第1号大樹町議会委員会条例の一部改正について並びに、日程第8 発委第2号大樹町議会会議規則の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 菅敏範君。

○菅議会運営委員長

ただいま一括提案となりました発委第1号と発委第2号につきまして、提案理由の説明をいたします。

はじめに、発委第1号大樹町議会委員会条例の一部改正については、本委員会に諮問され、10月23日及び2月2日に議会運営委員会を開催し、更に11月20日に議員協議会にて協議した結果、一部改正を求めたく、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定により、ご提案いたします。

本改正案は、別添の表にあります改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するもので、委員会運営の機動性や一層の効率化を図るため、大樹町議会委員会条例第2条第3号の、広報広聴常任委員会の委員の定数を「11人」から「6人」に減員するものです。

附則になりますが、この条例は、令和3年5月1日から施行することとしております。

続きまして、発委第2号大樹町議会会議規則の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年2月9日に都道府県会長会において決定した「標準」町村議会会議規則の一部改正を受け、議会運営委員会において協議した結果、一部改正を求めたく、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第3項の規定により、ご提案いたします。

本改正案は、別添の表にあります改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、男女ともに議員活動がしやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたり諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

第88条は、請願者の利便性の向上を図るため、議会への諸手続きについて請願者に一律に求めている「押印の義務付け」を見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

附則になりますが、この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上、提案しました2件につきまして、ご理解の上、ご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、発委第1号の件について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、発委第2号の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第2号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 承認第1号

○議長

日程第9 承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました承認第1号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、専決処分した事件の承認についてをお願いするもので、令和2年度大樹町一般会計補正予算（第11号）について専決処分をさせていただいたことから、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めます。

次のページの専決処分書をお開きください。

一般会計補正予算（第11号）の内容ですが、歳入歳出それぞれ100万円の追加であります。先月13日に福島県沖で発生した地震により被害を受けた、姉妹都市である相馬市に100万円をお送りしたものであります。

なお、見舞金は早急にお送りする必要があると判断し、専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

承認第1号専決処分を行いました令和2年度大樹町一般会計補正予算（第11号）について説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、専決処分書をお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正で、今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,377万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、資料で説明させていただきますので3ページをお開き願います。

総務費、企画費、都市間交流推進事業、寄附金で100万円の増。財源は全額一般財源でございます。

以上、歳出、補正額合計100万円の増。財源内訳では一般財源100万円の増となるものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額9億7,277万5,000円。補正額、2款総務費で100万円の増。補正後の歳出合計9億7,377万5,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額9億7,277万5,000円。補正額、19款繰入金で100万円の増。補正後の歳入合計9億7,377万5,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、承認第1号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、承認されました。

◎日程第10 議案第5号

○議 長

日程第10 議案第5号大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定をお願いするもので、公職選挙法が改正され、令和2年12月12日

から施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の3点に係る公費負担の限度額等について、新たに制定しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第5号大樹町議会議員及び大樹町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、内容を説明させていただきます。

新規条例制定となりますので、多少長くなりますのでご了承をお願いいたします。

条例の説明に先立ちまして、条例の概要から説明させていただきます。

本条例は、公職選挙法の改正により、町議及び町長の選挙における立候補に係る環境改善のため、選挙公営の対象が拡大となったことから、今回新たに条例を制定しようとするものでございます。

条例全体の構成といたしましては、第1条は条例の趣旨を定めるもの、第2条から第5条までは選挙運動用自動車の使用に関するもの、第6条から第8条まではビラの作成について、第9条から第11条までは、ポスターの作成について、それから第12条は本条例に関する委任規定となっております。

それでは、条文に従いまして説明させていただきます。

第1条は、本条例の趣旨を定めるもので、大樹町議会議員選挙及び大樹町長の選挙において、選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めることとするものでございます。

第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定めるもので、議会議員及び町長の選挙における候補者の届出のあった日から、選挙期日の前日までの日数に乗じて得た額の範囲内は、選挙運動用自動車を無料で使用することができることとされ、無料となる分を公費で負担することとするものでございます。

ただし書として、今回の公職選挙法改正では、議会議員の候補者として立候補の届出を行う場合においても、町長の候補者として立候補を行う場合と同じく、供託金制度が導入されたところでございますが、公費負担を行う者を、法に基づく候補者に係る供託物の没収として、供託物が没収されない場合に限ることとされてございます。

なお、参考でございますが、この供託物が没収された場合の供託物は、法第93条第1項によりまして、地方公共団体の議会の議員又は町の選挙にあつては、当該地方公共団体に帰属するとされており、没収された場合は大樹町に帰属するものでございます。

第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出について定めるもので、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を行った場合は、大樹町選挙管理委員会に届出を義務づ

けることとするものでございます。

第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続について定めるもので、第1号では、一般運送契約いわゆるタクシー方式で車両運転手、燃料を一括で契約した場合の上限額で、1日あたり6万4,500円とするものでございます。

2ページになっておりますけれども、第2号では、一般運送契約以外として、アでは、車両の借入れ契約では1車両、1日1万5,800円を上限とするもの。イでは、燃料の供給で7,560円に選挙運動日数を乗じた額を上限とするもの。ウでは、運転手の雇用契約として1日1人限りで1万2,500円を上限と定めるものでございます。

第5条に移りまして、選挙運動用自動車の使用の契約の指定について定めるものでございます。選挙運動用自動車の使用に関し、第4条第1号で定めるタクシー方式と、同条第2号で定める契約の両方を行っている場合は、候補者が指定するどちらか一方とすることを定めるものでございます。

第6条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担について定めるもので、公費負担額は第8条に定めるもの、第2条のただし書を準用し、公費負担を行う者を供託物が没収されない場合に限ることとされてございます。

次のページに移りまして、第7条では、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出について定めるもので、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を行った場合は、大樹町選挙管理委員会に届出を義務づけることとするもの。

第8条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について定めるもので、選挙運動用ビラの作成単価の限度額を1枚あたり7円51銭とし、作成枚数の限度につきましても、法第142条第1項第7号に基づき、2種類以内のビラで町議会議員が1,600枚、町長では5,000枚とするものでございます。

なお、第2条のただし書を準用し、公費負担を行う者を供託物が没収されない場合に限ることとされてございます。

なお、ここまで説明させていただきました、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成の公費負担につきましても、国から示されている基準と同様でございます。

次に、第9条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めるもので、公費負担額は第11条で定めるもの、第2条のただし書を準用し、公費負担を行う者を供託物が没収されない場合に限ることとされてございます。

第10条では、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出について定めるもので、選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を行った場合は、大樹町選挙管理委員会に届出を義務づけることとするもの。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について定めるもので、選挙運動用ポスターの作成単価の限度額を1枚あたり2,200円とし、作成枚数の限度につきましても、ポスター掲示場の数に1.5を乗じて得た数の範囲内と定めるものでございます。現状では、大樹町ポスター掲示場設置条例により掲示場の数は27カ所とな

りますので、27掛ける1.5倍で40.5枚となりますが、乗じて得た数の範囲内としておりますので、40枚が公費で負担する枚数の限度となるものでございます。

なお、第2条のただし書を準用し、公費負担を行う者を供託物が没収されない場合に限ることとされてございます。

第12条では、委任について定めるもので、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定めるものとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議 長

日程第11 議案第6号大樹町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第6号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定をお願いするもので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、町内中小企業者の資金繰り支援における令和3年度以降の利子補給財源とするために基金を設置し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積立て、運用することを目的に新たに条例を制定するものであります。

内容につきましては、企画商工課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、議案第6号大樹町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてご説明いたします。

町では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内中小企業者に対する利子補給事業を実施しておりますが、臨時交付金を利子補給の財源に充当する場合は、新たな基金を設置した上で令和7年度まで臨時交付金を積み立てることが認められております。

これによりまして、令和3年度から令和7年度までの利子補給の財源とするため、基金を設置し臨時交付金を積立て、運用することを目的に本条例を制定するものであります。

それでは、条文に従いまして内容をご説明申し上げます。

第1条では、新型コロナウイルス感染症に関する対策経費の財源に充てるため、基金の設置について規定しております。

第2条では、基金に積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算に定める額と規定しております。

第3条では、基金に属する現金の管理について規定しております。

第4条では、基金の運用によって生ずる収益の処理について規定しております。

第5条では、繰替運用について規定しております。

第6条では、基金の処分について規定しております。

第7条では、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定めると規定しております。

附則ですが、施行期日は、公布の日から施行することとしております。

条例の失効ですが、令和8年3月31日限りで効力を失うとしており、基金に残高があるときは、一般会計予算に計上することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第7号

○議 長

日程第12 議案第7号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第7号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町介護保険条例の一部改正をお願いするもので、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年から令和5年までの介護保険料を規定するとともに、介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことに伴い、改正をお願いするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第7号大樹町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料の規定と、税制改正により介護保険料や保険給付の負担水準等に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令等の規定を見直したことによるものです。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、保険料率を規定しております。

第1項で、保険料率の適用期間を令和3年度から令和5年度までと改正し、第2項では、第1項第1号に掲げる者、町民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者の方、生活保護の方、町民税非課税世帯で年金収入などが80万円以下の方の保険料を年額2万880円。

第3項では、第1項第2号に掲げる者、町民税が非課税世帯で、年金などの収入が80万円を超えかつ120万円以下の方の保険料を年額3万4,800円。

第4項は、第1項第3号に掲げる者、町民税が非課税世帯で、年金などの収入が120万円を超える方の保険料を年額4万8,720円とするものです。

第5条は、普通徴収の特例を規定しております。

第1項に税制改正に伴う介護保険法施行令の改正に併せ、租税特別措置法の特別控除の規定を追加するものです。

次の附則ですが、本条例は、令和3年4月1日から施行することとしており、第2条では、令和2年度以前の年度分の介護保険料については、従前の例として適用することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ちょっと伺います。第5条の改正で、括弧書きに長く加えているのですが、これはどうして加えなければならないかというのが分からないのと、これを加えることと加えない場合の違いが分からないのですよ。そこを分かるように説明いただきたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

第5条につきましては、基礎控除の関係でございまして、国のほうで改正されまして、低未利用地の長期譲渡所得の特別控除の関係が、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間の分が特別控除として改正されました。

また、個人の部分としましては、給与所得控除、公的年金等の控除について10万円を引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げるということになってございまして、それに伴って、今回の介護保険施行規則等の改正も行われましたので、町の条例も併せて改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

これが、ないと、あるとで、どこが違うのか。加えることを駄目だと言っているのではないのですよ。何回読んでも、なかったらどうなるのか、何か関係するのか。あることによって、どこが違うのかというのが分からない。

今10万円とかと言われた分で、ないと、町民が余計払わなくてはいけないとか。あることによって、それが控除されて、安くなるのですよということであれば、少しは分かるのだけれども。その辺、国がやって、変わったことは分かるのですよ。そのところの、これが何を意味するものか。

○議 長

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

短時間で、私は理解するような能力がないので、これは多分永遠に理解できないかもしれませんが、後で機会があったらじっくり聞きたいと思います。多分この場ではちょっと理解しづらいので。

ただ、僕が思ったのは、この改正によって町民がどのように有利になるとか、改正でお金を払わなくてはいけないとか、その辺が何かあるのかなと思ったものですから、そういうことで質問の意図はご理解いただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号及び日程第14 議案第9号

○議 長

日程第13 議案第8号大樹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに日程第14 議案第9号大樹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改

正についての件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題とされました議案第8号と議案第9号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第8号につきましては、大樹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするもので、議案第9号は、大樹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするものであります。それぞれ関係省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

ただいま一括議題とされました議案第8号と議案第9号につきまして、最初に、議案第8号大樹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、国において、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を図ることを目的とし、社会保障審議会において議論がなされた事項に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準が改正されたことにより改正するものです。

それでは、条文に沿って説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第3条は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則を規定しておりますが、第3項の「利用者の人権の擁護、虐待の防止などのための体制の整備及び従業者に対する研修を実施するなどの措置を講ずること」を追加し、第4項で「地域密着型サービスを提供するにあたって介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に努めること」を追加するものです。

次の附則ですが、本条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

2ページ目になりますが、経過措置として、第3条第3項の規定の適用については、令和6年3月31日までの間努力義務としております。

次に、議案第9号大樹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の改正内容は、議案第8号と同様でございますが、対象者につきまして、議案第8号で説明させていただきました指定地域密着型サービスは、介護認定における要介護者が対象となっておりますが、議案第9号の介護予防サービスは、要支援者を対象としたものとなっております。

それでは、条文に沿って説明いたします。

第3条に、地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則を規定しておりますが、先ほどと同様に、第3項では「利用者の人権の擁護、虐待防止などのための体制の整備及び従業者に対する研修を実施するなどの措置を講ずること」を追加し、第4項では「地域密着型介護予防サービスを提供するにあたって介護保険などの関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努めること」を追加するものです。

2ページ目に移りまして、附則ですが、本条例は、令和3年4月1日から施行することとし、第3条第3項の規定の適用については、議案第8号と同様に、令和6年3月31日まで経過措置を設けております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第8号の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと初歩的なことで申し訳ありません。議案8号と9号でいう事業者というのは、大樹町で活動されているのでしょうか。今の地域密着型サービス事業ですとか、9号でいうところの指定地域密着型介護予防サービスとかというのは、実際に行われていたり、実際に開業されている施設やサービスのことを言っているのでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

地域密着型サービスにつきましては、小規模多機能居宅介護とか定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等々あるのですが、町内に該当する事業所はありません。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

確認なのですけれども、聞いたことないような施設なので、ないのかなと思ったのですけれども、なくても条例はつくらなければならないのですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

国の基準に準じておりますので、なくても一応条例上は整備をしなければならないというふうになっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

私は、大樹にも該当する事業所があるかなと思っていたので、それでお聞きしたかったのですが、説明があったように、附則の中で、経過措置として規定の適用は講じなければならないというものを、講じるよう努めなければならないとするように読み替えるという経過措置として努力目標になるのですが、町にないということですから、いいかなと思っているのですが、この目標が、3年間も経過措置を置かなければいけないようなものなのか。例えば6カ月ぐらいで、研修とかいろいろなことですよね。3年間の間に虐待や何かがあったら、今努力している最中ですよというような言い訳をしてもいいものかなというような、疑問があったわけでありまして。

そこで、改めて別のことでございます。もし大樹町に3年間の間に新たにそういう事業所ができて始めたとしたら、そのときにはそこから3年間ではなくて2年経過して3年目だったら、すぐこれをやらなくては駄目だよというようなことになるのか。それとも事業所が作られてから、3年間経過措置があるとかというような規則の代物なのですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

あくまでも経過措置につきましては、令和6年3月31日までというふうな期限が決まっておりますので、例えば来年できたとしても、経過措置は令和6年3月31日までですというふうなことで、できた後からではなくて、令和6年3月31日までという期限で実施していただくというふうになっております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

了解をしました。ということは、今、既存の事業所については3年間、基準の改正について努力目標の経過期間があるけれども、新たに事業所を設置して事業を開始する人については、例えば令和6年1月に会社を立ち上げてやるとすれば、そのときには万全の体制をつくっていなければいけないと。研修や何かも全部終わっていて、それでなかったら駄目なのです。私のところはそれを知りませんでしたではなく、そのときにはもうきちんとなくなっていなければいけないという仕組みになっていますということで理解していいのですね。

○議 長

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

このことについては、全国一律になっておりまして、新たな事業所を立ち上げるとしても、経過措置は令和6年3月31日までという中でやっていただくということになっております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号及び日程第16 議案第11号

○議 長

日程第15 議案第10号大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について並びに日程第16 議案第11号大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め

る条例の一部改正についての件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま一括議題とされました議案第10号と議案第11号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第10号につきましては、大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするもので、議案第11号は、大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正をお願いするもので、それぞれ関係省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

ただいま一括議題とされました議案第10号と議案第11号につきまして、最初に、議案第10号大樹町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、国において、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を図ることを目的とし、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことによるものでございます。

それでは、条文に沿って説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の規定に改正するものです。

第3条は、指定居宅介護の事業の基本方針を規定しておりますが、第5項に「利用者の人権の擁護、虐待の防止などのための体制整備及び従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずること」を追加し、第6項で「指定居宅介護支援を提供するにあたって、介護保険等の関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努めなければならないこと」を追加するものです。

2ページに移りまして、第5条は、管理者を規定しておりますが、第2項に「主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合については、主任介護支援専門員以外の介護支援専門員を管理者とすることができる」ことを追加するもの

です。

第6条は、内容及び手続の説明及び同意を規定しておりますが、第2項に「利用者から理解を得るべき説明の具体的な内容」について追加するものでございます。

3ページに移りまして、第15条は、指定居宅介護支援の具体的な取扱方針を規定しておりますが、第1項第9号に「会議の実施方法について」追加するものでございます。

4ページに移りまして、第21号に「介護支援専門員は、その勤務する事業所において作成された居宅サービス計画が、厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届出なければならない」ことを追加するものです。

5ページに移りまして、第20条は、運営規程を規定しておりますが、第1項第6号に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加するものです。

第21条は、勤務体制の確保を規定しておりますが、第4項に「ハラスメントによる介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じなければならない」ことを追加するものです。

第21条の2で「業務継続計画の策定など」の規定を追加するものです。

6ページに移りまして、第23条の2に「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」の規定を追加するものです。

7ページに移りまして、第24条は、掲示を規定しておりますが、第2項に「重要事項を記載した書面を備えつけ、いつでも関係者に自由に閲覧させることで掲示に代えることができる」ことを追加するものです。

第29条の2で「虐待防止」の規定を追加しております。

第33条で「電磁的記録など」の規定を追加するものです。

経過措置として、令和9年3月31日までの間は、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることができることとしております。

9ページに移りまして、附則として、本条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

ただし、経過措置の有効期限を延長するため、現在の有効期限が到来する前に改正を行う必要があるため、附則第2項及び付則第3項の改正規定は、公布の日から施行することとしております。

次に、第15条第20号の次に1号を加える規定は、厚生労働省令により令和3年10月1日から施行することとされているため、その旨の規定をしております。

10ページに移りまして、第2項から第4項では、経過措置について規定しております。

続きまして、議案第11号大樹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の改正内容は、議案第10号と同様でございますが、対象者につきまして、議案第10号で説明させていただきました居宅介護支援は、介護認定における要介護者が対象となっておりますが、議案第11号の介護予防支援は、要支援者を対象としたものとなっております。

それでは、条文に沿って説明いたします。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の規定に改正するものです。

第4条は、指定介護予防支援の事業の基本方針を規定しておりますが、第5項に「利用者の人権の擁護、虐待防止などのための体制の整備及び従業者に対する研修を実施するなどの措置を講ずること」を追加し、第6項で「指定介護予防支援を提供するにあたって介護保険等の関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努める」ことを追加するものです。

2ページに移りまして、第20条は、運営規程を規定しておりますが、第1項第6号に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加しております。

第21条は、勤務体制の確保を規定しておりますが、第4項で「ハラスメントによる担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じなければならない」ことを追加しております。

第21条の2で、「業務継続計画の策定など」の規定を追加しております。

3ページに移りまして、第23条の2で「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」の規定を追加しております。

第24条は、掲示を規定しておりますが、第2項で「重要事項を記載した書面を備えつけ、いつでも関係者に自由に閲覧させることで掲示に代えることができる」ことを追加しております。

第29条の2で、「虐待防止」の規定を追加しております。

5ページに移りまして、第33条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針を規定しておりますが、第1項第9号で「会議の実施方法」について追加しております。

第36条で、「電磁的記録など」の規定を追加しております。

附則として、本条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

第2項から第4項については、議案第10号と同様の経過措置を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第10号の件について、質疑に入ります。

質疑はありますか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

多分この対象事業所も大樹にないという理解の下であります、お聞きをしたいと思ひ

ます。

この改正なのですが、議案第10号の2ページの管理者の関係であります。改正前は、主任介護支援専門員でなければならないという管理者の位置づけが、改正後は、確保が著しく困難であるなどやむを得ない場合は、介護支援専門員を管理者とすることができるということは、条例の趣旨上、専任基準を緩めて、主任介護支援専門員から介護支援専門員でも管理者になることができるということは、1ランク少し緩めたような改正でないかというふうに思うところであります。

ここに著しく困難なという文章がある以上、伺いたいのは、介護支援専門員から主任介護支援専門員になる、俗に言うケアマネジャーが、主任がつく肩書きというか、そういう資格を得るところの階段というのは、階段の段差が高いのかなという。例えば何年間か介護支援専門員を経験したら主任になれるのかというふうに思ったのですが、著しく困難な場合にはこちらでもいいよということは、この階段というのは、かなり厳しい研修とかいろいろな経験があつて、なかなかないという理解をするべきなのか、そこを教えてください。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

主任の介護支援専門員については、ある程度研修等々行った上で主任介護支援専門員ということになるかと思えます。ここでいう主任介護支援専門員は管理者ということになりますので、そこが著しく確保ができないということについては、やむを得ない場合は主任でない介護支援専門員ができるということになるのですが、やはり管理者ということになりますので、そこはなるべく資格の持った管理主任となるべき方を養成するなり、資格を取っていただくというような形で勤めていただくということで進めていくと。

先ほど言ったように、申し訳ございませんが、どのような形で主任になるかというのは、今手元にはないのですが、やはり研修等々で主任になっていくというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕が思っていたのは、そういう事業者というのは、必ずケアマネジャーという専門員を抱えているわけですね。その人がいないと事業所は開けないわけですよ。受ける人と、それから提供する事業者と、この人にはどういう事業がいいか、サービスの計画を作ってもらって、そのパイプとか計画を作る人が、ケアマネジャーですから。

ということは、何かやろうと思ったら、ケアマネジャーと言われる専門員を持たないで

事業所はできないわけですよ、多分事業は。ということは、何年間か経験があつてなれるのだったら、特別な事情ということが必要なのかどうか。そうなると、すごく階段がでかいのかなという気がしますけれども、事業者については、何年も経験した人が研修を受けて、その中の誰かを管理者に指定すればいいということですから、それほど困難な状況というのは、僕はないのではないかとということがあるので、えっというふうに思ったわけです。

ただ、今、大樹にはないようですから、これ以上言いませんが、と言いつつ、やっているとみたら、3年ぐらい経験したらすぐ主任になった人がたくさんいるのだったら、やむを得ない場合というようなことがあり得るのかどうか。ないのではないかなというふうに思ったのでお聞きしたのですが、これも当町にそういうことがあれば、こういうことで、先ほどと同じように、後段にありましたように、講じなければならぬ経過措置があるということで理解をして、答弁はいいです。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第12号

○議 長

日程第17 議案第12号令和2年度大樹町一般会計補正予算（第12号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第12号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町一般会計補正予算（第12号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ7,635万4,000円の減額と繰越明許費を設定するもの、地方債の追加及び変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第12号令和2年度大樹町一般会計補正予算（第12号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,635万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億9,742万1,000円とするとともに、繰越明許費の設定、地方債の追加及び変更を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、6ページをお開き願います。

なお、資料につきましては、6ページから35ページまでとなっておりますが、説明にあたりましては、事業の追加や事業費増減の大きなものなどに絞らせていただき、事業完了や執行見込み額の精査によるものは説明を割愛させていただきます。

また、財源内訳につきましても、一般財源のみの増減や事業確定に伴う補助金増減等の財源調整分についても割愛をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

6ページ、議会費、議会運営費115万1,000円の減。

その下から13ページにかけまして、総務費全体で1億6,625万6,000円の増。

最初に6ページ、一般管理費、一般職給与、給料から共済費までで1,012万2,000円の減。このうち給料につきましては、予算計上後の退職者3名のほか、異動等の増減により825万8,000円の減となるものでございます。

庁舎管理費、報酬から委託料までで79万円の減。

町長交際費、交際費で100万円の減。

7ページに移りまして、総務管理費、共済費から負担金、補助及び交付金までで79万6,000円の減。このうち負担金、補助及び交付金の39万4,000円の増は、非常勤職員公務災害補償負担金25万円の減とテレビ会議システム導入に伴う十勝町村会負担金4万9,000円の増及び北海道職員派遣負担金59万5,000円の増の相殺となっております。

職員厚生費、委託料で42万1,000円の減。

職員研修事業、旅費と負担金、補助及び交付金で12万8,000円の減。

文書広報費、広報・広聴事業、需用費で40万6,000円の減。

財産管理費、町有地・建物維持管理経費、役務費から工事請負費まで41万5,000円の減。

土地利用計画事業、需要費で3,000円の増。財源は、国道支出金で2,000円の増。一般財源が1,000円の増。土地利用計画事務費補助金の決定による増でございます。

8ページに移りまして、企画費、企画調整推進事業、負担金、補助及び交付金で15万円の減。

多目的航空公園管理運営事業、報償費と委託料で77万6,000円の減。

都市間交流推進事業、報償費で7万円の減。

移住促進事業、報償費で7万円の減。

大樹町地域おこし協力隊設置事業、報酬から負担金、補助及び交付金まで51万3,000円の減。

宇宙のまちづくり推進事業、報償費から報酬及び出資金で2億1,456万8,000円の増。このうち負担金、補助及び交付金でクラウドファンディング活用支援事業補助金は、宇宙のまちづくり推進事業実行委員会補助金709万2,000円の減と相殺されておりますけれども、2億245万1,000円の増で、財源は全額、魅力あるまちづくり推進資金寄附金でございます。

投資及び出資金2,000万円の増は、射場運営事業会社設立に対する出資金で、財源は航空宇宙産業基地誘致対策基金からの繰入れが500万円、魅力あるまちづくり推進基金からの繰入れが1,500万円となっております。

若手芸術家地域担い手育成事業、負担金、補助及び交付金で9万円の減。

9ページに移りまして、スマート街区構築事業、委託料で33万円の減。

特別定額給付金給付事業、報酬から負担金、補助及び交付金まで891万7,000円の減。

高度無線環境整備推進事業、補正額はなく、財源の組替えで、地方債の充当額を1,510万円減額し、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金における各種事業の執行残1,508万4,000円と一般財源1万6,000円を充当するものでございます。

防犯交通安全推進費、防犯交通安全推進事業、旅費と負担金、補助及び交付金で13万4,000円の減。

福祉センター費、福祉センター維持管理費、需用費から備品購入費まで149万円の減。

10ページに移りまして、電子計算費電算一般管理事業、需用費から使用料及び賃借料で95万5,000円の減。

電算システム整備事業、委託料から備品購入費で751万1,000円の減。このうち委託料では、総合行政情報システム改修業務で、財務会計システムの改修を見込んでございましたが、令和3年度にシステムの更新がされることとなり、改修する必要がなくなったことなどにより約230万円の減。備品購入費では、行政情報端末機器の購入で、入札執行等により減となるものでございます。

車両管理費、車両管理事業、需用費から備品購入費まで720万7,000円の減。備品購入費では大型バスの入札執行による減でございます。財源では、過疎債の配分が少なくなったため、一般財源を409万3,000円の増としてございます。

諸費、特別職報酬等審議会経費、報酬で1万円の減。

名誉町民等審査委員会経費、報酬で4万円の減。

功労者等表彰事業、報償費で5万円の減。

11ページに移りまして、街灯維持管理費、需用費で48万円の減。

成人式事業、報償費で7万円の減。

行政改革推進委員会経費、報酬と旅費で9万円の減。

簡易郵便局運営事業、報償費で15万円の減。

行政区推進事業、報酬から負担金、補助及び交付金で32万5,000円の減。

行政区会館等維持管理費、需用費から使用料及び賃借料で72万5,000円の減。

住民活動一般経費、旅費から負担金、補助及び交付金までで8万9,000円の減。

12ページに移りまして、消費者対策事業、報酬から負担金、補助及び交付金で54万9,000円の減。

行政区会館等整備事業、委託料と工事請負費で137万円の減。財源では、晩成行政区会館に係る辺地債の配分が少なくなったことにより、一般財源を1,053万円の増としたものでございます。

庁舎建設費、庁舎建設事業、委託料と工事請負費で598万8,000円の減。

賦課徴収費、賦課徴収一般経費、旅費から負担金、補助及び交付金で21万1,000円の減。このうち委託料の8万4,000円の増は、地籍図修正処理業務で修正筆数の増によるものでございます。

町税還付金、償還金、利子及び割引料で360万円の増。町税の還付が見込みより増え、不足が見込まれるものでございます。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、旅費と負担金、補助及び交付金で104万2,000円の増。このうち負担金、補助及び交付金の増は、個人番号カード交付枚数の増によるものでございますけれども、全額が国道支出金でございます。

13ページに移りまして、選挙管理委員会費、選挙管理委員会経費、報酬から負担金、補助及び交付金まで20万円の減。

監査委員費、監査委員経費、旅費から負担金、補助及び交付金で27万9,000円の減。

13ページから17ページにかけまして、民生費全体で7,379万6,000円の減。

社会福祉総務費、民生児童委員協議会経費、旅費と負担金、補助及び交付金で84万8,000円の減。

遺族援護事業、旅費と需用費で8万5,000円の減。

社会福祉一般事業、旅費から扶助費まで174万9,000円の減。このうち扶助費では、福祉灯油の執行見込みによる減でございます。

14ページに移りまして、老人福祉総務費、老人クラブ育成事業、負担金、補助及び交付金で39万円の減。

老人福祉施設入所措置事業、扶助費で38万円の増。病弱加算事務費支弁額の変更等による増でございます。

高齢者通院手段支援事業、扶助費で16万円の減。

介護老人福祉対策事業、扶助費と繰出金で9万8,000円の増。このうち繰出金は低所得者介護保険料軽減繰出金の増でございます。

高齢者生活安心支援事業、補正額はなく、財源の組替えでございます。

緊急通報用装置設置事業、委託料で92万円の減。

心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、報酬から扶助費まで1,162万7,000円の減。このうち委託料では、障害者地域活動支援センター運營業務で200万円の減。扶助費では、自立支援医療費300万円の減。訓練等給付費386万6,000円の減。障害児通所給付費240万円の減。補装具給付費144万円の増が主な増減でございます。

15ページに移りまして、高齢者保健福祉推進センター費、高齢者保健福祉推進センター運營業、需用費と委託料で75万9,000円の減。

福祉医療諸費、保険基盤安定制度等繰出金、繰出金で35万6,000円の増。

心身障害者医療費助成事業、役務費と扶助費で98万8,000円の減。

ひとり親家庭等医療費助成事業、役務費と扶助費で43万6,000円の減。

乳幼児及び児童医療費助成事業、役務費と扶助費で184万8,000円の減。

後期高齢者医療運營業、負担金、補助及び交付金と繰出金で541万3,000円の減。

16ページに移りまして、発達支援センター費、発達支援センター運營業、報酬から負担金、補助及び交付金まで898万円の減。このうち給料から共済費につきましては、現在も職員を募集しているところではありますが、採用を見込んで計上していた人件費について、年度当初からの採用には至らなかったために減となるものでございます。

公衆浴場費、公衆浴場運營業、需用費と委託料で57万5,000円の減。

児童措置費、児童手当支給事業、扶助費で734万円の減。

子育て世帯への臨時特別給付金事業、負担金、補助及び交付金で12万円の減。

17ページに移りまして、児童福祉施設費、児童保育一般経費、報酬から委託料まで155万4,000円の減。

町立認定こども園運營業、報酬から使用料及び賃借料まで188万8,000円の減。

法人認定こども園運營業、扶助費で2,102万6,000円の減。幼稚園部門のほか、ゼロ歳児の入園児童数減等によるものでございます。

学童保育所運營業、報酬から使用料及び賃借料まで242万4,000円の減。

児童福祉施設整備費、法人認定こども園建設事業、負担金、補助及び交付金で550万円の減。実施設計業務への補助金でございますが、入札執行により需用費が減となるものでございます。

18ページから19ページにかけて、衛生費全体で1,128万6,000円の減。

母子保健費、母子保健事業、委託料から扶助費まで46万円の減。

成人保健費、成人保健事業、報償費から委託料で245万2,000円の減。

成人歯科保健対策事業、委託料で7万円の減。

予防費、予防接種事業、委託料で230万円の減。

環境衛生費、環境衛生事業、報酬と旅費で30万1,000円の減。

一部事務組合負担金事業、負担金、補助及び交付金で519万4,000円の減で、内訳

でございますが、南十勝複合事務組合負担金が499万8,000円の減、十勝圏複合事務組合負担金が19万6,000円の減でございます。

19ページに移りまして、墓園費、墓園管理費、需用費と委託料で23万7,000円の減。

じん芥処理費、じん芥処理事業、役務費から備品購入費まで27万2,000円の減。

19ページから23ページにかけまして、農林水産業費全体で412万9,000円の減。

農業委員会費、農業委員会運営事業、報酬から需用費まで10万1,000円の減。財源については、国道支出金で農業委員会活動促進事業に係る道補助金が増となることにより一般財源と相殺してございます。

農地中間管理事業、報酬から需用費まで28万円の減。

農地総務費、営農指導一般事業、旅費で19万7,000円の減。

20ページに移りまして、農業振興費、鳥獣被害対策事業、報酬から負担金、補助及び交付金で46万5,000円の減。

小規模土地改良事業、負担金、補助及び交付金で139万円の減。

地域農業マスタープラン作成事業、報酬と旅費で4万円の減。

農業新規就農者受入助成事業、負担金、補助及び交付金で25万5,000円の減。

畑作構造転換事業、負担金、補助及び交付金で5万7,000円の減。

強い農業担い手づくり総合支援事業、負担金、補助及び交付金で300万円の増。事業の追加募集の要望が承認されたことにより増となるもので、財源については全額国道支出金でございます。

畑作物防疫対策事業、負担金、補助及び交付金で226万7,000円の減。

小麦縮萎縮病対策支援事業、負担金、補助及び交付金で43万3,000円の減。

21ページに移りまして、多面的機能支払交付金事業、負担金、補助及び交付金で21万3,000円の減。

畜産振興費、家畜共進会・共励会事業、報償費と負担金、補助及び交付金で12万8,000円の減。

各種団体育成事業、負担金、補助及び交付金で12万5,000円の減。

防疫事業、報酬から委託料で69万9,000円の減。

草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型、委託料で882万6,000円の増。本年度の事業費がおおむね確定し、国の予算が措置されたことによる増でございます。財源は、その他受託事業収入で807万1,000円の増、地方債70万円の増、一般財源が5万5,000円の増となっております。

牧場管理費、牧場管理運営委員会運営費、報酬で23万5,000円の減。

22ページに移りまして、牧場運営管理費、共済費から負担金、補助及び交付金で52万6,000円の減。

農地費、土地改良一般管理費、旅費と負担金、補助及び交付金で71万4,000円の減。
牧場整備費、牧場作業用機械更新事業、備品購入費で565万円の減。ミキサーフィー
ダー更新の執行減でございます。

林業振興費、有害鳥獣駆除事業、報償費で23万円の増。カラス、ドバトなどの駆除数
の増が見込まれることになり、増額をお願いするものでございます。

林業振興事業、旅費と負担金、補助及び交付金で41万7,000円の減。

間伐促進事業、負担金、補助及び交付金で44万8,000円の減。

23ページに移りまして、町有林費、萌和山森林公園維持管理事業、需用費で6万8,
000円の減。

町有林整備事業、旅費と需用費で13万6,000円の減。

野ねずみ駆除事業、使用料及び賃借料で5万8,000円の減。

水産振興費、水産振興一般管理費、旅費で7万円の減。

漁業近代化資金利子補給事業、負担金、補助及び交付金で10万3,000円の減。

漁港管理費、漁港施設維持管理費、委託料で111万円の減。

23ページから24ページにかけまして、商工費全体で1,855万1,000円の減。

商工振興費、商工振興対策事業、需用費と負担金、補助及び交付金で1,167万1,0
00円の減。このうち負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症対応融資
資金利子補給補助金で282万4,000円の減、経営継続支援金で260万7,000円
の減となっております。

中小企業等新しい生活様式導入支援事業補助金も584万5,000円の減となってい
ます。

24ページに移りまして、起業家支援事業、負担金、補助及び交付金で207万3,00
0円の増。新たに起業する方、2件に対し補助を行うものでございます。

市街地開発推進費、TMO活動推進事業、補正額はなく、一般財源から地方債への財源
の組替えでございます。

観光振興費、観光振興対策事業、負担金、補助及び交付金で958万7,000円の減。
観光協会助成金では、事業の中止に伴い883万5,000円の減。日本ハムファイターズ
応援大使活動補助金では、事業の確定により75万2,000円の減となっております。

ふるさと応援推進事業、使用料及び賃借料で40万円の増。ふるさとチョイス利用料に
不足が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。財源は全額、魅力あるまち
づくり推進基金からの繰入金でございます。

観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費で43万4,000円の増は、木質チップに係
る燃料代に不足が見込まれるものでございます。

コスモスガーデン維持管理費、委託料と使用料及び賃借料で20万円の減。

その下から26ページまで、土木費全体で1,721万6,000円の減。

土木総務費、土木一般管理費、旅費と使用料及び賃借料で17万3,000円の減。

25 ページに移りまして、道路台帳作成事業、委託料で17万6,000円の減。

道路維持費、町道維持管理事業、工事請負費10万3,000円の減。

土木車両更新事業、備品購入費で591万円の減。クレーダー更新の入札執行による減でございます。財源については、国道支出金で、社会資本総合交付金の配分が減となったことから、地方債の充当と一般財源で賄うものでございます。

橋梁長寿命化事業、補正額はなく、地方債から一般財源への組替えでございます。

道路新設改良費、町道改良舗装事業、委託料から補償、補填及び賠償金で401万1,000の減。

都市計画総務費、都市計画審議会運営事業、報酬と旅費で9万3,000円の減。

都市計画一般管理費、旅費で6万3,000円の減。

26 ページに移りまして、公園費、公園維持管理費、委託料で184万9,000円の減。歴舟川パークゴルフ場管理事業、需用費と委託料で26万6,000円の減。

住宅管理費、町営住宅維持管理費、工事請負費と償還金、利子及び割引料で105万7,000円の減。このうち償還金、利子及び割引料8,000円の増は、町営住宅料金における計算過程の端数処理により還付をする必要が生じたため計上するものでございます。内訳といたしましては、8名の7,900円でございます。

建築一般管理費、旅費で17万円の減。大樹でかなえるマイホーム支援事業、補正額はなく、一般財源から地方債へ組み替えるものでございます。

住宅リフォーム支援事業、報償費で104万2,000円の減。

住宅建設費、日方団地建設事業、工事請負費と補償、補填及び賠償金で230万3,000円の減。

27 ページに移りまして、消防費全体で309万1,000円の減。

消防総務費、とちち広域消防事務組合負担金事業、補正額はなく、財源の組替えでございます。

非常備消防費、消防団管理運営事業、報酬と負担金、補助及び交付金で70万円の減。

消防施設等整備事業、備品購入費で17万2,000円の減。

災害対策費、防災行政無線維持管理費、需用費から委託料まで64万6,000円の減。

防災対策推進事業、旅費から備品購入費まで84万8,000円の減。

戸建住宅耐震診断及び耐震改修支援事業、負担金、補助及び交付金で66万円の減。

防災行政無線デジタル化整備事業、旅費で6万5,000円の減。

28 ページから34 ページにかけまして、教育費全体で3,221万円の減。

教育委員会費、教育委員会運営費、報酬と旅費で27万2,000円の減。

事務局費、教育委員会事務局運営費、旅費と負担金、補助及び交付金で50万2,000円の減。

教育振興費、教育振興事業、給料から負担金、補助及び交付金まで435万2,000円の減。

奨学金貸付事業、貸付金で380万4,000円の減。

29ページに移りまして、外国青年招致事業、報酬から負担金、補助及び交付金で364万1,000円の減。

小中高連携教育推進事業、報償費で26万2,000円の減。

学校管理費、小学校の学校管理費、共済費から備品購入費まで231万8,000円の減。このうち役務費では電話料の不足が見込まれるもので、増となるものでございます。

小学校の教育振興費、学校運営経費、備品購入費で21万5,000の減。

要保護・準要保護児童就学援助事業、扶助費で133万円の減。

30ページに移りまして、学校管理費、中学校の学校管理費、報酬から備品購入費まで268万5,000円の減。

中学校の教育振興費、学校運営経費、役務費と備品購入費で37万1,000円の減。

要保護・準要保護生徒就学援助事業、扶助費で91万6,000円の減。

学校給食費、給食調理事業、共済費から備品購入費まで136万1,000円の減。

給食材料費、需用費で218万7,000円の減。

31ページに移りまして、社会教育総務費、社会教育委員会運営費、報酬と負担金、補助及び交付金で23万7,000円の減。

社会教育推進事業、報償費から需用費まで75万9,000円の減。

青少年教育推進事業、負担金、補助及び交付金で1万9,000円の減。

高齢者教育推進事業、報償費から委託料まで24万4,000円の減。

地域学校協働本部事業、報酬と負担金、補助及び交付金で35万1,000円の減。財源の国道支出金が267万4,000円の減となったことにより一般財源を増額してございます。

子ども交流事業、旅費と負担金、補助及び交付金で36万9,000円の減。

32ページに移りまして、生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、職員手当等から備品購入費まで149万5,000円の減。

生涯学習センター文化事業、報償費と負担金、補助及び交付金で21万6,000円の減。

文化財保護事業、役務費から使用料及び賃借料で21万9,000円の減。

保健体育総務費、社会体育推進事業、旅費で27万2,000円の減。

スポーツクラブ育成事業、報償費と負担金、補助及び交付金で21万2,000円の減。

学校開放事業、委託料で44万1,000円の減。

33ページに移りまして、町技普及振興事業、需用費で3万円の減。

スポーツ推進委員運営費、報酬から負担金、補助及び交付金で20万3,000円の減。

体育施設費、海洋センター維持管理費、報酬から委託料まで129万6,000円の減。

生花湖艇庫維持管理費、備品購入費で4万1,000円の減。

高齢者健康増進センター維持管理費、工事請負費で55万9,000円の減。財源の地方債の配分が減となったことにより一般財源を充当してございます。

大樹中央運動公園維持管理費、委託料で83万7,000円の減。

34ページに移りまして、図書館総務費、図書館管理運営費、職員手当等から備品購入費まで19万4,000円の減。このうち備品購入費20万円の増は、昨年11月に図書購入費としての寄附がございましたので、図書を購入するものでございます。

次の諸支出金は8,118万円の減。

事業会計繰出金で、国民健康保険事業特別会計では2,668万9,000円の減。後期高齢者医療特別会計では69万7,000円の減。介護保険特別会計では1,196万4,000円の減。介護サービス事業特別会計では2,867万1,000円の減。公共下水道事業特別会計では2,042万3,000円の減。

35ページに移りまして、特別会計出資及び補助金で、病院事業補助金は16万4,000円の減、水道事業補助金は485万4,000円の減となるものでございます。

基金費、基金積立金で1,228万2,000円の増。これらの内訳につきましては、公共施設整備基金が562万4,000円の増、航空宇宙産業基地誘致対策基金が3,000円の増、地域福祉基金が60万4,000円の増、新型コロナウイルス感染症対策基金が605万1,000円の増。このうち新型コロナウイルス感染症対策基金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内中小企業者の資金繰りを支援するため、感染症対応融資資金の融資を受けた月以降に発生する5年間分の利子補給を実施するための令和3年度以降の財源とするために基金を設置し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積み立てるものでございます。

以上、歳出補正額合計7,635万4,000円の減。

財源内訳では、特定財源が国道支出金で6,109万4,000円の減。地方債で6,270万2,000円の減。その他で2億1,260万6,000円の増。

特定財源の合計では8,881万円の増。一般財源が1億6,516万4,000円の減となるものでございます。

次に、歳入について主なものを説明させていただきますので、39ページ、40ページをお開き願います。

1款町税、1項町民税、1目個人の町民税が1,522万7,000円の増。2目法人の町民税が2,379万6,000円の増。2項、1目固定資産税が5,059万6,000円の増。1款の町税全体では8,961万9,000円の増となっております。

45ページ、46ページをお開きください。

上から2段目、18款、1項寄附金、2目指定寄附金では、魅力あるまちづくり推進資金寄附金で2億236万8,000円の増、まち・ひと・しごと創生寄附金が770万4,000円の減となっております。

19款、1項繰入金、1目基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を2億6,093万8,000円減額してございます。

47ページ、48ページに移りまして、22款、1項町債については、全体で6,270

万2,000円の減。

次に、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、3ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額91億7,377万5,000円。補正額、2ページの1款議会費から13款諸支出金まで7,635万4,000円の減。補正後の歳出合計90億9,742万1,000円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額91億7,377万5,000円。補正額、1款町税から22款町債まで7,635万4,000円の減。補正後の歳入合計90億9,742万1,000円となるものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費を説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費、内容につきましては繰越明許費を設定するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、高度無線環境整備推進事業、金額が5億647万円。大樹町整備エリアにおける光ファイバーの整備で、東日本電信電話株式会社に対し、令和3年度整備の完了をもって負担金を支出する必要があるため、次年度に繰り越すものでございます。事業名、スマート街区構築事業で金額が2億1,320万円。令和2年度と3年度における2カ年の契約により事業を進めてきたところでございますが、令和2年度中の工事着工に至らなかったことから、次年度に繰り越すものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修業務で、金額が149万6,000円。戸籍附票システム改修業務で金額が488万4,000円。戸籍の副本データと附票の管理システムでマイナンバー制度導入に係るシステム改修でございますけれども、システム開発元から改修プログラムの提供が翌年度になることとなったため、次年度に繰り越すものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、一部事務組合負担金事業、金額は1万7,000円。十勝圏複合事務組合負担金のうち下水道建設負担金を伴う工事、汚泥貯留槽辺流水タンク内防蝕工事等が入札不調により契約に至らなかったため、次年度に繰り越すものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、産地生産基盤パワーアップ事業で、金額が2,162万5,000円。今年度にリース導入予定の高性能農作業機械は、受注生産のもので令和2年度内の納品が見込めないため、次年度に繰り越すものでございます。事業名、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型で、金額が1,760万円。国の令和2年度補正予算額により、町が予定している令和3年度分の事業について前倒しで予算措置されましたが、未執行である令和2年度事業分を次年度に繰り越すものでございます。

7款、1項ともに商工費、事業名が市街地開発推進事業で、金額が1,736万9,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市街地防災拠点駐車場整備工事について、年度内での工事施工が見込めないことから、次年度に繰り越すもの

でございます。事業名、商工振興対策事業で、金額が1,800万円。第2弾プレミアム付特別商品券発行事業助成金でございますが、事業の期間が令和3年度にまたがるため、次年度に繰り越すものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業で、金額が1,511万円。紋進橋の補修工事において、年度内の工事を完了することが見込めないことから、次年度に繰り越すものでございます。

次に、第3表地方債補正を説明いたしますので、5ページをお開き願います。

最初に、地方債の追加であります。起債の目的が減収補填債、限度額が1,029万8,000円。新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大の影響などから、地方消費税交付金等の交付額が減となることに伴い、借入れを行うもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、他の起債と同様でございます。

次に地方債の変更であります。過疎対策事業の限度額を5,160万円減額し6億9,210万円に、辺地対策事業の限度額を1,660万円減額し4,830万円に、緊急防災・減災対策事業の限度額を70万円減額し2億7,970万円に、公共事業等の限度額を70万円増額し650万円に、学校教育施設等整備事業の限度額を420万円減額し2,840万円に、公共施設等適正管理推進事業の限度額を60万円減額し4,940万円にそれぞれ変更するもので、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第12号令和2年度大樹町一般会計補正予算（第12号）の審議に対する会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり議事を進めます。

はじめに、事項別明細書49ページ・50ページ、1款議会費の質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、49ページから58ページまで、2款総務費の質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

出資金の関係ですけれども、52ページ。2,000万円ですけれども、基金で対応するのですけれども、新会社というのは一般的に株式という捉え方でいいのか。

それと、うちは今回2,000万円拠出するのですけれども、会社の資本金総額というのはどのぐらいになるのか。他の団体も出資金をちゃんと募るのか、それについてまずお聞きしたいのですけれども。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

今回つくる会社というのは株式会社なので、出資金は株式になるということでありまして。

それから、資本金の総額ですけれども、大樹町のほか複数の民間企業から出資を受けまして、数千万円の出資を受ける予定であります。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

総額で9,000万円が目標なのですけれども、そのうち約2,000万円が大樹町で出資するのですけれども、そうしますと、民間会社は株式なので、大樹町と新会社の今後の関係というのはどうなっていくのか。今のところは、HAPで新しい会社を立ち上げるために一生懸命やっているのですけれども、そういった中で町長はHAPの代表ですけれども、新しい組織になっていく中で、大樹町としては株式会社とどうつながっていくのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回の補正で、新しい射場の運営会社の出資の予算を計上させていただきました。今現在、航空宇宙の取組については、企画を行うHAPで進めているところでもあります。HAP設立の際に、私どもも出資者となり、私が代表取締役という立場で今現在HAPの運営を進めているところではありますが、この春に設立をもくろんでおります新会社につきましても、私どもは出資者としての役割を担っていきたいというふうに思っているところでもあります。そういうことで、新しい会社の組織の中に私どもが加わる、私どもの職員も含めて加わるということは今のところ想定はしておりません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今のところは関わらないということですが、もう1つ気になるのは、今HAPの組織がありますよね。多分これは新会社をつくるための準備会社というか、準備組織だと思うのですけれども、それは新しい会社ができた段階で解散という解釈でいいのか。そこに今1人の職員を派遣しているのですけれども、その方については本来の大樹町の業務に戻っていただくという解釈でよろしいのでしょうか。最後そこだけお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

従前から説明させていただきましたとおり、HAPについては新会社設立を進めるための準備ということもありましたので、基本的には新会社設立の段階でHAPについては解散をしたいというふうに思っております。

ただ、事務事業の引き継ぎ等もあって、3月にHAPを解散して4月に立ち上げるのがいいか。HAPについては、2カ月か数カ月程度移行期間も含めて、引き継ぎも含めて、残任期間をもって整理をしていこうかというところは現在検討中でありますので、HAPの役割については新会社の設立とともに終わるということではありますが、事業継承も含めて若干の重複期間は必要かなというふうに思っております。

また、HAPの事務所として札幌に事務所を開設いたしました。これについては年度内に撤去して、そこに派遣している職員については大樹町のほうに戻ってくるという予定でおります。

ただ、先ほど申し上げたとおり、HAPの引き継ぎを担っていくということもありますので、その残任期間については、私どもの町の立場とHAPの仕事を引き継ぐという役割も含めて少し重複してやる必要があるかなというふうには思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連するのですけれども、株式で9,000万円と。聞き漏らしたのですけれども、9,000万円は目標なのか、現時点での集まっている金額なのか。目標であれば、現時点の集まっている額等は公表にならないのかどうか、そこを伺いたと思います。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

先ほどの答弁で、9,000万円ではなくて数千万円ということでありました。申し訳ありません。

現時点で、まさに今、最終の調整をしております。出資者のほうで各期間決定を迎え

るところの段に入っていて、今、会社名等を申し上げることは現状ではできないという状況です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

申し上げられないということなのですが、お金があるけれども申し上げられないもあるし、なくて申し上げられないもあるので、今ここで2,000万円がオーケーになれば、ほかがないければ、現時点での残額は2,000万円となるのですよね。そこが数千万円なのか、億数千万円なのか別にして、そこの話が全く見えないというのはちょっと。

中での2,000万円の話だから、今後の展望としてどこまで積みさるか分からないけれども、現時点ではある程度あるけれども、詳細は申し上げられないのではなくて、なくて申し上げられないのか、あって申し上げられないのか、ちょっとキツネにつままれたような話になっているので。

その辺が、言うべきでないのか、何となく隠さなければならないのかという不信感みたいながあるので、その辺を分かりやすく理解しやすいように。うちが2,000万円を出すことに、分からないで出していることが何となく気が重たいのですよ。その辺をちょっとお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

明確にお答えできなくて非常に心苦しく、また申し訳なく思っております。

会社設立を、新しい会社をつくる時には日にちを選ぶというようなこともあって、どの日にちで設立をしようかというところを今調整しておりますが、いずれにしても4月中には新会社の設立を終えたいというふうに思っており、今現在確定している中では、申し訳ありません、私どもも含めて数社から数千万円の出資をいただくということはもう確定をしているというふうに思っております。

ただ、それぞれほかの会社も、今、出資に向けて私どもと調整をさせていただいておりますが、設立段階では全ての社の出資がそろうということではありませんので、会社設立後に増資というような形も含めて、ほかにも数社から出資をいただけるのではないかなというふうに思っております。

相手方企業のご都合もございまして、企業として公表の段階をいつにしようかということも検討されているということも含めて、この場では明確な企業名、または出資等の金額についてはご提示できないということについてはご了解をいただきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

休憩をいたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、57ページから64ページまで、3款民生費の質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

事項別明細書58ページの扶助費の福祉灯油の関係なのですが、20%以上減になったのは、対象戸数が、当初1年間の間でこんなに減ったという理解をすればよろしいのですか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

福祉灯油の関係ですけれども、当初、予算のときには480世帯を見込んでおりましたが、今現在申請されている方が402世帯でございまして、今後、30世帯を見込むとして、合計432世帯で積算したということで、この分が減ったということでございます。

減った理由は、申請の人数が減ったということになるかと思えます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。対象となる世帯はあるのだけれども、その人たちの中で申請をしない人が結構いるということも理解すればいいのですね。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるとおりでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

58ページの18節負担金、補助及び交付金ですけれども、今回は39万円マイナスですけれども、ほかの款でも言えるのですけれども、今回は老人クラブの運営費補助金等もマイナスなのですけれども、活動していなかったら多分返納だと思うのですけれども、これは、自主的に戻されたものなのか、それとも行政側で使い道をコロナの関係で活動できない状況なのかを全部把握して調整したお金なのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

老人クラブの負担金でございますが、まず会員数が減ったと。当初見込んでいたよりも減っております、現在853名というふうなことになっております。

また、コロナの関係で自主的に今年度については活動しないということで、補助金の申請をされないという団体も1団体ございました。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これはほかの団体でも言えるのですけれども、今回は1団体が活動しないから自主返納という形になったと思うのですけれども、ということは、ほかの団体はひょっとしたら活動はしていないけれども補助金をもらった段階で、多分3月が決算なので、恐らくそのまま会計上繰越しになりますよね。そうすると、来年度以降どうやって調整していくのか、お聞きしたいのですけれども。

○議 長

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

黒川副町長。

○黒川副町長

補助金全般に言えることかと思しますので、私のほうから申し上げます。

各団体いろいろな対応で、今回行事していないので補助金を減らす場合もありますし、少額の運営費の補助の場合は、例年どおりいただいておいて決算をするというような場合もございます。それは団体全てが同じようなルールではなくて、それぞれになっておりまして、新年度の予算は一応例年どおりの予算を見ておりまして、事業をやるものだとということで予算を見ておりますけれども、その中で令和2年度から3年度に繰越し、決算をして予算を組みますので、その辺の内容を見させていただいた中で、令和3年度の補助金に関しては、ケース・バイ・ケースになるかと思っておりますけれども、減額するなり、一旦今年はやらないでしょうということもあるかと思っておりますが、1件1件の審査になろうかと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

58ページの12節委託料のことで、緊急通報装置の件で92万円減額になっている理由を教えてください。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

予算のときには70人分の設置台数をということで見込んでおりましたが、当初設置されていた方でお亡くなりになったとか、施設に入所されたとか、または町外に転居されたということで、今現在42名が設置しているという状況でございます。そういうことで当初見込んでいたよりも減ったということで、92万円ほど減額したということでございます。

以上でございます。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

確認になりますけれども、対象者全戸に緊急装置が届いたという解釈でいいのかな。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定子ども園長兼学童保育所長

対象者というか、必要な方に設置をしているということでございますので、緊急通報装

置を必要とされる方には、今のところついているものだという認識であります。

以上でございます。

○議長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

何でそんなことを聞いたかという、緊急装置を私のところに欲しいのだけれども、ないよと、それは来ていないよという話を何件か聞いたので、その辺で対象者全員に漏れなく行っているのかなという確認をしたかったですけれども。その辺はどうなのかな。

○議長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

緊急通報装置の対象者の方につきましては、おおむね70歳以上の独り暮らしの高齢者等で、健康や身体状況、日常生活動作に支障のある方が対象ということで、急病や災害等で突発的な事態が発生したときに、迅速に駆けつけられるようにということで設置をさせていただいておりますので、健康な方については対象としておりませんので、その部分について必要な方は民生委員等も把握をされておりますので、そういう方々からの情報を得たり、また、そういう人からの申請ということでやっております。したがって、必要な方に設置をさせていただくというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

先ほどの同僚議員の質疑の58ページの老人クラブの育成事業の関係ですけれども、補助金で、会員減ということなのですけれども、会員減というのは、かつての状況と今の現状と非常に状況も変わってきているので、その点についての会員減の原因をどういうふう

に理解していますか。

○議長

予算に対して質疑をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

62ページの2目児童福祉施設費、19節の扶助費なのですけれども、2,012万6,000円の減額補正で、理由がゼロ歳児の減少ということであります。これは対象者の減少なのか、あるいは保育所に入所するゼロ歳児の減少なのか、ここを1つ教えていただき

たいのと。

それから、もしその数字が分かったら、現実問題として、ここに壁があるわけですね、人数の線引きですから。大樹町で大体生まれる数字をある程度押さえて予算計上しているのですけれども、それで、あと何人生まればとか、あと何人入所すればこの額にあたるのか、ほど遠い数字なのか、その辺の実態として、いつも大体組んでいて何となくあたっていないのですね、減額になって。その辺ちょっと説明いただきたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、扶助費が減った部分でございますけれども、先ほどゼロ歳児が減ったということで、現在、北保育所で当初ゼロ歳児を6名ほど見込んでいたのですが、実際には3名ほどしか受入れができなかったということでございます。また、町のほうで加配の保育士等南北の園のほうに予算づけをさせていただいたのですが、その部分も加配の保育士の配置ができなかったということで、その部分も併せて減額をしたというところでございます。

申し訳ございません。ボーダーラインとかというのではなくて、あくまでもゼロ歳児を受けた部分の単価ということになりますので、そのようなことになっています。

ただ、ゼロ歳児も保育士の関係でどれだけ受けられるかということがあるかと思っておりますので、なるべくゼロ歳児を受けていただくほうが単価が高いので、こういう給付のほうは多く受けられると思うのですが、ただ、園のほうの保育士の配置状況もございまして、一概に何人ということは申し上げられないと考えております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

62ページの発達支援センターの運営費、人が見つからなくて、採用できなくて減額補正になっていると思うのですけれども、実際、無線放送なんかで募集していますよというのを何回も聞いていますけれども、なかなか地元の方のPRだけでは埋め切れないのではないかなと思うのですけれども、減額になるまでの間にどういうところで、町内のリクルートだけの仕事をされていたのか、それとも町外各大学ですとか、そのような先生のところですか、同じようなことをしているような施設にいろいろコネを利かすとか、そこら辺はどんな努力をした結果、八百何十万円という減額になったのか、そこの経過を教えてくださいたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

発達支援センターの職員の募集の関係でございますけれども、退職されるというところから、町内はもちろん町外の近隣町村にも保育士、または幼稚園教諭の資格を持っている方はいないでしょうかというような照会もかけたところでございます。また、募集にあたっては、ハローワークとかという機関にも募集のお願いをしたところでございます。

議員おっしゃるように、各大学とかというところについては出向いてのお願いはしておりませんが、私個人的に関係する幼稚園とか保育所に知り合いもいるものですから、そういうところについては情報を得たりということもやったということでございますが、実際には当初見込んでいた人数よりも職員が採用できなかったということで、減額だったということでございます。

行政報告でもさせていただきましたけれども、昨日、3月1日付で職員1人を何とか採用したところでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

1つ気になっているのが、最初、言葉の教室ということで、教育委員会が立ち上げたのではないかなと思うのですよね。そのほか、福祉のほうのいろいろな働きかけがあって、療育センターとか発達支援センターのようなだんだん枠ができてきたのですけれども、もっと発達支援センターの部分の情緒のことですとか、そういうふうなことをもう少し前面に、お父さん、お母さんのことや子どものことのためにということもぜひPRの中に、大学がいいのかどこがいいのか、よく分かりませんが、それぞれ教育大学なんかだとそのような専門課程があると思いますので、今みんながみんなそういうふうな支援学校に就職できるわけじゃなくて、このようなお仕事をされたいという方もいるのではないかなと思いますので、ぜひこれからそのような努力もしていただきたいという願いを込めて、すみません老婆心というのか、そのようなことも1つ有効な手段かなと思いますので、失礼とは思いますが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、63ページ・64ページ、4款衛生費の質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、65ページから68ページまで、6款農林水産費の質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、67ページから70ページまで、7款商工費の質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

70ページ、商工観光費の10節需用費43万4,000円の晩成温泉の燃料費があるわけですけれども、先ほど民生費の中で、浴場は70万円近くの化石燃料の減額というのがあったのですけれども、ここはちょっと増えているということで、これはどのような状況で増えたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

晩成温泉の燃料費の関係でございますけれども、晩成温泉につきましては木質チップを使用して燃料としております。予算では、当初、月あたり130立米の12カ月分ということで、1,560立米を予算で見込んでいたのですけれども、3月までの使用見込みを計算いたしますと68立米ほど不足するという見込みを立てまして、今回補正を上げさせていただいたところでございます。

要因といたしましては、12月から1月にかけて、かなり多くのお客さんが来られていまして、その分にかかる燃料のチップの使用が増えたというところでございます。

以上でございます。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

そうしたら、基本的には利用が多かったので財政出動が多くなったということによろしいのでしょうか。

基本的には、利用が増えれば増えるほど持ち出しが多くなる、今後もそのようなことが想定されるのでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

おおむね1,600立米ほどのチップを年間で見込んでいますが、その年、年によって利用が、平均して入浴者がある程度入っている分にはいいのですけれども、極端に一時的に多く入るようになってくると、その分燃料を使うというようなケースもありますので、その時々によって、全体の入浴者数だけではなくて、そのピークに応じて若干変わるとい部分もございますが、入浴者が増えますとその分チップも使うという状況では、そのとおりでございます。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

基本的には、当然、利用が増えれば燃料は使うというのは理解できます。しかし、単価的には、実際に一年を通してどのくらいの単価で入れているのか、一定した単価なのか、それとも季節によって木質チップの単価がかなり変動するのか、ちょっとその辺を最後に聞かせていただければと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

単価につきましては、一年を通じて一定した単価に設定しておりまして、1立米あたり運搬料込みで6,380円という単価設定をしております。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、69ページから72ページまで、8款土木費の質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、71ページから74ページまで、9款消防費の質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、73ページから82ページまで、10款教育費の質疑をお受けします。
質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、81ページから84ページまで、13款諸支出金の質疑をお受けします。
質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最後の84ページ、積立金の新型コロナウイルス感染症基金ですけれども、先ほどの説明で、中小企業の令和3年度に向けての利子補給でやる積立てだと聞いているのですけれども、今のところは1.8%以上が利子補給なのですけれども、この額は1.8%でいくのか、町独自で1.2とか1.5で補給していくのか、それについて聞きたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

新型コロナウイルスの利子補給の件でございますけれども、この分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、財源につきましては臨時交付金を活用させていただくということとしておりまして、全額無利子となるように町のほうで利息分を利子補給するとしております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、39ページから48ページまで、歳入の質疑を受けます。
質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

45ページの18款寄附金の指定寄附金について伺いたいと思います。

総務費寄附金については、当初予算で1億5,374万8,000円計上されていたのですけれども、その内訳が魅力あるまちづくりで4,000万円、まち・ひと・しごとのほうで1億1,374万3,000円ということだったのですが、その後補正を組みまして、まち・ひと・しごとのほうが減ったのですよね。第4回定例会で4,039万円減った。令和3年の第1回臨時会で魅力あるまちづくり推進寄附金が1,000万円の増額補正をした

経過になっているかというふうに承知しています。

今回、魅力あるまちづくり推進資金寄附金で2億236万8,000円の増額補正をしています。そして、まち・ひと・しごと創生寄附金で770万4,000円の減額補正なのですよね。その増減の内訳が聞きたいのですよ。2億円というのは大きいし、それから、まち・ひと・しごとのほうは何回か減額補正しているので、その辺の状況の経過を教えてくださいというふうに思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

私のほうから魅力あるまちづくりの寄附金の件についてご説明したいと思います。

魅力あるまちづくりの寄附金につきましては、通常のふるさと納税で寄附を募っている部分と、あと、クラウドファンディングで現在、インターステラテクノロジズ社のほうに補助金として交付しておりますクラウドファンディング分も含めての寄附金という形で組み立てられておまして、通常のふるさと納税分に係る分につきましては、先の2月の臨時会におきまして1,000万円の増額補正をさせていただきまして、4,500万円の予算額とさせていただいたところでありますが、今回クラウドファンディングの分が個人で2億円の寄附をしてくれた方がいらっしゃいましたので、その分も合わせましてクラウドファンディング分増額として2億245万1,000円と寄附額が増えたということで補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

まち・ひと・しごと創生の寄附金のほうなのですけれども、こちら企業版ふるさと納税を見込んだ分です。もともと1億5,303万3,000円で見込んでいたところを、12月の定例会で4,039万2,000円を減額しまして、1億1,264万1,000円というような状況だったのですけれども、今回これも企業版ふるさと納税で見込んでおりました、インターステラがロケットの打ち上げをやる時のパブリックビューイングなどをやるための費用が必要なくなったと。コロナの影響でそういった形をやっていませんので、それが709万2,000円。それから、会場に設営する消耗品のための費用が61万2,000円で合計770万4,000円、この分を減額した形になっております。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

魅力あるまちづくりの基金につきましては、個人から2億円の寄付があったということ

なのですが、これは、聞いている中ではインターステラのロケットのほうに行くお金で、町に入るお金ではないという理解をすればいいのですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

クラウドファンディングとして募集をした中での個人からの2億円の寄付で、この分は一旦町のほうにふるさと納税という形で入ってくるのですが、その分はインターステラテクノロジズのほうに町から補助金として支出するという流れになっていまして、実際には町には入らずインターステラテクノロジズのほうにお金が交付されるという部分でございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、議案4ページ・5ページ、繰越明許費と地方債の補正について質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

4ページの繰越明許費ですけれども、特にその中でも総務管理費のスマート街区の構築事業です。令和2年度に着工できなかった分を合わせて令和3年度に繰越明許するのですけれども、今のところ止まっている状態なのか、それとも少し動いているのか。令和2年度にできなかった分を令和3年度に向けていくと、今、庁舎の建築をしているのですけれども、間に合うのかというのをまず聞きたいのと。

それと、議会でもその後のスマート街区事業の進捗状況が全然分からないのですよね。状況はどうなっているのか。もしよければ教えていただきたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

スマート街区の構築事業の件でございますけれども、今回、繰越明許費として2億1,320万円を計上させていただいたところでございますけれども、当初予算で工事する分として予算計上させていただいたところでありまして、今回令和2年度に詳細設計と工事主体を行います総合型評価の一般競争入札を行いまして、9月24日に契約を締結させていただいたところなのですけれども、年度当初は7月ぐらいから詳細設計に入るというス

スケジュールを組んでいたところですが、新型コロナの影響とかもありまして、打合せ等にいろいろと時間も要したということでございまして、9月24日以降、詳細設計に着手したというところではございまして、現時点で詳細設計の最終段階に今あるということになっております。今月中には詳細設計が出来上がるという流れになっておりまして、工事自体につきましては、雪解けを待って工事に着手していくというスケジュールをもう既に立てておりまして、おおむね11月末頃には施設が完了するだろうというスケジュールで今進んでいるところでございます。

今後、また3月にも、今回の詳細設計などの中身について、北海道科学大学の座長を担っている先生も含めた検討会がありまして、その中でもいろいろと詳細設計の中身についても協議をしていくということになっておりますので、それらの部分が出そろった段階で、議会等にも内容についてはご説明をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ということは、雪が解けたら工事を着工するという解釈でいいのか。今の説明の中では11月にはできるだろうということなので、ということは、庁舎等の工事の関係では何の支障もないという解釈でいいのですよね。

実際、運営はどの時点からスタートするのか。一番気になるのは、補助金を借りる上で新しい運営会社を設立して運営することが多分交付条件になっていると思うのですが、その辺の絡みというのは今後どうなっていくのか、それについてお聞きしたいのですが。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

スケジュールとしましては、大体11月末、12月ぐらいにおおむねの施設は完了しまして、その後、試運転ですとかいろいろな運転の流れを点検するわけなのですが、事業といたしましては、おおむね4月からスタートするようなことを今考えていまして、補助事業の要件でもあります運営会社をつくるということになっておりますので、4月の運営に向けてエネルギーマネジメント会社の設立も併せて、この4月から設立に向けて検討していきたいと考えています。今現在では、なるべくお金をかけず、最小の規模で会社の設立を考えているところでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあればお受けします。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

予算のときにお話できない分だけ時間を取らせてください。

68ページの農林水産業費なのですが、これは簡単な話です。ミキサーフィーダーの購入費が、予算のときに絵まで見せてもらって1,500万円計上したけれども、3分の2以下で終わっているのですよね。まさか、中古品を買ったのではないと思うのですが、その辺は、何か見積りもあったような気がするのですけれども、それが1つ。

それから、教育費の各種大会の助成金が大きく減額になっています。何となくコロナの関係で大会がなくなって参加する人も少なかったりするので、その分の支出ができなかったのではないのかなという理解をしているのですが、そうではなくて、成績不振で上級大会に行く人がいなかったから出さなかったのか、コロナだったらコロナですと言えばそれで結構ですので、1つだけお願いします。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

ミキサーフィーダーでございますが、こちらのほう4者で指名競争入札をさせていただいた結果、これだけの額が落ちたというところでございます。新品でございます。

以上でございます。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

各種大会の助成の減額でございます。今年度の全国中学校体育大会ということで、スケート大会が全国大会に選ばれていたのですが、大会自体が新型コロナウイルスの関係で中止になりました。これらのものが中止になったことによりまして、今回、減額計上しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

先ほど3回目オーバーしたので、ちょっと聞きたいことがあったので。

○議 長

質疑漏れではないですね。

同じ内容で先ほどの続きを質問することは出来ません。

ほかに質疑ありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

教育委員会の奨学金の貸付金が支出減ということで、借り入れた人が少ないのかなと思うのですが、逆に償還のほうで収入は増減が何も出てこないわけですが、例えばコロナで大学生なんか、テレビを見ていると結構生活が大変な人もいるわけなので、そういう人たちから何か猶予とかという話があったかどうかだけ、お聞かせ願えればと思います。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

奨学金の貸付けでございます。現在、教育委員会では高校または大学、専門学校に進学する方に奨学金ということで貸付けを行っております。

今回、新型コロナウイルス等々でさらに生活に不自由のある学生もいるのかなというふうに思っているのですが、実際としては、そういった相談は教育委員会のほうには今のところ来ておりません。

以上でございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議案第12号の件の討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 議案第13号

○議 長

日程第18 議案第13号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第13号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,392万5,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第13号令和2年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第5号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,392万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億1,205万1,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページ、歳出をお開き願います。

補正の内容につきましては、事業費の確定や執行見込みによるもので、財源内訳に変動を伴うものにつきましては、必要な組替えを行っております。補正額がなく、財源内訳の

組替えのみを行う項目につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 5 3 万 5, 0 0 0 円の減。1 8 節のオンライン資格確認システム連携作業につきましては、北海道国民健康保険団体連合会で実施する作業であるため、負担金として計上していましたが、補助金との関係から委託業務として実施することになりましたので、1 2 節に科目を変更させていただいております。その他は、執行見込みにより減額しております。

2 項徴税費、1 目賦課徴税費、補正額 3 万 1, 0 0 0 円の減。3 項、1 目ともに運営協議会費、補正額 1 7 万円の減。2 項、3 項につきましては、いずれも執行見込みにより減額しております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 1, 3 8 0 万円の増。2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 3 0 0 万円の増。2 款の保険給付費につきましては、給付費の動向を考慮した執行見込みにより増額としております。

次のページに移りまして、5 款保健事業費、2 項、1 目ともに特定健康診査等事業費 9 万 2, 0 0 0 円の減。執行見込みにより減額しております。

次のページに移りまして、7 款諸支出金、2 項繰出金、1 目直営診療施設勘定繰出金 7 9 5 万 3, 0 0 0 円の増。特別交付金に含まれる直営診療施設分の額が決定したことから、町立病院特別会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。6 ページ、7 ページをお開き願います。

歳入。

1 款、1 項ともに保険税、1 目一般被保険者保険税、補正額 1 2 9 万 2, 0 0 0 円の減。保険税につきましては、収納状況を考慮して減額しております。

3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 3, 3 4 1 万 2, 0 0 0 円の増。保険給付費に充てる普通交付金が 3, 2 0 0 万円の増、特別交付金は 1 4 1 万 2, 0 0 0 円の増となっておりますが、主に直営診療施設分に充てる特別調整交付金分が増額、国民健康保険事業費納付金などに充てられる道繰入金 2 号分は減額となっております。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2, 6 3 3 万 5, 0 0 0 円の減。保険基盤安定繰入金は、額の確定により増額、一般被保険者療養給付費繰入金とその他一般会計繰入金は、執行状況を考慮して減額しております。

6 款、1 項ともに繰越金、1 目前年度繰越金 1, 7 8 5 万 4, 0 0 0 円の増。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目療養給付費等負担金 2 8 万 6, 0 0 0 円の増となっております。

次に 5 ページ、総括の歳出をご覧ください。

歳出合計、補正前の額 6 億 8, 8 1 2 万 6, 0 0 0 円。補正額、1 款総務費から 7 款諸支出金まで 2, 3 9 2 万 5, 0 0 0 円の増。補正後の歳出合計 7 億 1, 2 0 5 万 1, 0 0 0 円。

次に 4 ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額 6 億 8, 8 1 2 万 6, 0 0 0 円。補正

額、1款保険税から7款諸収入まで2,392万5,000円の増。補正後の歳入合計7億1,205万1,000円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

簡単なことを簡潔に聞きます。

9ページの高額療養費なのですが、12月の定例会で1,000万円増額の提案がありまして、そのときには、大体、支出が当初予定の125%で推移しているから、それで計算すると4,750万円ぐらいで、4,800万円見込んだら間に合うのではないかという話だったので、それで補正をしたのですが、現時点になったら、まだ300万円足りないというので増額補正という理解でよろしいですか。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

その後、実績が積み重なってきておりますので、それらを考慮すると最終的に不足することがないようにというところも含めまして、今回増額をお願いしているところでございます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

6ページの保険税のことで、後期高齢のように保険者が北海道になって、上中下ぐらいの保険税の調整が年々なされていっているよというお話しで、そのように理解しているのですが、保険税の調整局面というのは、まだ何年もかかって税率が1つになるとか、そのような見込みについてお伺いしたいと思います。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

まず、大樹町が行っている今の調整に関してご説明させていただきますが、平成30年に都道府県単位化されたというところで、その時点で、将来的に北海道統一というところも含めてなのですが、道が積算する一定の基準にあてはめたような税率というものを意識してある程度改善していきましよう。その時点では、一般会計から保険税を安くするた

めに持ち出している繰入れを解消するというのが、1つの目標として掲げられております。

当町では、平成30年のときに目標とされた金額を、町からの一般会計の繰出しがない状態で、それを満たせるような税率の改定というものを2年に一度ずつ実施して、4回でそこに到達するような体制を考えていこうということで今やっているところでございます。これは平成30年度を第1回としていきますので、令和2年度に2回目をやらせていただきました。あと2回、令和6年までというようなことで考えての段階的解消というところを今目がけております。

ただ、それと同時に、今、議員のほうからもお話しがありました、北海道全体とした場合に、後期高齢と同じような形で、将来的にはどこに住んでいても同じ税率で負担というようなところを目標に掲げられています。こちらのほうは、もう少し先のほうの目標とされておりますが、その前段として、少なくとも計算するルールだけについては、まだ町村でも一律とはならないけれども、その前段として考え方のルールの統一をしましょうというのが、これが一応令和6年を目標にということで今協議が進められております。

この協議の進行をにらみながらになります、当町で考えている段階的な税率の改定にあたっては、その辺の道の進捗などを意識しながら、再度見直しを進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号

○議 長

日程第19 議案第14号令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第14号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ85万4,000円の追加であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第14号令和2年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ85万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,777万6,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額17万9,000円の減。執行見込みにより減額しております。

2款、1項、1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額103万3,000円の増。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体であります広域連合への納付金を計上しております。事務費の負担金は、確定により79万6,000円の減。保険料と保険料軽減分を合わせた保険料等負担金は、見込額での計上でございますが182万9,000円の増となっております。

次に、歳入について説明させていただきます。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

1款、1項、1目ともに後期高齢者医療保険料、補正額269万円の増。ここでは、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料を計上しておりますが、保険料の収入見

込みにより増額となっております。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額155万9,000円の減。事務費繰入金は、広域連合へ納付する事務費負担金の減などにより減額、保険料の軽減分を一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金は、額の確定により減額しております。

3款、1項、1目ともに繰越金、補正額22万円の増。

5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金49万7,000円の減。後期高齢者医療システムの改修に対する補助金で、昨年9月にお願いしました補正では全額を補助対象としておりましたけれども、最終的な額の確定により減額をさせていただいております。

次に5ページ、総括の歳出をご覧ください。

歳出合計、補正前の額9,692万2,000円。補正額、1款総務費と2款後期高齢者医療広域連合納付金で85万4,000円の増。補正後の歳出合計9,777万6,000円。

次に4ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額9,692万2,000円。補正額、1款後期高齢者医療保険料から5款国庫支出金まで85万4,000円の増。補正後の歳入合計9,777万6,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

どのページでもいいのですけれども、後期高齢の保険料の特別徴収の割合というのは、100なものなのか、18万円以下の年金の少ない方は普通徴収というふうには聞いているのですけれども、どの程度の特別徴収の割合があるのでしょうか。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

令和元年度の決算の数値が今手元にありますので、令和元年度の決算時点の数値になります。ここでは、該当者1,108人に対して特別徴収785人という数字になっています。パーセンとはすみません。よろしく申し上げます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号

○議 長

日程第20 議案第15号令和2年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第15号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,829万8,000円の減額であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、議案第15号令和2年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,829万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億9,902万2,000円とするものです。

補正の内容は、年度末に伴う各事業の歳入歳出の確定や執行見込みによる事業費の精査で、減額補正が主な内容となっております。

事項別明細書でご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額88万9,000円の増。人事異動に伴う職員手当等は減額。12節では令和3年度制度改正に伴う介護保険システムの改修業務に168万7,000円を増額しております。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査費、補正額30万円の減。2目介護認定審査費、補正額20万4,000円の増。3目認定調査費、補正額47万3,000円の減。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,299万8,000円の減。3目施設サービス給付費、補正額2万5,000円の減。6目特定入所者介護サービス費、補正額391万円の減。7目審査支払手数料、補正額6万7,000円の減。

2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費、補正額200万円の減。12ページ、13ページをお開き願います。2目高額医療合算介護サービス事業費、補正額100万円の減。

3款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額419万7,000円の減。2目一般介護予防事業費、補正額321万円の減。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額338万9,000円の減。職員の退職に伴う給料や職員手当等の減額と、社会福祉協議会に委託しております地域支援事業費の確定や執行見込みによる減額が主な内容となっております。2目任意事業費、補正額44万円の減。

14ページ、15ページをお開き願います。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額261万8,000円の増。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。歳入です。

1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、補正額228万5,000円の減。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額968万2,000円の減。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額449万9,000円の減。2目地域支援事業交付金、補正額66万4,000円の減。3目介護保険事業費補助金、補正額106万4,

000円の増。4目地域支援事業調整交付金、補正額23万円の減。5目保険者機能強化推進交付金、補正額112万3,000円の増。6目介護保険保険者努力支援交付金、補正額104万9,000円の増。

3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額536万8,000円の減。

2項道補助金、1目地域支援事業交付金、補正額41万5,000円の減。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,356万4,000円の減。2目地域支援事業支援交付金、補正額89万6,000円の減。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,188万4,000円の減。

8ページ、9ページをお開き願います。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額1,388万6,000円の増。

7款諸収入、2項雑入、3目雑入、補正額42万3,000円の増。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額364万4,000円の増。

次に、総括についてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願います。

5ページの歳出です。

歳出合計、補正前の額7億2,732万円。補正額、1款総務費から4款基金積立金まで2,829万8,000円の減。補正後の歳出合計6億9,902万2,000円でございます。

次に、4ページの歳入でございます。

歳入合計、補正前の額7億2,732万円。補正額、1款介護保険料から8款繰越金まで2,829万8,000円の減。補正後の歳入合計6億9,902万2,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号

○議 長

日程第21 議案第16号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第16号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ2,955万9,000円の減額と繰越明許費を設定するものであります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第16号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,955万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,925万3,000円とするとともに、繰越明許費の設定でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、9ページ、10ページの歳出をお開きください。

歳出です。

1款、1項とともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額408万2,000

円の減。1節報酬、会計年度任用職員報酬の所要見込みによる減額と事業費の確定、執行見込みによる減額が主なものです。

2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額2,547万7,000円の減。事業費確定、執行見込みによる減額が主なものですが、職員人件費では年度途中の介護職員2名の退職、看護・介護職員未補充分などの減額でございます。10節需用費、消耗品費223万9,000円の増額は、感染予防対策用の使い捨て手袋を購入するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。

次に、7ページ、8ページの歳入をお開きください。

歳入です。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス事業収入、補正額780万1,000円の減。2目介護老人福祉施設事業収入、補正額218万2,000円の増。2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1目通所型サービス事業費収入、補正額447万1,000円の減。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目居宅介護サービス事業負担金、補正額196万8,000円の減。2目介護老人福祉施設事業負担金、補正額186万7,000円の減。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2,867万1,000円の減。

4款、1項、1目ともに繰越金、補正額1,303万7,000円の増。

次に、総括、6ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額4億4,881万2,000円。補正額、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費で2,955万9,000円の減。計4億1,925万3,000円となります。

次に、5ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額4億4,881万2,000円。補正額、1款サービス収入から4款繰越金まで2,955万9,000円の減。計4億1,925万3,000円となるものです。

続きまして、第2表繰越明許費をご説明いたしますので、3ページをお開きください。

繰越明許費、1款、1項ともに居宅介護サービス事業費、事業名、老人デイサービス車両管理事業、金額523万4,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、デイサービスセンター利用者送迎車両の購入を予定しておりますが、令和2年度内の納品が見込めないため、次年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第17号

○議 長

日程第22 議案第17号令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第17号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,365万3,000円の減額と、地方債の変更であります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第17号令和2年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、第1条で歳入歳出1,365万3,000円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ3億60万4,000円とするものでございます。

この補正に伴いまして、第2条では、地方債を変更する内容となっております。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、9ページ、10ページの歳出をお開き願います。

歳出です。

1款管理費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額172万3,000円の減。このうち18節負担金、補助及び交付金は、公共下水道事業が水道事業に対して負担するもので、水道事業の決算見込みが確定したことによる減額でございます。2目普及推進費13万1,000円の減。このうち18節負担金、補助及び交付金は、個別排水事業が水道事業に対し負担するもので、水道事業の決算見込みが確定したことによる減額でございます。

2項施設管理費、1目管渠管理費35万2,000円の減。2目処理場管理費199万1,000円の減。3目個別排水管理費73万2,000円の減。

次に、2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費498万6,000円の減。12節委託料では、事業執行残による減額でございます。また、14節工事請負費の公共下水道工事につきましては、公共ますの設置が当初10基から5基に減ったことにより減額するものでございます。

2項個別排水処理施設整備費、1目個別排水処理施設建設費373万8,000円の減。これにつきましては、9ページから12ページにかけまして委託料及び工事費ともに事業執行残による減額でございます。

7ページ、8ページをお開き願います。

2、歳入です。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道負担金、補正額57万7,000円の増。これにつきましては、受益者負担金ですが前納する方が見込みより多かったため増額するものでございます。2目個別排水処理事業受益者分担金9万円の減。事業件数が当初10件から9件に減ったため減額するものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金114万8,000円の減。これにつきましては、管渠の実施設計及び終末処理場の計画変更に係る国庫事業の確定により減額するものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2,042万3,000円の減。

5款、1項、1目ともに繰越金625万6,000円の増。

6款、1項ともに町債で、1目下水道事業債250万円の減。2目過疎対策事業債140万円の減。これら町債につきましては、公共下水道事業及び個別排水処理施設の設置事

業費の確定によりそれぞれ減額となるものでございます。

7款諸収入、1項雑収入、1目雑入、これにつきましては507万5,000円の増でございます。

次に6ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、補正前の額3億1,425万7,000円。補正額、1款管理費から2款事業費までで1,365万3,000円の減。補正後の歳出合計3億60万4,000円。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額3億1,425万7,000円。補正額、1款分担金及び負担金から7款諸収入まで1,365万3,000円の減。補正後の歳入合計3億60万4,000円となるものでございます。

次に、3ページの第2表地方債補正をお開き願います。

第2表地方債補正。

今回の補正につきましては、既定の地方債の限度額を変更するもので、起債の目的の下水道事業債は1,860万円を1,610万円に、過疎対策事業費は930万円を790万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第17号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第18号

○議 長

日程第23 議案第18号令和2年度大樹町水道事業会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第18号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町水道事業会計補正予算（第5号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を3,395万8,000円に改め、収入を1,388万2,000円増額し、支出を1,339万2,000円減額。

第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億6,490万6,000円に改め、収入を173万3,000円、支出を312万3,000円それぞれ減額。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を834万7,000円減額し、2,711万円に改めるものであります。

第5条では、他会計からの補助金を9,235万7,000円に改め、第6条では、たな卸資産の購入限度額を604万円に改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第18号令和2年度大樹町水道事業会計補正予算（第5号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和2年度大樹町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大樹町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文括弧書き中、「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,123万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,123万2,000円で補填するものとする」を「収益的収入

額が収益的支出額に対し不足する額3,395万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,395万8,000円で補填するものとする」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、収益的収入議決予定額から補正予定額1,388万2,000円増額し、4億6,085万円、収益的支出規定予定額から補正予定額を1,339万2,000円に減額し、4億9,480万8,000円にするものでございます。

2ページ目をお開き願います。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,629万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億6,629万6,000円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,490万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億6,490万6,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、資本的収入議決予定額から補正予定額を173万3,000円減額し、5,264万1,000円、資本的支出議決予定額から補正予定額312万3,000円を減額し、3億1,754万7,000円にするものでございます。

第4条、予算第6条本文中、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員の給与費議決予定額から補正予定額834万7,000円を減額し、2,711万円に改めるものでございます。

第5条、予算第7条本文中、一般会計からの補助金額9,581万5,000円を9,235万7,000円に改めるものでございます。

第6条、予算第8条本文中、たな卸資産の購入限度額776万9,000円を604万円に改めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、13ページ、14ページをお開き願います。

収益的収入の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額300万円の減。
3目総係費、補正予算額973万8,000円の減。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

4目減価償却費、補正予算額270万4,000円の減。5目資産減耗費、補正予算額132万3,000円の減。

2項営業外費用、2目消費税費、補正予算額337万3,000円の増。

次に、収入について説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額2,100万円の増。これにつきましては、水道使用量について昨年4月から1月までの実績を考慮し、2月から3月の使用量の増額を見込んだものでございます。3目負担金、補正予算額194万4,000

0円の減。

2項営業外収益、2目一般会計補助金、補正予算額345万8,000円の減。3目長期前受金戻入、補正予算額171万6,000円の減。

損益勘定留保資金2,727万4,000円の減。

次に、19ページ、20ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費、補正予算額27万9,000円の減。2目消火栓整備費、補正予算額19万円の減。

2項排水管等保証工事費、1目排水管等工事費、補正予算額43万円の減。

次に、21ページ、22ページをお開き願います。

3項、1目ともに量水器整備事業費、補正予算額222万4,000円の減。

次に、収入について説明いたしますので、17ページ、18ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに工事補償金、補正予算額43万円の減。

2項、1目ともに工事負担金、補正予算額19万1,000円の減。

3項、1目ともに繰入金、補正予算額111万2,000円の減。

損益勘定留保資金139万円の減です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第18号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第19号

○議 長

日程第24 議案第19号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第19号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出ともに149万8,000円の減額。第3条の資本的収入及び支出では、収入支出ともに16万4,000円の減額。第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を291万8,000円減額し、7億7,145万6,000円に、第5条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,885万7,000円に改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第19号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。予定額につきましては、収入支出ともに149万8,000円を減額するものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。予定額につきましては、収入支出ともに16万4,000円を減額するものでございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。1号、給与費の予定額を291万8,000円減額し、7億7,145万6,000円に改めるものでございます。

第5条、予算第9条中、1億3,755万7,000円を1億3,885万7,000円に

改める。たな卸資産購入限度額を130万円増額するものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で291万8,000円の減。事務職員、医療事務員の配置の増減によるもののほか、期末手当支給率の改定によります賞与引当金繰入額の減、それと執行精査により減額となるものでございます。2目材料費で130万円の増。執行見込みによる精査による減及び新型コロナウイルスワクチン接種に関わります診療材料の購入費により増額となるものでございます。3目経費で12万円の増。執行見込みによる精査により増額となるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益で525万9,000円の減。2目外来収益で466万6,000円の減。患者1人1日あたりの診療収入単価を収入支出の増減に合わせ下方修正したことによる収益の減でございます。3目その他医業収益で137万3,000円の減。新型コロナウイルス感染症対策を講じたことによります、日帰り人間ドック数の減によるものでございます。

2項医業外収益、8目国庫支出金で980万円の増。インフルエンザ流行期における発熱外来体制確保支援補助金は、発熱患者等の受入体制を整えた医療機関に対しまして1日あたりの想定患者数、1人1万3,447円を上限として、実際の受診患者数を控除した額が補助される内容となっております。当院の補助基準補助基本額は1,959万4,000円で、1日17人強の想定ですが、うち半数が実際に来院されるものとしまして980万円を予定するものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費で16万4,000円の減。機器及び備品購入費で入札によります事業費の確定によるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに一般会計負担金で16万4,000円の減。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計負担金で16万5,000円の減となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第19号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎会議時間の延長の議決

○議 長

お諮りします。

本日の会議時間は、議事日程の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、これを延長いたします。

◎日程第 2 5 令和 3 年度行政執行方針及び教育行政執行方針

○議 長

日程第 2 5 令和 3 年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長と教育長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和 3 年度各会計予算に対する執行方針と主要施策について申し上げます。

はじめに、令和 3 年度各会計予算案の審議にあたり、その概要と町政運営の基本方針並びに主要施策について、私の所信を申し上げます。

私は、平成 2 7 年の町長就任以来、第 5 期大樹町総合計画の理念である「活力とやすらぎあふれるまちづくり」の実現や国が掲げる地方創生の推進に向けて、町政を進めてまいりました。

この間、多くの皆様から寄せられましたまちづくりに対する熱い思いと期待を真摯に受け止め、職員とともに知恵を絞り、実現させることが私の最大の使命と考えて施策を講じてまいりました。

今回ご提案申し上げます新年度予算案につきましては、これまでと同様に、皆様の声を形に変えていくことに全力で取り組んでまいり内容となっているものと思っておりますので、引き続き議員並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

基本認識ですが、日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きが見られております。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されております。

また、国は、活力ある地方をつくるべく中小企業の生産性向上や最低賃金の全国的な引上げに取り組むとともに、観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより地方の所得を増やし地方を活性化するとしております。

このような中、国の令和 3 年度予算案においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中長期的な成長力、強化の取組を推進していくとされております。

一方、大樹町の社会経済情勢を見ますと、人口減少や少子高齢化が続いており、基幹産業である農業は堅調なもの、水産業の不振が長く続いているほか、長期にわたる行動自粛により、飲食店をはじめとする商工業が大きな打撃を受けております。また、道路や上下水道といった公共施設など、生活環境基盤の老朽化や災害対策、子ども・子育て支援対策や福祉の充実など、安全・安心な住民生活を支えるための喫緊の課題も山積しておりますので、限られた予算の効率的な配分と執行、持続性の高い財政運営を念頭に、町政の執行に取り組んでいく所存であります。

令和3年度の予算編成方針ですが、国の予算編成においては、医療提供体制の強化、検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、成長力強化のためのデジタル改革、グリーン社会の実現や生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくりなど、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、めり張りの利いた予算編成を目指すとしております。

地方財政については、「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」の中で、「我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きが見られる」との見方を示しており、令和3年度の地方一般財源総額については、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとされております。

しかし、自主財源基盤の脆弱な地方公共団体にとって、社会保障の充実や経済と雇用の裾野を広げる産業の育成、安全・安心な住民生活の提供に要する財源の不足は、解消されるに至っておりません。

第5期大樹町総合計画に掲げるまちづくりの具現化や、「大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生を着実に推進するためには、住民の皆様との対話の拡大と、より透明性の高い行政運営、将来を見据えた効率的な施策の構築、機動性と持続性の高い財政運営が不可欠と考えておりますので、これらの視点に基づき予算編成を進めてまいりました。

この結果、一般会計及び7特別会計予算の総額は138億3,750万円（対前年比26億5,250万円、23.7%増）、一般会計は95億300万円（対前年比25億800万円、35.9%増）、特別会計は43億3,450万円（対前年比1億4,450万円、3.4%増）となりました。

一般会計歳入予算については、一般財源50億9,171万8,000円（構成比53.6%）、特定財源44億1,128万2,000円（構成比46.4%）であります。

町税につきましては、令和2年度の収納状況などを勘案し、町民税は減額、固定資産税は課税実績等により増額で計上しております。

地方交付税につきましては、普通交付税が2,000万円の減、特別交付税は2,000万円の増で計上していることから、地方交付税全体では前年同額としております。

国庫支出金につきましては、新型コロナワクチン接種費負担金、保育所等整備交付金等により、約1億7,200万円の増で計上いたしました。

道支出金につきましては、認定こども園施設整備交付金などにより、約2,100万円の増で計上いたしました。

財産収入につきましては、町有林の処分が前年度より減る見込みであることから、約600万円の減で計上いたしました。

繰入金につきましては、庁舎建設事業等による財源不足により、財政調整基金から5億

2,000万円を繰り入れるほか、各事業に対する財源確保により、前年と比べ約3億1,200万円の増となっております。

町債につきましては、役場庁舎建設に係る公共施設等適正管理推進事業債に11億4,060万円を計上したことなどにより、前年に比べ17億8,750万円の増となっております。

歳出では、スマート街区構築事業に3億3,120万円、生花行政区会館新築工事に約8,300万円、新庁舎建設工事関係事業で約19億5,600万円、法人認定こども園建設事業で8億3,160万円を計上した結果、普通建設事業費が前年に比べて約24億3,400万円の増となっております。

令和3年度の主要施策ですが、次に、予算編成方針に基づき、令和3年度予算に計上した事業の主なものにつきまして、総合計画の5つの基本目標に沿って順次ご説明を申し上げます。

第1は「人と自然にやさしいまちづくり」です。

道路につきましては、適切な維持管理とともに、町道改良舗装工事と次年度以降に整備予定の路線の調査設計を行い、生活環境基盤の計画的な整備を進めてまいります。

橋梁の長寿命化事業につきましては、紋進橋の補修工事を昨年に引き続き行うほか、5年ごとに実施が義務づけられている橋梁点検を行ってまいります。

エネルギーの自給・地域循環を促進するため、木質バイオマスと太陽光発電等を活用したスマート街区構築事業に取り組んでおりますが、最終年となる今年度は、自営線工事や熱導管工事など、本体工事に着手してまいります。

高齢者などの通院や買物支援、社会参加の機会拡大が図られるよう、昨年に引き続きコミュニティバスの実証運行を実施し、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて検討を進めてまいります。

情報通信につきましては、繰越明許費事業で国の高度無線環境整備推進事業により、農村部など郊外全域に光ファイバーの整備を進め、ICT技術を活用した地域活性化につなげてまいります。

役場庁舎の改築につきましては、令和2年度に地中熱設備の採熱管理設工事がほぼ終わっており、今年度は建築主体を中心に令和4年1月の完成を目指し、本格的な工事を行います。

町営住宅の建替えにつきましては、日方団地1棟の建設を行い、既存の町営住宅につきましては屋根の張替えや塗装などを実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

住宅リフォーム支援事業により、個人の住宅の長寿命化、省エネルギーの推進や住環境の向上、町内業者の受注による地域経済の活性化を図ってまいります。

また、大樹でかなえるマイホーム支援事業により、住宅新築等の費用の一部を補助し、移住及び定住の促進と住みよい住環境づくりを推進してまいります。

震災に強いまちづくりを推進するため、戸建て住宅に対する耐震診断と耐震改修支援制

度を継続してまいります。

今後の公営住宅の役割や状況を把握し、住宅施策の支援事業についても、併せて公営住宅等長寿命化計画及び住生活基本計画の中で検討し、本年度中に計画を策定いたします。

交通事故防止や防犯などの地域安全対策につきましては、広尾警察署などの関係団体と連携し、広報活動や街頭指導などによる各種啓発活動に努めてまいります。

大樹消防団は、近年、全国的に発生している自然災害等を踏まえ、地域防災体制の充実強化を図ってまいります。また、本年は広域的な災害対応として、南十勝合同訓練を実施し、これまで以上に管内他消防団との連携を図りながら、より一層の技術強化を高めてまいります。

防災対策につきましては、デジタル化に移行する防災行政無線により、本年度から安定した情報提供に努めるほか、避難所に配備する備蓄品の整備を行うとともに、引き続き防災意識を高める地域活動への支援や避難訓練を実施してまいります。

第2は「安心と支えあいのまちづくり」です。

町民一人一人が、健やかに安心して暮らすためには、心身の健康が第一です。保健の推進につきましては、生活習慣病の発症、重症化予防を重点課題に掲げ、各種健診、保健事業を推進し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

本年度から産後ケア事業を実施し、出産後に心身の不調のある産婦の居宅を助産師が訪問し、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるように支援してまいります。

感染症の予防につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を計上し、町立病院をはじめとした医療機関や関係機関との連携を図りながら、万全を期してまいります。

高齢者施策につきましては、高齢者一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や町内会、ボランティアなど、関係する団体との連携を図り、互いに支え合う福祉のまちづくりを推進してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、地域ふれあいサポーターによる日常生活援助の仕組みの構築や介護予防のための「ふまねっとクラブ」、「吹き矢クラブ」、「健康マーじゃん教室」、「音楽体操教室」など、社会福祉協議会が中心となり取り組んでいる、これらの事業を支援してまいります。

子育て支援につきましては、社会福祉法人が進めている認定こども園の改築に向けて、今年度は建設工事が予定されていますので、建設費、工事費用を支援してまいります。また本年度、新生児の出生にあたって、赤ちゃん誕生祝い金を支給し、子どもの健やかな成長を応援するとともに、子育て家庭の支援を行ってまいります。

医療給付事業につきましては、心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児及び児童の医療費助成を継続してまいります。

第3は「夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり」です。

大樹町総合教育会議における協議などを通して、教育委員会と十分に意思疎通を図るとともに、教育問題などを共有し、大樹町教育大綱の推進を図ってまいります。

児童数減少に伴う学級数の維持対策として、新たに大樹小学校に町費負担教員を配置し、学級数維持の取組を進めるとともに、社会体育関係では、町民プールの改築に向けた実施設計費の予算を計上いたしました。

大樹高等学校は、生徒はもちろん、保護者や住民、地域社会にとっても大切な存在であることから、2間口復活に向けて、引き続き高校や教育委員会、関係団体などと連携し、学校の魅力を一層高める取組などに対し必要な支援を行ってまいります。

第4は「資源を豊かさにつなげるまちづくり」です。

地域経済を支える産業の育成と振興につきましては、基幹産業である農林水産業の生産基盤整備を継続して進めるとともに、農・畜・水産物の付加価値や生産効率の向上、資源の維持確保に向けた取組を進めてまいります。

農地基盤整備につきましては、畜産担い手育成総合整備事業による草地整備を進めるとともに、小規模な明渠・暗渠排水路の整備、心土破碎などを支援していくほか、担い手への農地の集積・集約化を進め、農業経営の合理化を図ってまいります。

大樹集落につきましては、農用地・水路・農道等の地域資源の保全管理に取り組み、農村の有する多面的機能の発揮を図ってまいります。

農産振興につきましては、小麦縮萎病対策支援事業により、土壌感染対策を講じることで小麦の安定的な生産の維持を支援してまいります。

畜産振興につきましては、有料黒毛和種採卵流通事業などにより、後継牛確保を主として生産体制の強化を支援してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、電牧柵などの農作物被害、防止施設への助成と有害鳥獣被害対策実施隊の巡回を継続して実施するとともに、ICTを活用した効率的な対策を進めてまいります。

林業につきましては、森林資源の循環利用と林業の再生が促進されていくことが重要であり、下刈や間伐等の森林整備事業や木材利用の促進、森林が持つ多面的機能の普及啓発などのほか、森林環境譲与税を活用した振興対策を実施してまいります。

水産業につきましては、国や道などの関係機関と連携しながら漁港施設整備を進めており、老朽化した施設等の整備に伴う地元負担金を計上しております。

大宗漁業のサケマス定置網漁業の不振が続いていることから、大樹漁協が実施する資源管理や経営改善に資する取組に対し、継続して支援をするとともに、新たにサクラマス養殖の事業化に向けた取組に対し支援をしてまいります。

商工業は、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っています。人口減少、後継者不足などにより厳しい経営環境に置かれている商工業者を支援するため、引き続き中小企業特別融資と公庫資金貸付金の利子補給を実施いたします。

商店街の活性化や雇用の促進を図るため、起業家等支援事業や地場産業振興奨励事業に

より空き店舗の活用や魅力ある商店街づくり、地場製品の高度利用や販路拡大に取り組む事業者を支援してまいります。

観光振興につきましては、地域おこし協力隊の活用を図りながら、本町の特色を生かした自然体験型観光コンテンツの充実に向けた取組を進めてまいります。

晩成温泉は、泉質がよく、利用者が増加しているところですが、開設以来40年以上が経過し施設の老朽化が進んでおりますので、今後の施設の在り方について検討してまいります。

ふるさと納税は、自主財源の確保だけでなく、町の特産品のPRを図る絶好の機会でもありますので、新たなポータルサイトを追加するとともに、宣伝方法や返礼品などを創意工夫しながら、多くの方に協力いただけるよう取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、消費生活相談や広報活動の実施、関係機関との連携強化など、引き続き消費者の保護と被害防止に努めてまいります。

第5は「交流と協働で進めるまちづくり」です。

コミュニティ活動の推進につきましては、避難所施設にも指定している生花研修センターの老朽化が進んでいるため、建替えを行います。生花郵便局が3月末をもって閉局となることから、簡易郵便局の開設により地域の利便性を確保してまいります。

地域間交流につきましては、姉妹都市相馬市や友好都市群馬県吉岡町、国内7市町で構成する銀河連邦、災害協定締結都市栃木県大田原市、友好交流都市台湾高雄市大樹区など、今まで培ってきた「人」や「地域」との信頼と友好を一層深めてまいります。

移住・定住の促進につきましては、テレワークなど都市の方が当町で働ける環境整備について検討を進めるとともに、お試し暮らし住宅、ワーキングステイ住宅を活用し、移住・定住の仕組みづくりに取り組んでまいります。

航空宇宙の取組につきましては、引き続きJAXAや民間企業、大学等の実験を呼び込み、支援するとともに、訪れる方々の満足度の向上を図るため、宇宙交流センター「SORA」に説明員を配置します。

航空宇宙に関する道内外の機運を高めるため、地域の団体等と連携し、十勝管内で航空宇宙に関するセミナーやトークセッションなどを行う北海道宇宙サミット（仮称）を開催するなど、航空宇宙に関する大樹町の取組を道内外に広く発信してまいります。

また、北海道スペースポートの実現に向け、民間のポータルサイトを活用するなど、広く民間企業及び個人の皆様からふるさと納税等による寄附を募ってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業会計では、歳入歳出7億50万円（対前年比4.1%増）。

国民健康保険制度は、制度の安定化を図るため、都道府県単位化され平成30年度より北海道が財政運営の責任主体となっております。本町の主な役割は、保険税の賦課・徴収、納付金の北海道への納付、資格の管理、医療給付の決定・支給、きめ細かい保健事業などとなりますので、所要の予算を計上いたしました。

都道府県単位化に伴い、国民健康保険事業会計の赤字解消が求められておりますが、段階的に解消を図ることとして納付金に対する一般会計からの繰入金を計上しております。保健事業では、データヘルス計画を推進し、引き続き健康寿命の延伸と医療費の抑制に取り組んでまいります。

後期高齢者医療会計では、歳入歳出9,900万円（対前年比2.8%増）。

後期高齢者医療では、引き続き保険料の徴収や届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を担うこととなりますので、事業運営のための予算を計上いたしました。

介護保険会計では、歳入歳出7億2,510万円（対前年比3.2%増）。団塊の世代の多くが75歳以上になる2025年までに、要支援・要介護認定者を含め、支援や介護を必要とする高齢者が増加し続けると予測されています。また、独り暮らしや高齢者のみの世帯も増加していくことから、このような方々を地域で支える仕組みづくりが急務となっています。

令和3年度から始まる第8期大樹町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、生きがい対策の充実、介護予防・健康づくり・地域支援体制の充実、高齢者にやさしい住生活環境づくり、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策、権利擁護の推進、地域支え合いネットワークの構築、サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成、介護給付の円滑な運営の8つの目標を掲げ、支援や介護が必要な高齢者の方が住み慣れた地域での生活が可能となる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

目標の1つである「地域支え合いネットワークの構築」のために開始した地域ふれあいサポート事業は、有償ボランティアによる住民主体の活動ですが、引き続き積極的な周知に努めるとともに、サポーター養成を行い、町内における福祉活動の幅を広げていきたいと考えております。

さらに、個人、団体におけるボランティア活動の活性化を図るため、社会福祉協議会や行政区、関係機関と連携し、高齢者自身が様々なボランティア活動に参加することで生きがいを感じられる生活ができるように取り組んでまいります。

認知症対策としては、成人、高齢者と併せて若年層も対象とした認知症サポーター養成講座を開催することにより、認知症への理解を深めるとともに、正しい知識の普及を行い、認知症の方や家族を地域全体で支える体制づくりに取り組みます。また、認知症の方を日常的に地域で見守り、行方不明となった際に早期発見・保護することを目的とした徘徊高齢者等SOSネットワークシステムを継続して実施してまいります。

介護サービス事業会計では、歳入歳出4億490万円（対前年比7.5%減）。

高齢者の介護や自立した生活の支援に必要なサービスを提供するため、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターで行う介護サービス事業の適切な運営に努めてまいります。利用者の意向を十分に尊重し、利用者が明るく豊かな生活を継続できるよう、また新型コロナウイルスの施設内感染防止対策を徹底し、利用者の安全を守り、サービスの提供を継続できるよう職員一丸となって取り組んでまいります。

水道事業会計では、収益的収支の予定額5億1,399万円、資本的収支の予定額2億5,611万円、合計額7億7,010万円（対前年比6.1%減）。

市街地の配水管布設工事2カ所を下水道未普及地区解消工事と併せて実施するほか、生花、晩成方面の配水管及び送水管の庁舎設計等工事に係る地元負担金を計上いたしました。

継続事業では、坂下、住吉浄水場の長期耐用に向けた維持補修及び計装設備等の更新工事、検定満期のメーター器の更新工事、老朽化した消火栓の更新工事などを実施いたします。水道料金の見直しにつきましては、改定に向け本年度検討を行いたいと考えております。

今後も、住民の皆様に安全してお使いいただけるよう、清浄な水を安定供給するとともに、事業の健全な運営に努めてまいります。

町立国民健康保険病院事業会計では、収益的収支の予定額11億696万円、資本的収支の予定額4,794万円、合計額11億5,490万円（対前年比0.7%増）。

地域医療の中核を担う町立病院の役割は、住民の皆様の健康と生命を守る上で大変重要であり、まちづくりの根幹であると認識しております。

地方の自治体病院を取り巻く環境は、依然として経営状況の悪化や医師不足などのほか、新型コロナウイルス感染症の流行により大変厳しい状況ではありますが、町立病院では、常勤医5名、嘱託医1名により、引き続き医療提供体制の充実に努めてまいります。

住民サービスに沿った医療を提供するため、医療スタッフの安定的な確保に努め、住民の皆様の身近な病院として安心して医療を受けられるよう、医療サービスの向上に取り組んでまいります。

下水道事業会計では、収益的収支の予定額3億165万円、資本的収支の予定額1億7,835万円、合計額4億8,000万円（対前年比52.9%増）。

公共下水道事業との比較です。本年度から、地方公営企業法における会計処理を適用したことに伴い、新たに減価償却費を予算計上したため、昨年までの特別会計に比べ大幅な増額となっております。

公共下水道施設の更新事業につきましては、施設全体の長寿命化を図るため、令和元年度よりストックマネジメント事業に着手し、本年度は下水終末処理場設備更新の実施設計策定を行います。未普及地区解消につきましては、緑苑地区と本町地区の一部について下水道整備工事に着手します。公共下水道区域外の水洗化を普及促進するため、引き続き個別排水処理事業を進めてまいります。

終わりに、以上、令和3年度の町政運営の基本方針と主要施策について申し上げましたが、地方財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

地方創生を推進し、地域活力の維持・増進を図るためには、健全で堅固な財政基盤が不可欠ですが、同時に、産業の振興や雇用の場の創出、定住の促進、社会保障の充実、安心・安全な住民生活の提供など、地域を取り巻く諸課題に迅速かつ柔軟に対応していかなければなりません。

議員並びに住民の皆様からいただいた貴重なご意見を真摯に受けとめ、実施のための環境が整った施策については、適宜、町政に反映してまいりたいと考えております。

私は、常に住民の目線に立ち、職員とともに知恵を絞り、住民の皆様にとって安心して暮らせるまちづくりを実現するため、最善・最大の努力をしまいる所存ですので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、本年度予算に対する趣旨説明とさせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

令和3年定例第1回町議会の開会にあたり、大樹町教育委員会の行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

GIGAスクール構想に代表されるICTの急速な普及と未曾有のコロナ禍の中で、潤いと勢いのある持続可能なまちづくりを構築するには、ふるさと大樹に愛着と誇りを持ち、未来を創造し、協働して地域を支えていく人づくりが肝要であり、知・徳・体の調和と実践力を重視した教育推進に励みます。

こうした基本姿勢の下、教育施策の推進にあたっては「第5期大樹町総合計画」の基本目標や、新「大樹町教育大綱」の基本方針に基づき、「地域とともにある学校づくり」、「学ぶ喜びを追求する人づくり」を柱に位置づけ、効果的な施策を推進し、教育環境の充実に努めてまいります。

「地域とともにある学校づくり」について。

1つ目は、「学校教育のより一層の充実」です。

子ども達が生涯にわたって社会で生き抜いていくために必要な「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育む教育の充実を図り、特に実践力の向上に努めてまいります。

(1) 確かな学力の育成。

平成24年度から道教委の指定を受けている「学力向上に関する総合実践事業」の強化を図り、「わかる・楽しい・力がつく授業実践」の積上げを通し、成果が自他ともに実感でき、学習意欲のさらなる喚起と学習習慣の定着を図ります。学力の二極化が顕著な上、底位層が厚く、基礎学力の確実な定着が喫緊の課題であります。

今後は、GIGAスクール構想に基づき、整備を進めているICTを有効活用した分かる確実な授業づくりを通し、学力向上に努めてまいります。特に、小中連携を軸に、教科指導の系統を再確認し、実生活と関連づけた課題提示による生きて働く学力の育成と要点を使いこなして発展問題にも適応できる力の重点化を図ります。

個に応じた丁寧な指導のために、本町の特色の1つである支援員の配置につきましては、人材難がさらに厳しい状況になっていますが、できる限り人材確保に努め、きめ細やかな対応を図ってまいります。

約40年ぶりに国の学級編成基準が段階的に35人となりましたが、本町の少子化の深刻度は増し、本年の小学校新1年生の通常学級の在籍数は確実に35人を下回り、学年1学級になってしまい、何も手を施さなければ、小中9年間一度もクラス替えのない、固定化、硬直化された学級集団環境となってしまいます。

この危機的状況を打破することが本年の教育委員会最優先課題と認識し、地域の実情に応じ柔軟に学級編成できる仕組みを活用し、町の自主財源で教諭を雇い、2学級確保に努力する所存です。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化の進展に適応すべく、平成28年8月から外国語指導助手を2名体制にし、生きた英語に親しむ教育環境の充実を図ってきたところですが、令和2年8月に退任した後任者の入国がコロナの影響で遅れている状況です。

また、SDGsを念頭にグローバルな視点から、共生・協働の態度形成を図るために、異文化理解や英語でのコミュニケーション活動を推進します。

大樹高校には、本町と友好交流協定を結んでいる台湾高雄市大樹区への見学旅行を通して、外から母国・日本を見つめ、視野を広げる体験学習と区役所への表敬訪問及び卒業生が学んでいる義守大学との親善交流に対して助成をしております。

(2) 豊かな心の育成。

「他人事」ではなく「自分事」として、しっかり自分の生きざまや道徳的価値と向き合い、「考え議論する道徳」の充実に努めます。

また、日常生活で気になる言動、行動を見逃さず、よい学習の機会として捉え、人間性を磨く教育環境づくりを心がけます。

風通しのよい学校づくり・スピード感のある組織的対応を継続し、情報共有を図り、問題行動の早期発見・早期改善に取り組みます。

複雑な家庭環境・養育歴等を背景に発生する問題行動に適切に対応するため、福祉・医療等の専門機関との連携・協働に努めます。

読書活動においては、好評である学校司書や図書館ボランティアと連携し、学校図書館のさらなる魅力化に励みます。また、読書に親しむ生活習慣づくり、朝読書の凡事徹底を推奨し、落ち着きと豊かな感性・創造力を育む教育環境の充実に努めます。

(3) 健やかな体の育成。

体力向上の取組については、コミュニティ・スクール(CS)の一環として、小学校において体力・運動能力測定を地域の協力を得ながら、コロナ禍にも関わらず昨年同様、全学年で効率よく実施することができました。測定結果を励みに目標を設定し、運動量の多い体育授業の創造・体を動かす集団遊びの励行等で自己記録への挑戦や運動に親しむ環境づくりを意識的に取り組んでまいります。

健康に関しては、フッ化物洗口を継続し、8020運動の推進と、子どもの生活習慣病にも関心を高め、健康づくりを啓発してまいります。

食育においては、栄養教諭による食育指導を効果的に進め、バランスのよい食習慣で健

康な体づくりに努めてまいります。

旬の地場産品を活用したおいしい給食を提供し、郷土十勝の食の優位性や先人の努力を理解し、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

2つ目は、「地域全体で育てるCS体制づくりの推進」です。

未来社会のつくり手である子ども達の健やかな成長・発達のため、学校・家庭・地域・行政が一体となって協働し、地域全体で子ども達を守り育てるシステム「地域とともにある学校づくり コミュニティ・スクール（CS）」の充実を図ります。

CSは、目的ではなく、新学習指導要領改訂の最重要課題である「社会に開かれた教育課程」を実現するための手段です。

（1）小中高連携の推進。

大樹町の有効な教育資源をカリキュラムに位置づけた「大樹学」の充実など、小中高12年間を見据えた教育課程をより一層効果的なものにするよう、課題や「目指す子ども像」の共有化を図ります。そして「目指す子ども像」へ迫る方策を練り、「社会に開かれた教育課程」の質を高め、連携を強化してまいります。

「大樹学」の推進では、「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」の財産を精査し、工夫を加えながら、町議会・家庭教育サポート地域企業等との連携を引き続き進めてまいります。

地の利と天のときを生かすとともに、「宇宙のまち 大樹」に関心が集まっている追い風を活用し、子どもの発達段階を考慮した系統性のある教材研究に取り組み、より実効性のある教育課程に見直します。

また、航空宇宙関連産業のみならず、「自然環境に恵まれた 大樹」「酪農王国 大樹」など基幹産業である第一次産業や観光資源のよさに着目し、地域を深く知り、地元のよさに自信と夢を持つ人づくりにもつなげます。そのためにも、貴重な実体験を提供する南十勝長期宿泊体験交流協議会STEP事業の活用にも努めてまいります。

（2）地域の教育力の向上。

CSの肝である「地域学校協働本部」の充実とともに、子どもの第一義責任者である保護者の意識啓発につながるPTA活動に努めます。

コーディネーターを中心に学校のニーズを吸い上げ、専門的な外部講師・人材を発掘・紹介し、学校現場とつなぐことによって、本物に触れる機会を提供し、教育の質を向上させます。

また、深刻化する学校の働き方改革の一助となる学校運営協議会を活性化し、保護者・地域住民の理解・関心を高め、地域の教育力向上に努めます。

（3）大樹高校の充実・活性化への支援。

近年、大樹高等学校振興会への助成を強化し、入学時補助金の倍増、全国大会への参加補助等を見直してまいりましたが、少子化の影響を受け、令和3年度の公立高等学校配置計画では、募集が一問口に削減されてしまいました。しかし、令和4年度は地元大樹をは

じめ、更別の中3生徒数も増えることから、大樹高校受験者が確実に40名を超す状況になれば二間口復活も可能との回答をいただいております。

大樹高校は、授業のユニバーサルデザイン化を通じた個に応じた学びの充実で落ち着いた学校との好評を得てきましたが、2年連続地元中学からの進学率が5割を切り、学級数減に伴う教員数減で、手厚い選択授業が不可能になるなどの危機を迎えてしまいました。しかし、更別、中札内をはじめ、南十勝の普通科高校としての位置は確立しており、大樹高校の魅力を積極的に発信し、地域ぐるみで二間口復活の奇跡を実現すべく奮闘中でありますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。チャンスは一度と心に刻み臨んでいきます。

「学ぶ喜びを追求する人づくり」について。

1つ目は、「生涯にわたる学習活動への支援」です。

生涯学習センターなど、社会教育施設の機能充実や利便性の向上を図るとともに、ライフステージに応じた学習機会の充実に努め、生涯にわたって学習し、学んだ成果を地域で行かせる環境づくりを推進してまいります。

(1) 社会教育施設の設備。

町民の学びの拠点であり、芸術・文化の伝統であります生涯学習センターは貴重な町有財産であり、町民が安心・安全に利用できるよう、環境の維持・向上に努めています。町民要望の高い図書館に関しては、耐震性の危険性回避に伴う仮移転から7年が経過しようとしていますが、第6期総合計画の目玉として位置づくよう、計画作成に努めてまいります。

(2) 社会教育活動の推進。

人生百年時代を迎え、ライフステージに応じた学習機会の充実に努めるため、幼児教育では、「ブックスタート事業」や図書館ボランティアによる「本の読み聞かせ活動」の支援、青少年教育では、本町の特徴を生かした自然体験・社会体験による「あつまれ大樹っ子」の実施、成人教育では、町民が自ら学習する「自主学級」の開設への支援や大樹高校と連携した「高等学校開放講座」などの開設、高齢者教育では、趣味や特技を生かした「ことぶき大学」の開講など、新「大樹町生涯学習推進計画」に基づき、取り組んでまいります。

また、子ども交流事業では、STEPで展開している大樹町のすばらしい自然環境を満喫できる様々な体験活動や各種交流事業を継続し推進してまいります。

2つ目は、「スポーツ活動の推進」です。

(1) 社会体育施設の整備。

社会体育施設については、老朽化が顕著になってきていますが、計画的に改修・整備に努め、町民の健康増進とスポーツ愛好家の拡大を図ってまいります。昨年度実施した屋外ゲートボール場の移転新設は好評であり、次は老朽化が著しいプールについて建設をスピード感をもって計画的に進めてまいります。

利用者が安全・安心に、各年齢層や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、

町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

(2) スポーツ活動の推進。

スポーツ関係団体等と連携して各種スポーツ教室を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が一年を通じてスポーツに親しめる機会の充実に努めてまいります。

また、各種スポーツ大会を支援するとともに、全道・全国大会出場選手に対する助成も引き続き行ってまいります。

3つ目は、「芸術・文化活動の推進」です。

貴重な大樹町の教育資源を有効活用し、ふるさとへの理解を深め、愛着と誇りに結びつく文化活動の推進に努めてまいります。

多くの町民が芸術・文化に親しめるよう、文化協会や芸術鑑賞協会と連携を図るとともに、今年で6年目を迎える生涯学習センターのロビーを活用したコンサートや展示会を開催し、鑑賞機会の提供に努めてまいります。また、郷土芸能・伝承技術の継承に努めてまいります。

以上、令和3（2021）年度の教育行政執行に関する基本的な方針について申し上げました。

ふるさと大樹町の未来をつくる子どもたち達の健やかな成長と笑顔、そして長寿社会に生きがいを感じられる生涯学習の充実を目指し、教育の不易と流行を見極めながら、今後も町民と協働した教育行政を積極的に推進してまいります。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長

これをもって、令和3年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終了いたします。

なお、先の執行報告並びにただいまの執行方針に対する一般質問の通告期限は、明日3月3日正午といたします。

◎日程第26 議案第20号から日程第33 議案第27号まで

○議 長

日程第26 議案第20号令和3年度大樹町一般会計予算についてから、日程第33 議案第27号令和3年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました議案第20号令和3年度大樹町一般会計予算についてから議案第27号令和3年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、8件の提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど、各会計予算に対する執行方針と主要施策の中で、主要施策については、私のほ

うからご説明を申し上げました。

各予算の内容につきましては、この後、副町長のほうから説明いたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

令和3年度大樹町一般会計予算について、総括的に内容の説明をさせていただきます。はじめに、議案の1枚目を朗読させていただきます。

議案第20号令和3年度大樹町一般会計予算について。

令和3年度大樹町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ95億300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

次のページをお開きください。

1ページから4ページにかけて、第1表歳入歳出予算です。

歳入では、第1款町税から第2款町債まで、歳入合計95億300万円。

3ページから、歳出。

第1款議会費から第14款予備費まで、歳出合計95億300万円です。

5ページ、第2表債務負担行為です。

事項は町営牧場作業用機械譲渡事業償還金、期間は令和4年度から令和9年度まで6年間、限度額は町営牧場用トラクター購入代金1,759万9,000円と利子に相当する額でございます。

6ページをご覧ください。第3表地方債です。

公営事業等で830万円、公共施設等適正管理推進事業で11億4,060万円、辺地対策事業で8,670万円、過疎対策事業で11億1,210万円、臨時財政対策債で2億1,900万円。起債の方法、利率、償還の方法は、従前どおりで変更はございません。

7ページをご覧ください。

令和3年度一般会計歳入歳出予算款別集計表です。表の中ほどには、縦に款の番号、左側に歳入、右側に歳出の予算額を前年と比較して掲載しております。

昨年度と比較をして、増減の大きなものについて内容を説明させていただきます。

歳入。

1 款町税では8億1,965万7,000円、前年度対比1,107万5,000円、1.4%の増額計上でございます。

2 款地方譲与税は1億6,061万円、1,730万円、9.7%の減でございます。

10 款地方特例交付金は、新設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増を見込み1,200万円、1,090万円の増でございます。

11 款地方交付税は31億7,000万円、前年度と同額を計上してございます。

15 款国庫支出金は5億7,196万9,000円、1億7,223万8,000円の増でございます。保育所等の整備交付金、新型コロナワクチン接種費負担金の増などによるものでございます。

16 款道支出金は5億8,261万2,000円、2,140万9,000円の増でございます。認定こども園整備交付金などによる増でございます。

18 款寄附金では7,000万6,000円、8,374万3,000円の減でございます。企業版ふるさと納税による寄附を1,500万円としたことなどによるものでございます。

19 款繰入金は5億8,545万8,000円、3億1,195万7,000円の増でございます。財政調整基金からの繰入れが増となったもので、庁舎建設事業の一般財源負担分3億1,230万5,000円を含んでいるものでございます。

21 款諸収入は4億9,009万9,000円、3億2,075万2,000円の増でございます。庁舎建設に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金3億3,256万6,000円の増によるものでございます。

22 款町債は25億6,670万円、17億8,750万円の増で、庁舎建設事業債11億4,060万円、法人認定こども園整備事業債6億4,630万円、臨時財政対策債2億1,900万円などが増の要因でございます。

次に、歳出でございます。表の右側をご覧ください。

2 款総務費は35億6,190万円の計上で、前年度対比19億3,390万円の増。庁舎建設事業19億5,626万7,000円が主な要因でございます。

3 款民生費は16億4,280万円の計上で、8億790万円の増。法人認定こども園建設事業8億3,160万円が主な増の要因でございます。

4 款衛生費は2億7,940万円の計上で、3,910万円の増。新型コロナウイルス対策事業4,627万3,000円が増の要因でございます。

6 款農林水産業費は4億4,200万円の計上で、1,810万円の減でございます。草地畜産基盤整備事業の減が主な原因でございます。

8 款土木費は5億5,780万円の計上で、4,210万円の減でございます。除雪グレーダーの更新、ふるさと大橋補修工事の終了などによるものでございます。

9 款消防費は2億3,470万円の計上で、2億5,360万円の減。防災行政無線デジタル化整備工事の終了によるものでございます。

10 款教育費は4億8,750万円の計上で、2,710万円の減。給食センターの設備更新が終了して減となったものなどが原因でございます。

12 款公債費は7億6,800万円の計上で、2,160万円の減。長期債償還元金で1,404万2,000円、利子で755万8,000円の減額となるものでございます。

13 款諸支出金は12億3,250万円の計上で、8,130万円の増でございます。町立病院への補助金の増などが主な要因でございます。

以上、歳入歳出ともに95億300万円となっております。

歳出下段に、財源内訳を掲載しております。

国道支出金11億5,458万1,000円、地方債23億4,770万円、その他9億900万2,000円、一般財源は50億9,171万7,000円となっております。

8ページをご覧ください。

令和3年度一般会計歳出性質別臨時経常別集計表でございます。

歳出経費を臨時的なものと同常的なものに区分し、さらに消費的経費、投資的経費、その他の経費、予備費に区分したものです。

表の右側、合計欄の消費的経費は44億5,077万8,000円で、3億958万6,000円の増となっております。公務員制度改革による人件費の増、補助費の増などによるものです。

投資的経費は37億364万3,000円で、24億3,401万1,000円の増。庁舎建設事業、法人認定こども園建設事業、スマート街区構築事業などによるものでございます。

最下段の人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は24億3,930万円、前年度比3,055万2,000円の増となっております。

9ページをご覧ください。

給与費の明細書です。特別職、一般職の給与を前年度と比較して記載しております。

10ページでは、給料、職員手当の増減内訳、11ページでは職員1人あたりの給与、初任給の状況、級別職員数、級別の標準的な職務内容を記載しております。

12ページでは、昇給の内訳、期末・勤勉手当及びその他の支給率などを記載しております。

13ページは、地方債現在高の見込みに関する調書です。令和元年度末現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末の現在高の見込みを記載しております。

表の一番下に、全会計の総計を記載しております。令和元年度末で99億4,711万3,000円、令和2年度及び令和3年度の増減を見込み、令和3年度末現在高の見込みは118億2,617万2,000円となる見込みです。

14ページ、15ページをご覧ください。

債務負担行為に係る支出予定額に関する調書です。現在の債務負担行為は27件、限度額は合計で31億2,982万8,000円となっております。令和2年度末までの支出見

込み額は7億9,156万7,000円、令和3年度以降の支出見込み額は22億7,043万4,000円で、このうち一般財源は2億7,259万5,000円となる見込みであります。

16ページをご覧ください。

令和3年度の投資的事業の一覧表です。主なものでは、総務費で役場庁舎建設事業19億5,626万7,000円、スマート街区構築事業3億3,120万円、生花行政区会館の改築8,338万円を計上しております。

民生費では、認定こども園建設事業8億3,160万円。

農林水産業費では、大樹集落で多面的機能支払交付金事業を8,032万円、畜産担い手総合整備型で3,780万円、町有林整備事業で7,306万8,000円を計上してございます。

土木費では、除雪ドーザの更新で3,793万3,000円、中島新橋実施設計・紋進橋補修工事で3,200万円、町道改良舗装事業では3路線の改良舗装と2路線の調査設計で6,394万円、日方団地建設事業は4棟目となる公営住宅の建設を計上してございます。

教育費では、給食センターのプラストチラー更新とプール新築設計業務1,600万円を計上しております。

以上、災害復旧費を含め、事業費37億364万3,000円、財源は国道支出金6億5,230万3,000円、地方債22億3,710万円、その他3億3,716万2,000円、一般財源4億7,707万8,000円となっております。

また、その他としまして町営牧場のトラクター導入を債務負担行為で、また大樹消防署小型動力ポンプ付水槽車更新を負担金として計上しております。

18ページをご覧ください。

地方消費税交付金1億3,050万円のうち、社会保障費の財源としている7,450万円について、どのように充当されているかを示したものでございます。

社会福祉費、社会保険、保健衛生費19億1,378万円のうち、一般財源13億5,129万5,000円に対し、地方消費税交付金の社会保障財源化分7,450万円を充当した内訳でございます。

続きまして、次のページ以降に一般会計に関連する附属資料として、道路施工予定箇所図、橋梁補修施工予定箇所図、日方団地4号棟新築工事配置図・平面図を添付しております。

以上で、議案第20号令和3年度大樹町一般会計予算についての総括的な説明を終わらせていただきます。

続きまして、4特別会計と3企業会計予算について提案理由の説明をいたします。

議案第21号は、令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算で、第1条で、歳入歳出予算の総額を7億50万円と定め、第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、第3条では、歳出予算の流用として2款1項に計上した療養諸費

に係る予算額に過不足が生じた場合に同一款内の各項の間で流用することができるものとするものであります。

続きまして、議案第22号は、令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を9,900万円と定めるものであります。

議案第23号は、令和3年度大樹町介護保険特別会計予算で、第1条で、歳入歳出予算の総額を7億2,510万円と定め、第2条では、歳出予算の流用として2款1項の介護サービス等諸費と2項の高額介護サービス費の予算額に過不足が生じた場合には同一款内の各項の款で流用することができるものとするものであります。

議案第24号は、令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を4億490万円と定めるものであります。

議案第25号は、令和3年度大樹町水道事業会計予算で、第2条の業務の予定量は給水戸数2,810戸、年間総給水量121万6,828立方メートル、1日平均給水量は3,333立方メートル、主な建設事業は振別団地9号線配水管布設工事を含む6本の工事を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収益的収入が収益的支出額に対して不足する額6,680万円を過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入については4億4,718万8,000円、支出では5億1,398万8,000円と定めております。

2ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億566万4,000円を過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入については5,044万8,000円、支出では2億5,611万2,000円と定めております。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を2,819万1,000円と定め、第7条では、他会計からの補助金で一般会計からの補助を受ける金額を1億3,311万5,000円とし、第8条では、たな卸資産の購入限度額を570万円と定めるものであります。

続きまして、議案第26号は、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算で、第2条の業務の予定量は、病床数が50床、年間患者数は、入院で1万6,425人、外来で3万375人、1日平均患者数は、入院45人、外来125人としております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入、支出ともに11億696万円と定め、第4条、資本的収入及び支出の予定額では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額134万円を過年度分損益勘定留保資金から補填するものとし、収入を4,660万円、支出を4,794万円と定めております。

2ページに移りまして、第5条では、企業債で医師住宅修繕工事の一部として借入れを行うもので、起債の目的は病院事業、限度額は260万円。起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じとなっております。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、議会の議決を経なければ

ば流用することのできない経費を、1号で給与費を7億7,954万円とし、2号では交際費を20万円と定め、第8条では、一般会計から補助を受ける金額を4億5,000万円とし、第9条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,963万円と定めるものであります。

議案第27号は、令和3年度大樹町下水道事業会計予算で、第2条の業務の予定量は、接続戸数で1,910戸、年間総処理水量は32万6,151立方メートル、1日平均処理水量は893立方メートル。主な建設事業は、大樹公共下水道工事を含む4本の工事を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入は4億2,747万9,000円、支出を3億164万2,000円と定めております。

2ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,046万3,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円と当該年度利益剰余金処分額1億2,473万9,000円で補填し、収入については4,789万5,000円、支出では1億7,835万8,000円と定めております。

第4条の2、特例的収入支出では、本会計が本年度より地方公営企業法に基づく財務規定等を適用する会計に移行したことから、地方公営企業法施行令に基づき、整理する未収金及び未払い金の金額は、未収金が1,457万4,000円、未払い金が1,480万5,000円となるものでございます。

第5条では、企業債で、公共下水道工事と個別排水処理施設整備工事等のため借り入れるもので、起債の目的が下水道事業で、限度額が2,020万円。過疎対策事業では、限度額を1,390万円とし、起債の方法、利率、償還の方法については、一般会計と同様であります。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用及び営業外費用、特別損失の間で不足が生じた場合に同費用の款で流用することができるものとするものであります。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を1,766万3,000円と定め、第9条では、他会計からの補助金で一般会計からの補助を受ける金額を2億9,000円とし、第10条では、利益剰余金の処分で当該年度利益剰余金から資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,473万9,000円を補填として処分すると定めるものであります。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会設置・付託の議決

○議 長

日程第34 予算審査特別委員会設置・付託についての件を議題といたします。

お諮りします。

ただいま一括議題となりました議案第20号から議案第27号までの8件の議案の審議については、議長を除く11人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第27号までの8件の議案審査は、議長を除く11名による予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

◎休会の決議

○議 長

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会において、議案審査を行うため、3月8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会において議案審査を行うため、3月8日から3月11日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長が互選されていないので、議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において、本日の会議終了後、本議場に予算審査特別委員会を招集します。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日、3月3日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日、3月3日は休会と決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長

今日は、これにて散会をいたします。

散会 午後 5時39分

令和3年第1回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月4日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明
総 務 課 参 事	杉 山 佳 行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊 勢 巖 則
企画商工課参事	大 塚 幹 浩
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井 上 博 樹
保健福祉課参事	瀬 尾 さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐 藤 弘 康
町 営 牧 場 参 事	梅 津 雄 二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水 津 孝 一
会計管理者兼出納課長	小 森 力
町立病院事務長	下 山 路 博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見 由 香

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
-------	---------

学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

瀬尾裕信
楠本正樹
清原勝利

<農業委員会>

農業委員会長
農業委員会事務局長

穀内和夫
吉田孝弘

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
主 事

松木義行
八重柏慧峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 齊藤 徹 君
1番 寺嶋 誠一 君
2番 辻本 正雄 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。
西田輝樹君。

○西田輝樹議員

先に通告しております町の過去に行われておりました町実施事業の再評価について、町長、教育長にお伺いしたいと思います。

町実施事業については、行政需要や時代背景により日々変化しますが、温故知新という言葉もあるように、常に再評価が必要と考えております。

以下、各種事業について検討がなされてもよいのではないかとと思われる事業について、町長、教育長に伺います。

1つ目は、町民便利帳の過去に発行されたものについての考え方です。

2番目につきましては、町職員の行財政改革組織がありましたが、それについての考え方です。

3番目は、町広報紙の復刻版が上下ということで過去に発行されたと思いますが、それについてお伺いします。

次、教育委員会だと思っておりますが、文化バスの運行、それからスポーツ関係で100日運動の実施がなされておりましたが、それについての評価なり考え方をお伺いしたいと思います。

す。

よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問の「過去、町が実施した事業の再評価」についてお答えいたします。

1点目の「町民便利帳の発行」についてであります。昭和50年に発行した町民便利帳は、役場の仕事や税金、年金など暮らしの中における様々な制度を約90ページにまとめた冊子で、便利帳という名のとおり、様々なジャンルを網羅し、冊子を見れば、おおよその内容は理解できるものでありました。

2年後の昭和52年に修正部分の内容をまとめた追録版を発行していますが、本体の冊子は次第に掲載している内容が古いものとなり、だんだん使われなくなってきたものと思っております。

暮らしに関する情報については、転入者向けに町の取組や補助制度、子育て支援情報などをまとめた冊子を自前で作成しているほか、広報紙やホームページを活用しながら発信をしていきたいと考えております。

2点目の「町職員の行財政改革組織」についてであります。職員で構成する大樹町行財政改革推進本部については、平成25年を最後に、現在は設置をしておりません。

今年2月に令和元年度決算数値をベースに、令和2年度以降の起債の借入予定を加え、起債残高と償還費、実質公債費比率における令和15年度までのシミュレーションをお示したところであり、その実施に向けて、今月中に行財政改革推進本部を設置し、行財政改革に取り組んでまいります。

3点目の「町広報紙の復刻版の発行」についてであります。平成2年10月に、昭和42年7月の創刊号から平成元年12月の260号まで、22年分の広報たいきを発行当時の原版で収録した「復刻版 広報たいき」として発行したところであり。広報紙の役割は、行政への取組状況や身近な情報などを町民に読みやすく、分かりやすくお知らせすることだと思っておりますが、一方で、毎月発行する広報たいき1号1号が町の歩んできた歴史そのものでもあると感じております。

新たな復刻版の発行については、現在のようなスタイルがいいのかを含め、今後検討していきたいと考えております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町長に続き、西田議員のご質問にお答えをいたします。

4点目の「文化バスの運行」についてであります。この事業は、町民に優れた芸術鑑賞の機会を提供することを目的に、帯広市民文化ホールなどで開催されたコンサート会場まで

町のバスで送迎したものであります。

現在は、生涯学習センターがオープンし、西田議員も役員を務めてくださっております芸術鑑賞協会が主体となって、コスモスホールなどで年3回程度のコンサートを開催しておりますので、文化バスの運行については考えておりません。

今後も引き続き、芸術鑑賞協会と連携し、町民のニーズに合った演目を選定していくことで多くの方に生涯学習センターへ足を運んでいただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

5点目の「100日運動実施」についてであります。この事業は、町民が運動を通じて健康増進を図ることを目的に、運動した日や内容などを記録できるカードを配布し、100日以上実施した方を表彰したものであります。

現在は、体育連盟に加盟する17団体、少年団本部に加盟する8団体をはじめ、子どもから高齢者まで、それぞれ多種多様なスポーツに取り組んでいただいております。100日運動の所期の目的を達成していると考えておりますので、改めて事業を再開する考えはありません。

教育委員会としましては、引き続き体育団体への支援や中央運動公園、B&G海洋センターなどの社会体育施設の維持管理に努め、町民の皆様が安心してスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは順番に、町民便利帳についての考え方やその時代背景なんかも含めまして、それぞれお話をさせていただきたいと思っております。

今の時代ですので、町でいけばホームページに代表されるようなそういう情報発信については、常にされているというふうに思っております。けれども、自分が機械に弱いからかもしれないけれども、転入者の方への取組なんかもそういうふうにされているということなのですが、例えばそれはごみの処理の方法ですか、まず1つは転入者への広報といいますか、どのようなことか、まず前提条件としてお聞きしてから質問に入りたいと思います。

○議長

林住民課長。

○林住民課長

転入者の対応につきましては、窓口係のほうで対応させていただいておりますので、私のほうから現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

転入の手続きで窓口に来られた方に、大樹町の状況を分かっていただく、あるいは生活に支障がないような対応をしていただくというようなことで、今お話のありましたごみの分別、そして収集するような話もちろんなのですが、そのほか、防災無線機を渡してその利用方法でありますとか、必要な情報を提供しているところでございます。

その中の1つとして、町内の役場の業務といったものについてのお知らせをする部分としての、こういう業務はこういう窓口でというようなことを一覧にしているとか、あるいはサークル活動、文化・スポーツ活動の町内にこういうサークルとか団体がありますよというような紹介でありますとか、そういった一時的に転入されてきた方が活用できそうな情報についてまとめた簡単な冊子状にしたようなものを作りまして、それはその都度10部程度在庫させながら、自前で印刷をしたものを用意しながら、転入の手続に来ていただいた方に一緒にお話ししながらお渡しするというようなことで実施しているということです。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

実は、昔々の町民便利帳も探したのですけれども、すみません、ちょっと手元になくて、自分で勝手に昔の記憶を呼び起こすようなことですので間違いがあるかもしれませんけれども、町民の方が転入されたそこについては、ごみの話とか無線機のことですとか、それから非常にいいなと思ってお聞きしたのは、サークル活動もよくお話を聞きますので、お友達をつくるのにどのようなサークル活動があるのだとかということは個人的にもお聞きすることがありますので、これについては大変よいことだなというふうに思っております。

ここで広報紙やホームページを利用して発信していきたいというお考えですので、本当に町民もありがたく思っていると思うのですが、例えば医療費のことで、年代別の階層によってそれぞれ関心事も違うと思うので、そういうふうなことからいったら、僕は90ページのような大々的なものでなくて、今、住民課のほうで出ていると思われるような完全なジャンル別とか、例えば切り口が年齢別ですとか、男女は今はないと思いますので、そのような年齢ですとか、それから今の趣味的な学習的なものだとか、そういう一遍に90ページのものは今の時代すぐ資料も陳腐になりますので、そういうようなことは思いませんけれども、トピックスというか、それに合ったような町民便利帳というのか、お知らせ帳みたいなのはあったらいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、町民サービスとしてお考えがあるのかないか、まずお聞きしたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

町民便利帳の件につきましてですけれども、西田議員のほうから今回一般質問がございまして、私も町民便利帳とはどういうものかと、よく分からなかったものですから、いろいろと探させていただきまして、今回持ってる方もいらっしやいましたので、中身を見させていただきます。

西田議員がおっしゃるとおり、当時としては、いろいろと役場の業務内容ですとか、区長の一覧ですとか、様々な情報が網羅されていて、これを見れば、おおよその内容は理解できるかなというふうに私も見させていただいたところがございます。

しかしながら、情報というのは刻々と変化していくということもありまして、やはり内容を更新していかなければいけないものかなと思っておりまして、一度作った冊子をまた新たに作り直すとなると費用もかなりかさむのかなというふうに思ったところでもございます。

そこで、町としましては、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、ホームページとか広報紙を活用して常に最新の情報を町民の皆さんに周知を図っていくということが重要なかなと思っておりまして、現在はホームページ、広報紙、さらには、場合によってはチラシを作成して広報紙に折り込むとか、緊急性の高いものについては無線放送を使ってお知らせするとかといったような情報を活用して行っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それぞれのイメージがありますので、今説明いただいたように、チラシといっても、本当に小さなチラシから、ある程度四つ折りとかになるのも、それもチラシの種類でしょうから、それぞれ創意工夫して、先ほどお話ししたように、緊急性の高いものについては、町の広報紙に入ってくるのが7枚も8枚もいろいろなチラシ類が入ってきていますけれども、そういうような町民便利帳に書いてあるような、民生委員も確かに任期1回だとは思いますが、そのようにお知らせいただいていますけれども、結構民生委員どここの誰だったかという、元役場の職員だからなのかもしれないかもしれませんが、そういうふうなことも聞かれますので、ある程度更新が必要なものでなくても、常にある程度町民の方にはフィードバック、名簿がダメだったら、らいふにお問い合わせくださいとか社協にお問い合わせくださいというようなインフォメーションを含めて、町民便利帳とか町民便利パンフレットみたいなものはあってもいいのではないかというふうに思っています。

尚更のこと、しつこいですが、年齢なり、それから、その方々の生涯学習に関するインフォメーションが欲しいとか、それぞれ今のごみなんかは確実に転入されたり、うちなんかも必ず台所にぺたっと貼ってありますので、滅多なことではなくなるので、そういうふうなずっと使えるものもあると思いますので、今後、ぜひそういうふうな階層別とか、年齢別、階層別、ジャンル別のようなチラシ類で構わないと思いますので、お金のかからない方法で町民サービスの質を上げていただけるように希望します。

次、よろしいですか。

2番目の町職員の行財政改革組織については、今度予定しているというようなことですので、行財政については、本当に町長はじめ、日々いろいろなシミュレーションから何かからか、夕張は極端なこととしても、常に単費を削るとかという中で新しい事業もつくっていかねばならないので、ぜひ職員ベースの、町民の委員のそういうふうな組織があるのも承知しておりますけれども、日々仕事されているのは職員ですので、職員が行財政改革の

中で活躍いただけることは、非常に町民としても安心だと思います。

それで、もう大分時間もたっていますので、僕も記憶が定かでなくなっておりますので、町のほうでお考えになっているメンバーのイメージがあれば、お知らせいただきたいと思えます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

例規集には載っておりますけれども、大樹町行財政改革推進本部設置要綱というのがございまして、そちらのほうに本部員として町長をはじめとして副町長、教育長、課長、主幹係長、主査職をもってということで組織する若干名ということで任期を1年としてということで定めております。その中で、たしか前回の名簿は20人程度だったかと思っておりますけれども、結構若手の者を入れて、若手の意見を聞きながら改革に向けて協議していくという内容であったと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に言いたかったのは、課長とか幹部社員の方のそういうようなお知恵や指導力も必要だと思うのですけれども、若い人こそ、この職場、この町で、何十年もお仕事されたり町民のための活動をされていきますので、ぜひ要項を変えてでも若い職員が十二分に意見が出せるような、そういうような条件を備えていただきたいというふうに思っております。

揚げ足を取るわけではないのですけれども、今の町長のご答弁の中で、シミュレーションを2月に出したんだよということなのですけれども、そのとき起債残高とか償還金とか実質公債費率は、確かに施設をベースに起債が増えていくことと償還のことなのでしょうけれども、行財政改革は、例えば日々建物の償還ではなくて、もっと大切なのは運営費ですとか人件費をはじめ、例えば僕なんか心配しているのは、町立病院なら町立病院できるのはそこで補助金もらったり起債をお借りしたりして建物はできるのですけれども、それ以後の赤字、どこでも一緒だと思うんです、光地園牧場のことにしても、例えば特養にしても、僕なんか議員にここでならせていただいたときには、たしか一般財源は5,000万円ぐらいの投入だったのが、今は1億円を超えて1億4,000万円とかですし、もちろん水道や下水道なんかも、多分日々下圧なんかが非常にかかってくるようなことが心配でないかなというふうにして思っているのです。

失礼な言葉になればお許しいただきたいと思うのですが、ぜひ行財政改革の推進本部が動きましたら、もう少し緻密なというか、もっと運営費含めた細かなシミュレーションを町民に示していただいて、間違いのない、これからも町民の方がお金なくて受けられるサービスが受けられなくなるようなことのないようなご配慮をぜひしていただきたいというふうに思っております。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

議員ご指摘のように、今回出しましたシミュレーションは、ハード整備に係る部分に限定させていただきましたので、あれがシミュレーションと言えるかという、本来ですと経常経費がどうなっていくのかとか、これからの構図をどう見ていくのかとか、そういったことも含めてお示しできればよかったです。それはこれからの議論に委ねまして、言われましたように、もう少し緻密なこれからの維持管理費、あるいは人件費等々の予備的な経費の推移を見ながらどうやって削っていくのかというようなことを示していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、次に3番目の町広報紙の復刻版についての考え方をお聞きしたいと思います。

この中で、町長にお話いただいたことで感激したのが、広報たいきの1号1号が町の歩んできた歴史だとか町民の生活そのものだよというようなご認識をお持ちということでの話をいただきましたので、本当に時代を映す鏡でもあるし、我々そのときは結婚したねとか、子どもが小学校行ったねとか、本当にそういうふうに個人の生活をも考えさせられるようなものが復刻版ではなかったかなと思うのです。

私も、町民便利帳や復刻版もハード的なことでいえば、もうこの時代になかなか合致してないものだなというふうに思っておりますけれども、先ほどお話したような、例えば町民便利帳の年齢階層別だとかジャンル別だとか、いろいろそのようなことで町民にフィードバックや情報提供がなされたらいいというお話もしましたけれども、このことについてはどんなスタイルがいいか考えてるよということでのご答弁をいただきましたので、先ほどの便利帳と同じように、同じものを何百号一遍にまとめるというのではなくて、その時代その時代のくくりというもののなかとか、それから町長のおっしゃるような生活そのものの鏡であれば、そういうタイトルに焦点をあてて復刻版的なものを発行していただけたら町民も大変喜ぶのではないかなと思うのですが、そのようなお考えというか、今後検討していきたいということなのですけれども、何かお考えがあればお話いただきたいと思っておりますし、今すぐここで今後検討だよということでしたら、私の希望で終わらせていただきますけれども、ぜひお考えをお知らせいただければと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私も先ほどの答弁で申し上げましたが、広報紙というのは、大樹町の歩んできた道のりを示す大きな役割があるといふふうに思っておりますし、私も正直、一年間どんなことがあった

のかなというときは、必ず広報紙をひもとくようにしているところです。

過去、260号までの復刻版を発行したところでもあり、あれはあれで非常に意義のあるものだなというふうに思っているところです。

ただ、前段の町民便利帳の中でもご答弁させていただきましたが、紙ベースが本当にいいかどうかというところは、よく考える必要があるかなというふうに思っておりますので、例えばですけれども、ある程度の号数を、20号とか30号区切った中でホームページにデータとして閲覧できるようなものをつくっていくとか、いろいろな方法はあるかなというふうに思っておりますので、そういう意味で、現在のようなスタイルの紙ベースのものがいいかどうかを検討した上で、どういう形がこの時代に合うかということも含めて検討していきたいなというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、次に文化バスの運行についてお考えを聞きたいと思います。

この中で、考えはありませんということで、教育委員会としてそのようなお考えですのでそれはそれでいいのですが、本当に十二分に学習が提供されているのかとか、学習機会とか鑑賞機会が十分かというような見地から若干お話させていただきたいと思います。

1つは、今お話したように、教育長のご答弁の中では、生涯学習センターもできたし、いろんな鑑賞協会もできたので、十分とは書いてはありませんけれども、生涯学習センターへ足を運んでいただくというようなことを中心だと思うのですが、これもちょっと言いづらいですけれども勇気を持ってお話をします。

生涯学習センターができて20年になります。そのときには鑑賞協会の補助金として、本体で900万円、親子劇場で100万円のトータル1,000万円の鑑賞事業のほか、今どのように運営されてるか分かりませんが、実行委員会方式でおやりいただく夢劇場ですとか、夢劇場も記憶にあるのは実行委員会方式で、ウィーンフィルのメンバーのコンサートもやっていたのですよね。確かにそういうふうな十二分な予算と十二分なやる気があってコンサートとか、多くの事業がなされていたのですけれども、そういうことを踏まえての今回のご答弁なのか、そこら辺の認識というか全体的なことをお伺いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

非常に財政難の中、町民希望にはすごくスケールの大きな立派な夢のある生涯学習センターを建てていただいて、先ほども議論になっておりましたが、維持運営という部分で相当のご援助をいただきながら運営しております。

芸術協会を中心に、年3回ほどコンサートを企画してくれております。コスモスホールは500名入る大ホールですけども、残念ながらコロナ禍の中で半分ということで250名ま

では入るのですけれども、今度あるコンサートも、1週間前にはたった55枚しか売れていないという状況です。いろいろ知恵を絞っていいものと呼んで、多額の費用をかけて開催にこぎ着けているのですけれども、なかなか参加してくれていないという状況でございます。

分野は違いますけども、子ども達の芸術鑑賞という部分で、本当に大樹町は熱いものがありまして、小中ともに開催をしてくれております。帯広市などは、子ども1人あたり800円程度集めてやっと劇団を呼ぶとかという状況ですが、本町の場合は本当に一生懸命やってくださってるなという認識の下で、議員がご指摘の帯広で行われる部分の文化バス運行というのは、そこまで手を伸ばさなくていいのではないかなというのが私の考えでございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

僕も、従前の生涯学習センターもなかったその当時、生涯学習センターのようなホールができたらいよいよねという呼び水的なことで、当時の担当者の方が多分そのようなことをやったのではないかというふうに思っています。

町民便利帳や何かと同じように、今は車を運転される方もたくさんおいでですし、確かに足の確保という面では、時代的にも条件は鑑賞にはいいと思います。ただ、教育長おっしゃられたように、例えば300万円が非常に大きな、多分他の町村は今500万円ベースでホール事業がされているというお聞きしておりますけれども、文化バスを運行しないなら、例えば昔のようにお互いに各町村でチケットを持ち合ったりとか、特に文化バスの中のどんなものが運行されてるかなと思ってあれしたら、清水で行われていた札響なんかは帯広市以外では行ったようでございます。うちも札響やるとしたら多分予算的にはできませんし、やっぱり帯広なり他の音更なりに行かなければならないと思います。

南十勝なんかで、例えばポスターをお互いに貼らせてもらったりとか、チケットは今は預かったり販売したり、あのときの文化バスなんかのときには市民ホールのチケットを、前借りしてなるべく早めに返すとかということで、事業はバスばかりではなくてそのようなこともやっておりましたので、ぜひそのようなこともお考えいただければというふうに思っております。

これは自分の意見ですので、それもできないよと言えば、それはそれで構わないですけれども、そういうふうな方法もあるのではないかなと思うのですけれども。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

本当に南十勝の中では、大樹町ほど文化施設で恵まれてるところはないと思います。それで2年前に、広尾町のほうからお願いされまして、札響をぜひとも子ども達に聞かせてあげたいのだということで、広尾町と大樹町合同でコスモスホールで札響を聞いてございます。失礼いたしました。劇団四季の間違いでございました。

そのように、広域連合というのでしょうか、これからもそういう観点でやっていくというのがすごく大事かなと思います。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そしたら最後、5つ目になります100日運動のことで、文章の作り方によるのかもしれませんが、体連の活動や少年団本部なんかが十二分に機能して、100日運動の所期の目的を達成していると考えているので、改めて事業を再開する考えはありませんというようなご答弁をいただいているのですけれども。

どうでしょうか。100日運動ばかり、スポーツばかりではなくて、世の中的には、例えばICTとかコンピューターを利用して健康面のポイント制をやったりとか、時代は大きく動いていると思うのですよね。100日運動は、便利帳でも何でもそうだけれども、100ページのものを今作るのかといたらそれは確かに。

ですけども考えてみてください。ことぶき大学もできたときには480人の在学生在がいて、今120人ですよね。体連もどうでしたか。そのときの100日運動やってるときには、体連は今の団体数でしたか。例えば町民スポーツ大会とかとって、社会体育係は9月から2月までびっしり、今はやっていないかもしれないけれども、バスケットも剣道もいろんなものをもっともっと盛んにやっていたはずですよ。それは人口の構成とか職員の何とかもある。

あともしかしたら、大変失礼な言い方かもしれないけれども、昔は、教育委員会は実際に直営の、例えばあのときはミニバレーと、僕の記憶しているのは卓球教室だと思うのですけれども、今亡くなられました職員が社会体育係にいて、週2回ミニバレーの直接ご指導をしているとかもって、今は所期の目的には何も達してないと思うのですよ。

もう1つ言うと、生涯学習センターも稼働率が、僕の記憶で一番高いときは68でした。今40切ってるはずですよ。今年とか去年の数字は分かりませんが、ここ数年のデータ化で推測できるのは決して所期の目的とか達成してないと思います。テストでないのだから、80点取れたらそれで終わりではなくて、100点、105点取るのが、僕は教育委員会の教育委員会たる役目だと思うのですよね。単なる事務屋ではなくて。

僕は、誰かにお若いときはどんなお仕事されてましたかと聞かれたら真っ先に言うのは教育委員会の職員でしたと言います。外国人にも僕は言います。今関係している人にもです。それほど教育委員会に僕はもっと頑張ってほしいと思っております。

保健師がエアロビクス教室やるのは、それは悪いことではないです。吹き矢の教室を社会福祉協議会がやるのが悪いことではないです。けれども、吹き矢の教室も教育委員会で蹴られて社会福祉協議会に来たのも事実です。もっともっと可能性とかというものを、所期の目的を達したというようなことはよくデータから、これからまたデータをもう一回社会教育のほうで、別段僕、それを再開してほしいとか言ってるわけではないですからね。いろんな

方法あるのではないか。例えば保健福祉課とタイアップして健康的なことの事業で、100日運動には全然こだわっていません。

けれども、そういうふうな時代の背景や何かもあって、いろいろそういう動きというのがもう少し敏感に。大変なのは分かります。施設も昔は持っていなかったのに社会体育係が施設管理係みたくなっているのも、それも分かります。昔の教育委員会の職員と違うことも重々承知してます。承知してますが、今言ったようなことというのは、ちょっと耳を澄ましていただいたり、ここにたくさん資料持ってきたのは、帯広市から音更から鹿追から上士幌から、いろんなところの今言ったようなお話で、もっと本当は個々の話をしようと思ったのですけれども、今日は中札内のタニタの教室なんかもいい教室だなと思って、それはもう教育委員会だから、保健業務だからということなく、ぜひ教育委員会のリーダーシップというか、そういう行政上のことを期待してるのですがいかがでしょうか。

すいません言葉が強くて。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

西田議員の熱い思い、しっかり届きました。本当に十分という記載の方法、失礼したなと思っております。体育連盟だとかスポーツ推進委員会だとか、既存の組織がありますので、そことも十分話し合いながら、生涯スポーツに親しめる環境づくりを検討していきたいと思えます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。これで終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、先に通告しておりました総合防災マニュアル等の作成について質問させていただきます。

我が国では、様々な災害が多発しており、住民や地域へ甚大な被害をもたらしております。

そうした中、災害を未然に防止、または抑制し、被害を最小限にとどめ、住民の生命、生活を守るために災害に強いまちづくりに取り組む必要があります。

また、いつでもどこでも起き得る災害に対し、地域住民による自主防災活動の促進や総合防災訓練の実施、津波ハザードマップの更新や周知の徹底、防災拠点施設の整備や機能強化など、多方面に及ぶ防災体制の強化についてお伺いします。

(1) 津波ハザードマップの見直しについて。

(2) 大樹町洪水ハザードマップの作成について。

(3) 地域防災計画について。

1つ、ブラックアウト、断水などの対策について。

1つ、防災会議の委員の人数、女性委員の人数について。

1つ、災害弱者の移動、経路、誘導などの避難方法について。

(4) 避難所などの備え及びコロナ感染症予防対策について。

(5) 総合防災訓練の実施について、お伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西山議員ご質問の「総合防災マニュアル等の作成について」お答えをいたします。

1点目の「津波ハザードマップの見直しについて」であります。現在の大樹町津波ハザードマップは、東日本大震災後の平成25年に作成したものであります。

内閣府は、日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波について、大樹町は21.8メートルと公表しました。これにより、津波ハザードマップの更新が必要となり、令和3年度予算にハザードマップ作成経費を計上し、作成してまいります。

2点目の「大樹町洪水ハザードマップの作成について」であります。洪水ハザードマップは、水防法により、国と都道府県が指定した河川について洪水浸水想定区域を指定し、浸水想定区域がある市町村は、避難場所や避難経路等を記載したハザードマップを作成し配布しなければならないとされております。

洪水浸水想定区域は、十勝管内では北海道開発局、国が管理する一級河川についてのみしか指定されていないことから、二級河川である歴舟川については指定されておられません。

歴舟川を管理している帯広建設管理部に洪水浸水想定区域の指定について、今後、要望してまいりたいと考えております。

3点目の「地域防災計画について」の最初に「ブラックアウト、断水などの対策について」であります。ブラックアウトについては、第7章第6節の中で大規模停電災害対策計画として定めており、災害予防では、関係機関が相互に協力し、未然に防止することとしております。

また、災害応急対策では、通信手段の確保のほか、正確な情報を迅速に提供するための災害広報、応急活動体制では、町及び防災関係機関、北海道電力における実施内容等を定めて

おります。

断水の対策については、第4章第10節の中で給水計画として定めており、実施責任者である町がすべき応急給水体制の確立と給水施設の応急復旧を行うことと定めております。

現状の対応としては、給水タンク、給水袋の確保のほか、応急給水活動、応急復旧活動などのために日本水道協会道東地区協議会と相互応援に関する協定を結んでおります。

次に、「防災会議の委員の人数、女性委員の人数について」であります。防災会議の委員数は、大樹町防災会議条例で25名とし、任期を2年と定めております。

委員は、指定地方行政機関の職員、北海道知事の部内の職員、指定公共機関または公共的団体の職員などのうちから町長が任命する者となっており、現在は、委員全員が男性となっておりますが、男性に限定しているものではありません。

次に、「災害弱者の移動、経路、誘導などの避難方法について」であります。避難行動要支援者として、民生児童委員の協力を得て、対象となる方の名簿を管理しており、避難の際に介助等が必要な方、避難の判断能力低下により個別対応が必要な方などに分類し、有事の際に対応可能なようにしております。

避難経路や誘導などは町も対応してまいりますが、人員も限られておりますので、地域住民の皆さんのお力を借りなければなりません。災害に備えて、自らできること、地域でできることを考えていただくことも必要であると思っております。

災害時における基本は、自助、共助、公助であります。自ら避難することが困難な要支援者は、共助として、ご家族、ご親戚、近隣の方などの協力により避難をしていただくほか、共助による避難が困難な場合には、公助として、町、または関係機関と協力して避難を支援していくものであります。

いずれの場合も、要支援者が避難する場合は時間を要するため、早期の周知と時間的余裕を持った避難行動が、被害を最小限に抑える最善策であると考えております。

4点目の「避難所などの備え及びコロナ感染予防対策について」であります。大樹町の指定避難所は37カ所、福祉避難所は3カ所としております。

各行政区会館の小規模な建物を除き、ほぼ全ての避難所に備蓄品を備えておりますが、現状では、備蓄品はあるが備えておく備蓄倉庫が足りない状況であります。備蓄品の数量も防災計画の中で、食糧・飲料水ともに全町民である約5,500人の3分の1の3日分を目標値と定め、既に目標値を確保しております。

コロナ感染予防対策については、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、体温監視カメラ、居住スペースを確保するためのパーテーション、段ボールベット、不織布マスク、防護服、アルコールなどを購入しております。

5点目の「総合防災訓練の実施について」であります。新型コロナウイルスが日本全国で発生している最中では、多くの住民の方を集めることによるリスクを避けるということも重要であるため、訓練の実施については慎重にならざるを得ないものであります。

しかし、感染が広がる中で災害による避難すべき事態は当然あり得ますので、避難所の

運営にあたる町職員が避難所での検温を含む受付方法、防護服の着脱、非常用発電設備の運転、避難スペースの確保、段ボールベットの組み立て方など、私を含めて昨年8月に避難所の設営訓練を行ったところでもあります。

今後も新型コロナウイルスに対するワクチン接種による予防と治療方法が確立するまでは、職員の訓練を中心に行ってまいりたいと考えております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、(1)津波ハザードマップについてであります。阪神大震災から26年、東日本大震災から10年、多くの犠牲者が出ました。町長が言われたとおり、日本海溝沿いに巨大地震が起きると地震の規模は最大マグネチュード9.1と推定され、津波は、大樹町で21.8メートルとなっております。また、令和3年度の予算でハザードマップ作成の経費を計上し、作成していただける。これは喜んでおります。

そこでちょっとお聞きしたいのが、浜大樹海面監視カメラ、これは設置されているのでしょうか。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今回の防災行政無線の整備の中で、浜大樹に監視カメラを設置させていただいて、今見れる状況になってございます。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それは、物として、東川とか振別川に設置してるようなものですか。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

いわゆるウェブカメラ、インターネットカメラに近いものなのですが、僕らの担当のほうでは、そのカメラを360度近く方角を変えたり、それからズームで港の中を拡大して見たりだとかということで、水位の変化が目で見るとリアルタイムで分かるというようなもので、今、議員おっしゃられた振別川とかで設置しているものとはちょっと違うのかなと思っております。

○議長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、(2)大樹町洪水ハザードマップの作成についてであります。

町長は以前、歴舟川の河川管理者である北海道に確認したところ、洪水浸水想定区域図は作成されていない。今後、作成に向け要請を行っていくと考えている。でも今回は、歴舟川を管理する帯広建設管理部に洪水浸水想定区域の指定について要望すると。前回は北海道に要請、今回は帯広建設管理部に要望。ちょっと説明いただきたい。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

帯広建設管理部は、北海道の1つの機関になっておりますので、表現的に道という本庁の部分ということ、それから振興局の中にある部分ということの違いはありますけれども、総じて都道府県に対して要望を行っていくという内容でございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ちょっと調べたのですけれど、やっぱり要望と要請とは中身がかなりきついで、そこら辺お願いしたいと思います。

なぜかという、大樹町内で家を新築したり、中古の家を購入したりして、安全・安心で家を建てたい。そうしたらやっぱりハザードマップは必要だと。ここ大丈夫なのでしょうかねと言われても。それで私、この質問したわけですけれども、将来的にお願いしたいのです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

歴舟川における洪水浸水想定区域の設定の在り方については、先ほど担当のほうからも説明したとおり、2級河川であるということ想定されていないことですが、河川としては非常に大きな河川でもありますし、従前から、日高山脈等で大雨等があったときには暴れ川というような言われ方もしている河川でもありますので、今後、歴舟川を管理している北海道に対し、歴舟川の状況をまず把握しているものを教えていただくことが肝要かなと思いますが、可能であれば、洪水浸水想定区域の指定についても検討していただきながら要望、要請をしていきたいというふうに思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

分かりました。では、お願いいたします。

それでは、(3) 地域防災計画についてであります。

ブラックアウト、断水の対策であります。先ほど町長から丁寧にお答えをもらったので、ちょっと視線を変えてなのですが、酪農業は、停電が発生しても影響が出ないように対策で

大型発電機が整備されてると聞いております。問題は、断水なのですけれども、酪農家が断水するということは水の確保がすごい大変だと聞いてます。水の確保をどのように支援できるのかお伺いします。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

酪農家におきましては、貯水タンクのほうを今、設置普及しているところでした、前回の震災、断水におきましても、雪印乳業等中札内の工場から配水をいたしまして難をしのいだところがございますので、近隣の町村の協力を得て、断水時には配水と貯水タンクで対応していければと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

断水は、今の酪農業の方はすごい大規模でやっておられるので、水というのは大変必要だと。ではといっても、運ぶとしても何しても、大樹だけならよそから応援もらえると思うのですが、大きければどうということになるかとちょっと想像したら、とんでもないなと感じます。これについては、タンクを用意するといっても、農家が今持っているタンクも空だと思うのですよね。そこから始まると思ったら水が出ない。

これから将来的に計画を立てていただきたいと私は考えていますので、よろしく願いいたします。

次に、防災会議の委員の人数について、女性について。

地方防災会議では、国が2020年を目標としている女性委員の比率30%を目指すということですね。災害対策に女性の目線を反映する体制が求められているとなってます。防災会議のまず人数が25名と任期は2年と。その中で全員が男性だと。

そこで、この委員の方、先ほど説明にもあったけれども、要は、転勤族の方々が多いのではないかと思うのですよ。また、大樹で長年暮らしている方、これを分けてみて、何人何人くらいいるかお願いしたいのです。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

先ほど町長の答弁の中で25名ということで答弁したところでありますけれども、大変申し訳ないです。僕が答弁書を作ったのですが、条例上25名以内という形になっておりまして、今現在19名の方を委嘱してございます。申し訳ありません、ちょっと訂正させていただきます。

それで、条例の中で指定地方行政機関の職員というところにつきましては、帯広開発建設部の次長をはじめとして3名の方、それから北海道知事の部内の職員という部分では3名、

それから北海道警察の警察官につきましては1名、それから部内の職員ということで副町長が加入、それから5番目には教育長が加入しております、6番目としては南十勝消防事務組合の所長及び消防団長ということで2名、次に指定公共機関または公共的団体の中から選ぶということでお願いしているのが7名、最後に陸上自衛隊の自衛官という形です1名をお願いしているところでございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ということは、これ聞いてると、昔から地元でいろんなところの災害を見たり聞いたりしてる人はいないよということですね。また、この人方も転勤されると。要は、中身がどうなってるのか分からないうちにぐるぐる回って、防災会議が成り立っていないのではないかと私は考えます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

防災会議というのは、先ほど言ったとおり、委員は、それぞれの国なり北海道の災害対応をするような役割を担っている方々を委員として会議を設置させていただいているところでもあり、それぞれのお立場でそれぞれお持ちの知見に沿って、大樹町で災害が発生した場合についての注意点であるとか対策の在り方等についてご意見をいただくということでもありますので、防災会議の委員としての役割はあるというふうには思っており、大樹町にどういふ災害が発生するか、どういうことが考えられるかというところの、例えば、建設業界の会長でありますとか消防団長、経済団体の組合長等も委員になっておりますので、それぞれの立場から大樹町の状況についてはご提言をいただけるのではないかなというふうには思っているところです。

ただ一方、男性ばかりということでもありますが、今、過去の災害等で課題になっております避難所の運営という部分では、やはり女性の目線といいますか、女性の意見も取り入れながら避難所は運営していく必要があろうかなというふうに思っておりますので、防災会議はそういう役割を担っていますが、いざ災害が発生し、避難所等を設置して運営していくというこれからの災害対応については、職員をはじめ、町民の皆様、女性の皆様からも意見を取り入れながら対応していくことが必要だというふうには認識しています。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、25定員のところ、まだ19名だということで、できれば女性の方、また昔から大樹に根づいている方々も入れてもらえればと、これはお願いします。

次に参ります。災害弱者の移動、経路、誘導などの避難法についてであります。

災害弱者を、私はリスト化、要支援者の名簿の作成、避難方法などを記載した各個別の計画書の作成を徹底して、本当に町長はこれを先ほど詳しく説明して、全くそのとおりだと思うのです。これをやっぱりもっと民生児童員の方々、実際にこの間もちょっと言ったのだけでも、知らないという人が結構いるのですよ。だからやっぱりもう少し何とかならないかなという考えがあるのでお願いします。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

議員おっしゃるように、民生委員を知らないという方がいらっしゃるというようなご意見を重く受け止めて、ここからは民生委員の氏名とか担当地区の周知を増やしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

本当に何か、うちら隣近所でも年寄りが多くて、もしこういうことあったらどうなるのだろうなといつも思っています。そういうことで、民生委員の方に本当に困ったら尋ねて、そしてもしあった場合の方法とかを伝えてもらえればいいなと私は思っています。

それで、次に避難所などの備え及びコロナ感染対策についてです。

先ほど町長が言われたのは、現状では備蓄品はあるが備えておく備蓄倉庫が足りないと答えたのですけれども、あるけど倉庫がないと。これをお聞きすると、食品のアレルギー体質の対応と避難所の女性の部屋の確保。例えばよく避難所で言っているのが、テレビ等やっているのが、女性方の着替えををするところのスペースは取ってあるかお伺いします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

まず最初の、場所が足りないというところですが、今もパーテーションを購入したりですとか段ボールベットとかというのをかなりの数買ってござりまして、きちんと畳まさせていただきますのはいるのですけれども一つ一つにかなりスペースが必要だということで、置く場所に苦慮してござりまして、多くは尾田、歴舟、中島のコミュニテイセンターのほうの体育館の空いている場所を使いながらだとか、教室の空いているところ、教室というか避難スペースにはなっていますけれども、その辺を利用しながら、何とか置いているという状況になっております。

それと備蓄品のアレルギーの関係ですが、アルファ米の中でそういったアレルギーに対応したアルファ米を購入してござりますので、いろいろなアレルギーには大丈夫ですよ、蕎麦だとか小麦だとかも大丈夫ですよとということを書いているもの、対応しているものを

購入しておりますので、大丈夫かと思っております。

それから女性のスペースの部分ですけれども、今回コロナ対策も含めてパーテーションと
いうのを購入しております、パーテーションというのは、天井の部分はないですけれども、
四方向の仕切りができることになっていて、出入り口の部分も解放はされているんですが、
その部分も開閉できるようにシート状のもので隠れるようなことで対応しておりますので、
プライバシーの部分は守っていけるのかなと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

備蓄品とか本当に備えていても、実際起きて、あれ足りなかった、これ足りなかったとな
るかと思うのですけれども、やはりそこら辺は前に災害で避難所となったところと連携を取
って、こういうものがあつたらいいよとかいう情報を集めてもらって、やっぱり足りないも
のを確認していただきたいと私は思います。これはお願いします。

それで総合防災訓練の実施について、最後の質問であります、新型コロナウイルスによ
るリスクを避けるのが重要、もちろんそのとおりです。しかし、災害はいつ起きるか分か
りません。災害時の備え、心構えということ町全体で共有することが大事だと思います。

もっと現実的な計画を立てて、ちょっとあれですけど、また救命講座で救急手当などを身
につけるとか、そういうこともこれから行っていかなくてはならないのではないかと思いま
す。

そこで、柏木町行政区柏樹会クラブで、5年前から年2回防災訓練が実施されているので
すね。搬出、救出、誘導、安否確認など、また双葉町行政区でも児童の見守り、防災、高齢
者の安否確認。よその行政区でもやっぱり防災会議等を実施しています。

それで町長、コロナウイルスが終息したときには、町として年に一度は総合防災訓練の実
施を考えておられるかお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

コロナ禍ではありますが、避難訓練等の対応については、答弁の中で説明させていただきました
ましたが、昨年の8月に私も参加し、B&G海洋センターを会場に職員のコロナ対応の感染
症対策を経た中での避難所の設置の訓練については行ったところでもあります。

また、議員が今ご指摘のとおり、町内会等において、役場の私どもで設置をしております
コミュニティー事業の防災の補助事業、補助メニューを活用しながら、それぞれ地域に即し
た防災訓練等も行っているところなんです。

コロナ禍でもありますが、いつ何どき、避難所の設置等災害が発生するか分からないとい
う状況でありますので、防災訓練等に対しては備えるということはもちろん肝要だと必要だ
というふうにも思っております。

先般、社会福祉協議会とボランティアセンターの運営に関する協定を結ばせていただきました。その中で、私ども、そして社会福祉協議会が災害発生時にボランティアをどういう形で受入れ対応していくかというところの協定、それぞれの役割も明確に定まったところでもありますので、今後、訓練等を行う際には、ボランティアセンターの設置も含めた中で、大樹町に合った避難訓練の在り方、防災訓練の在り方については、関係する機関とともに検討しながら進めていければと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

在り方として、これはよろしく願います。

これからの大樹町の未来、住民の生命、生活を守るということで、総合防災マニュアル等の作成について質問させていただきました。ありがとうございました。

○議 長

次に、寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に質問通告いたしました大樹町が抱える3つの課題について質問いたします。

大樹町には、全国の地方自治体とたがわず大きく3つの課題があります。

1つ目として人口減少、2つ目として少子高齢化による労働力不足、そして3つ目、このまま推移すれば将来的に訪れると予想される完全失業率の課題です。

まず1つ目の人口減少ですが、第2期大樹町まち・ひと・しごと創生の人口ビジョンによると、平成27年には5,738人いた人口は、社人研の推計によりますと2030年で約4,827人、そして2045年には3,977人となり、さらには2065年には、何と3,043人と人口減少が加速するという驚異的なデータがあります。もちろん人口増減には自然増減と社会増減があり、大樹町もその両方の要因で減少が続くと考えられます。

さらに少子高齢化が進行することで、やがて労働力不足にもなりますし、この問題解決の切り札として上げられるのが企業誘致でございます。大樹町はこれまで、HAPを立ち上げ、宇宙のまちづくり実現に向けたロケット射場整備やスペースポート計画の実現に向けて積極的に進めてまいりました。この計画推進により、宇宙関連産業分野の企業誘致が現実のものとなれば、大樹町の人口減少の歯止めとなり、さらには雇用創出が活性化し、完全失業率も改善方向に向かうのではないかと私自身も期待しているところです。

そこで町長にお聞きいたします。

1つ目、大樹町の人口減少を抑える方法として、社会増減の鍵になる転入、移住、定住が増加すればおのずと人口減少を抑制することになります。航空宇宙産業関連も当然ですが、既存の地元企業に対する雇用支援も同様の効果が期待できると私は考えます。この地元企業に対する雇用支援策等があればお聞かせください。

2つ目、少子高齢化による労働力不足はいずれ町内の生産年齢人口が減少することにより、町内の経済が鈍化し、消費が低迷することになります。これは同時に税収が下がり、行政運営が困難になることが明白であり、社会保障費の不足にも当然つながります。やはり大樹町に定住する人口が増えないと人口減少の歯止めは不可能となります。この定住や移住を促進する対策等があればお聞かせください。

3つ目、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、とても重要な地方創生の課題ですが、この地方自治体の成長戦略を策定することが目的化しては何の結果も得られないと私は考えます。町長自身が先頭に立ち、自らプレーヤーとして実行していると私は見て考えておりますが、本来の目的である人口減少課題を解決する手段として実行していることを、いま一度町民に知らせるべきだと私は思います。これについて町長はどうお考えかということ、この3点お聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の「大樹町（地方自治体）が抱える3つの課題について」お答えをいたします。

1点目の「地元企業に対する雇用支援策」についてであります。町では、中小企業に就業する従業員の福祉増進を図る目的で、中小企業退職金共済制度の加入を奨励し、掛金を納付した事業主に補助金を交付しております。また、大樹町をはじめ、管内市町村の負担金などで運営している、とちぎ勤労者共済センターでは、個々の事業者では実施困難な福利厚生事業や給付金事業を行い、事業主負担の軽減と労働者の福利厚生の充実を図っております。

2点目の「定住や移住を促進する対策等」についてであります。町では、移住希望者の方に対し、大樹町での生活を体験してもらうため、一定期間住宅をお貸しする「お試し暮らし住宅制度」や、専門スキルを活かし移住して起業を検討する方向けに住宅をお貸しする「ワーキングステイ制度」を設けて移住を促進しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方で暮らしてもテレワークなどにより都会と同じ仕事ができるとの認識が拡大しておりますので、地方への新しい人の流れを創出するテレワークの活用について検討していきたいと考えております。

3点目の「人口減少課題を解決する手段として実行していることをいま一度町民に知らせること」についてであります。町では、人口減少を食い止め、活力ある地域社会維持を図るため、「大樹町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に進めております。

総合戦略を着実に実行するために、各施策に数値目標であるKPI、重要業績評価指数を掲げ、福祉、産業、教育関係者や公募による住民などで組織する大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議で評価を行っており、内容や進捗状況については、毎年広報紙で住民にお知らせをしているところであります。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

早速1点目なのですが、町長の答弁にもありましたように、地元企業に対する雇用支援策としては、従業員の福祉増進を図る目的で中退共の加入を奨励し、掛金を納付した事業主に補助金として交付すると。また、勤労者共済センターの福利厚生事業や給付金事業を行い、事業主負担の軽減と労働者の福利厚生を図っているとありましたが、社会増による人口減少の歯止めは、その従業員が大樹町に住むという結果にならなければ、私はこの人口減少の抑制を図れないのではないかと思います。

企業に対してこういう支援をしても、実際、大樹町に住まないでほかから通って大樹町でお仕事してるという方は、大樹町に限らず、ほかの近隣町村でも同じだと思うのですね。ですから、大樹町に住んでいただくような雇用支援対策をやっていくのが必要ではないかなと私は考えていますので、以前、私が質問させていただいた雇用促進条例というものを策定して定住していただくようになれば、おのずと人口減少がある一定の歯止めになるのではないかなというふうに私は考えております。

他町村の事例ですが、清水町では上限50万円、これは数年にわたって事業主に給付して清水町に住んでいただくと。すぐそばの更別村でも上限70万円、このような雇用促進条例として制定してやっている事実がございます。

つまり、雇用と同時に雇用主が大樹町に住むことを積極的に勧めることになり、労働者にもその内容が明確になっていくということになりますので、結果的に私は大樹町の人口減少抑制になるのではないかと考えておりますので、このようなことをやってみる、ある意味投資にはなるのですけれども、やってみる価値が私にはあると思っておりますが、町長はどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

これから、人口減少が進む中で、地元での労働力を確保するという意味では、様々な方策があるかなというふうに思っているところです。

大樹町で今重点的に取り組んでいる事業としては、まさに大樹町で夢をかなえるマイホームの設置事業かなというふうに思っております。おかげさまで、この事業は毎年かなりの方が大樹町に新たに住宅を構え、または、この制度があることによって近隣から大樹町に転居されてきて、住宅を建てていただいている若い世代も増えているということで、非常に事業としては効果があるかなというふうに考えているところです。また、地元の建築会社等も含めて活用していただくということで、地元の経済振興にも一翼を担っているという事業でもあるという認識でおります。

私どもが取り組んでいるこの制度の中身については、私は、管内でも誇れる中身であると

いうふうに思っておりますので、今後も大樹町に住んでいただくような環境をつくっていくという部分では、まずは大樹でかなえるマイホーム住宅を建てていくという取組を進めていくことが必要なというふうに思っております。

また、管内ではそれぞれの取組を進めているということも承知はしておりますので、今後、近隣で取り組んでいる雇用促進の事業等についても情報を得ながら、必要なものについては、限られた予算の中ではありますが、対応できるものについては今後も進めていき、町内の雇用促進、労働力の確保につなげていける方策については、検討していきたいというふうには思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひご検討をよろしくお願ひしたいのですが、次2点目です。

定住や移住を促進する対策について、先ほど町長の答弁にもありましたが、「お試し暮らし住宅制度」や「ワーキングステイ制度」自体は私もいいと思いますし、今後とも進めていくことかなと思うのですが、現在、昨年から蔓延しているコロナウイルスの関係もあります。逆に言いますと、withコロナを逆手に取って、積極的な展開として全国的に実施されているサテライトオフィス、先ほど町長の答弁にもあったテレワークですね。都心の方がこちらのほうに移住してきて、それで仕事をするというスタイルをぜひ移住・定住を促進する手法に転化してはどうかと考えております。

例えば、一昨日の町長の令和3年度執行方針にもありましたが、高度無線環境整備推進事業、光ファイバーの事業がこれから本格化していきます。そういう形で、かなり高速ブロードバンドが進歩しますので、どこにいても同じようなことができるという状態になっていきますので、例えばですが経済センターをサテライトオフィスに改造して、第2の神山奇跡ならぬ大樹の奇跡を起こしてはどうかと。この神山というのは徳島県の神山町ですね。

実際は、北海道の厚真町も、岩手県の遠野市も、先ほどの人口減少の課題を抱えて、同じような形でサテライトオフィスを開設して人口減少の歯止めをしているという実績がございます。

大樹町は、経済センターで展開したもともとのスタートはTMOでございました。TMOの本当の形といいますか、本当に経済に密着した形になるようなプラットフォームを、サテライトオフィスのようにあそこを改造して、いろいろな企業に貸してあげると。簡単に言うと、そういう展開をすれば、さらには大樹町に住んでいただける方が増えるのではないかと。これはあくまでもシミュレーションですけれども、実際の全国各地の実施例を見ると、そういう効果が出てるといふふうに聞いておりますし、私も感じております。

さらには、実際そういうふうにはほかから来る企業ばかりを対象にするのではなくて、地元企業の郊外にいる企業もいらっしゃいますから、大樹の町の経済センターに来ていただいて、そこにある意味オフィスを開設するなりすれば、ある意味最初はうまくスペースが埋ま

らない形もあろうかと思imasので、そういうような活用の仕方もある意味アナウンスしてやっていくという方法もあるかなというふうに考えております。これについて、町長どうでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

私ほうからお答えさせていただきます。

サテライトオフィス、あるいは、コワーキングスペース、テレワーク等につきましては、地方の移住の1つの決め手ということで、私どもも調査研究をして、コンサルにまでかけて調査報告書を作ったという経緯もございます。その中では、当時は光ファイバーがまだ郡部に行くというところまでは行ってなかったのですが、候補としては3つがございます。宇宙に特化するのであれば、例えばSORAのところの施設にそういうオフィスを造ってはどうかというのが1つ、それから歴舟小学校の空き教室を使ってはどうかというのが1つ、もう1つは道の駅のショッピングセンターの空きスペースが当時出そうだったものから空きスペースを使って展開したらどうかという3つをターゲットに絞って、どういった機能を持たせてどういうふうにやったらいいかというようなことを調査報告した経緯がございます。

その中で、歴舟小学校につきましては、室蘭工業大学がサテライトキャンパスということで展開していただいております。現在2階の教室を使って、いろいろ調査研究に向かっていただけるようになったということがございます。

市街地における道の駅とかショッピングセンターでの展開というのは、コープさっぽろが入って、今空きスペースはないということで、その話は今保留しておりますけれども、今後につきましては、2階あるいは3階のスペースを使って、小さなものでもいいからできないか。場所が非常にいい場所として、ホテルが近いとか食べるところが近いとか、あるいは買物がすぐできるような場所、あるいは駐車場のことも含めて、非常に優れた場所であるという報告をいただいておりますので、あそこで何か展開できないかなというふうには思っているところですが、今回、過疎法が新しくなりました新しい過疎計画をつくるようになりますが、その中でもこの辺の移住・定住、あるいはサテライトオフィスの関係が強く打ち出されておまして、国も手厚い補助を出すような制度もございますので、これはいいなと思っはいるのですが、あとは需要と供給のことでして、造ったが誰も入らないという状況もちょっと困るものですから、その辺の需要がありそうだというところをにらみながら展開していきたいかなというふうに考えているところでございます。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

実にそういう方向で検討されてきたということで、今後とも積極的に進めていただきた

いなと思いますが、先ほどの3点目の質問の趣旨にもなるんですけど、やはり計画をしても、実際に運転しないと、簡単に言うとやってみないと分からないことがいっぱいあると思うのですね。これは駄目だなと思ったら、無責任な言い方しますが、やめればいいと私は考えております。これは行けるなという形であれば、当然のようにやって、最大のテーマである人口減少の抑制になれば、これは一定程度の目的が達成されたというふうに考えますので、そういう意味では、先ほど町長の答弁にもあったKPI、実際はキーパフォーマンスインディケーターと言うのですけれども、要は、どういう評価、どのくらいうまく伸ばしてるかというKPIですよ。これが大事なのですが、本当はKGIが大事なのです。目的をきちんと定めて、それに向かっているかどうかということをやはり見るためにKPIがありまして、それをきちんと認識する必要が私はあるかなというふうに思います。

やはり今、旬な持ち玉といますか、これは大樹町において宇宙関連産業の推進が目玉でございます。この実現こそが、本当に一触即発的にスピードがどんどん図れるような雇用創出を活性化して人口減少を、さらに関連する形で先ほど言ったサテライトオフィス関係でも、実際、室工大が歴舟小学校で実施されている。これなんか1つの結果ですよ。こういう形でいけば、どんどん進行すれば、本当に社人研による推計にならないように私はなるかなと思っています。

最後、質問になるかどうか分かりませんが、同じく一昨日の板谷教育長の執行方針にもありました「不易流行」という言葉ですね。これは松尾芭蕉の言葉なのですけれども、私も非常に好きな言葉であって、変わらないことが大事だよ。不易というのは変わらないこと、変えてはいけないことという意味を指します。さらには、流行というのはそのときそのときはやりの事柄を意味しますよね。何を意味するかというと、変えてはいけないものは変えるべきではないですが、変えなければいけないものは変えていかなければ駄目だという戒めの言葉だと私は解釈しております。

つまり、私なりの解釈で申し訳ないのですけれども、変化しないほうが安定してると、変化しないほうが安全だと考えるのは、私は間違いだと思っています。変化するほうがちょっと危ないという考えを持っている方が多いと思いますけれども、実は変化しないこともリスクはあるのです。先ほどの人口減少も、黙ってそのまま見送っていけば当然のように減っていくということはもう見えてるんですよ。あと10年後、岩手県元知事の増田リポートによりますと、全国で890近い地方自治体が消滅するというようなそういうとんでもないレポートも上がっております。

つまり、今から変化を恐れなくて変化させることを実行すれば、多少そういうものが抑制されるのではないかと私考えますので、最後は、お願いの話になって申し訳ないのですが、土地を表現する言葉には風土というものがあります。今これを、例えば見方を変えると風がある意味変化です。土がもともとそこからほとんど動かないので、不動に見えますので、変化がないように不変に見えます。これを人に例えてみれば、風がいろんなところから来る人だと考えて、俗に、風の人と言っています。我々、昔からここで住んでる方を土の人と呼ん

でいます。実は、風土というのは風と土が混ざり合って……。

○議長

何を聞きたいのか分かりません。

簡潔にお願いします。

○寺嶋誠一議員

最後に、大樹に新しい風土の実現をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、村瀬博志君。

○村瀬博志議員

それでは、質問させていただきます。

J A大樹町は、令和2年度の搾乳戸数74戸、総乳量11万6,000トンほどとなっています。生乳生産の維持拡大を図るため、酪農家は搾乳に多くの労働力と時間を要しております。また、後継牛確保のために育成牛の飼育管理、飼料の収穫等を行いながら搾乳に特化を目指して努力しているところでございます。

このような中、酪農経営の大きな下支えとなっている町営牧場事業の今後の取組に関し、次の2点についてお伺いいたします。

牧場施設の近代化について、冬期舎飼の増頭について、よろしく申し上げます。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

村瀬議員ご質問の「町営牧場事業について」お答えをいたします。

町営牧場は、町内の畜産経営における粗飼料基盤の確保と労働負担の軽減を目的に、昭和48年光地園牧場において、夏期の預託放牧を開始、昭和53年から周年預託の体制を確立し、利用者からの増頭の要望に応え、平成元年に晩成牧場を開設し、現在に至っております。

1点目の「牧場施設の近代化について」であります。町営牧場の施設は、昭和48年の牧場造成時に建設した事務所や機械庫から平成16年に建設した鉄骨牛舎まで、国や道の補助事業を活用して整備をしてまいりました。

開設から47年を経過し、現在の近代化した酪農経営にあつては、タワーサイロなど既に

使用していない建物や附属機械もあり、整理や更新も含めた検討が必要であると認識しております。

牧場施設の近代化には、スマート農業技術を用いた牛の発情や異常の早期発見のためのクラウドシステム、牛群・個体管理システム、給餌・餌寄せ・敷料散布ロボットの導入に見合った牛舎等施設の更新が必要となります。

施設を更新していくには、補助事業の活用など事前の計画が重要であることは当然ですが、牧場の施設と同じく、今は作業機械の更新が急務であることから機械の更新を優先し、施設の更新については、牧場の今後のあり方を検討した上で判断してまいりたいと考えています。

2点目の「冬期舎飼の増頭について」であります。冬期舎飼の乳用牛の受入れ頭数は、現在600頭を基準として受入れを行っております。これは、牛舎の延べ床面積と牧草の収穫量を基に算出し、さらに牛の事故防止の観点から、牧場職員の経験で取り決めた頭数となっております。冬期舎飼の増頭には、新たな牛舎の建設や既存牛舎の改築が必要となり、さらに増頭に見合う粗飼料と作業員の確保が必要となります。

1点目でお答えしたとおり、建物の更新よりもまずは作業機械の更新を優先させ、牧場の今後の在り方を検討し、方向が定まった上で判断をしてまいりたいと考えております。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

まず、重複するかもしれないですが、搾乳をしながら乳量を確保するという中で、搾乳時間というのは酪農をやっていく上で大変時間の占める労働の分野です。これを朝晩行いまして、その間に、夏場であれば飼料作物の摂取管理、また牧草収穫1番2番、秋にはコーンを収穫ということでやっております。そういった中で、育成管理という部分は搾乳同様、毎日管理しなければならないということです。そういった中では、牧場の事業は生産するほうとしては大変助かっているところがございます。

そんな中で、町長の答弁の中では、今後、在り方を検討するということの回答ではございますが、この辺も中長期にもまだ出ていないと、そういう計画はないという現状の中で、これから当然、近代化にはなると思うけれども、その方針も含めて、町長がどのように考えているか答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

以前の一般質問でも町営牧場の在り方等については、議員の同僚議員からもご質疑をいただいております。その場でも私も答弁をさせていただいたという思いでおりますが、公共牧場が大樹町の畜産酪農における育成部門の管理を担うという役割は以前からあるという認識ではあります。また、畜産酪農経営において子牛が生まれて保育、育成、受胎、分娩をした後

に搾乳作業を伴う、または餌の管理であるとか、また発情を見つけて受胎を進めるということで、エンドレスな作業を各酪農家が行っているという実態も私自身も把握しているつもりではおります。そういう部分で、少しでも労働力、または作業を軽減するという意味合いから育成部分をアウトソーシングするという公共牧野の役割についても酪農経営の中の1つの管理部門としての役割は十分あるという認識ではおります。

一方、答弁の中でも申し上げましたとおり、施設、そして機械も含めて老朽化が著しいという点、また定期的な草地改良を行っておりますが、必要な面積を十分行うことができないという部分でも良質な粗飼料の確保の部分でも少なからず影響があるかなというふうに思っているところでもあります。

今後、町内の酪農経営における公共牧野の在り方については、かねてからご相談をさせていただいておりますが、牧場には牧場の管理運営委員会という組織があり、生産者、または経済団体の委員、議会からも出ていただいておりますが、そこでの検討を進められておりますので、まずは、私どもの役割として公共牧野をどうしていくかというところを町内の酪農経営の在り方も含めて、牧場の運営委員会の中で私も加わりながら議論を進めたいなというふうに思っております。

その中で今後も必要であるという認識に立った場合においては、必要な設備投資も必要であるということもありますし、そろそろ町営で直接やることについてはというようなご意見がひょっとするとあれば、それではどうしていくかということも検討していかなければならないかなというふうに思っているところです。

いずれにしても、施設、または作業機械も含めて老朽化しているという現状、そして私どもも正職員、またはその他の職員で町営牧場の運営をしておりますが、人的な部分の確保も思うようにいかないということも含めて、今後、公共牧野である町営牧場の在り方については、検討していきたいというふうには思っております。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

今、町長のほうからる説明がありまして、今さらでなく、私も現役を退きましたが、つい最近まで現役でいました。今、町長が申された運営委員会等々にも出席していました。その頃はまだちょっと余力があったのかなという思いでいます。今は本当にそういう部分では曲がり角に来ていて、真剣になってこのことを討議しなければならない、自ら当然しなければならないというところに来ていると思います。

そういった中で、自分達で決めて、その援助を行政にしてくれというのが本来の筋だとは思いますが、その辺も個人個人のいろいろな考え方があってなかなかうまくいかなくて、結論を出せないで今に至っているのかなというふうに思います。そういうことで、なかなか自分達のことだから胸を張ってああせい、こうせいという、今そういう時代でもないということも認識しております。そういった部分では、行政として道筋もつけてもらえればありがたい

などというふうに思っております。

また、冬期舎外の増頭ではございますが、この部分は夏期と違って本当に手間のかかる手のかかる冬期間の飼育でございます。もちろんそのためにそれに伴う料金も高いということでやっておりますけれども。

そういった中で、最近、町のベテラン職員が3人ぐらい、今までずっと牧場運営に携わっていた人が抜けたということで、受胎率の低下というのが、平成30年、令和元年、今年度に至って成績が下がってきているということで、大変その辺危惧するところがございます。この部分で増頭してくれといっても、現状を見るとそういう状況ではないのかなど。やっぱり1頭あたりの必要面積というものが大変大事なことで、そういう部分では今の頭数の600頭というのが適当な頭数なのかなど。それ以上多くなると、今のコロナ禍ではないのですが、密というのが動物にとってはすごいストレスになって病気になったりするということで、先ほどの近代化にちょっと重なるのですけれども、そういう部分で管理を今のまんま近代化するということは大変難しいことなのかなど、余分にお金もかかるのかなどということだと思います。

最終的に、町長も言っていましたが、育成牛を孕みにして受益者に届けるのが最終目的。その目安となるのは受胎率と。それが下がってきているということは、やはり先ほども申しましたけれども、やっぱり経験者、管理する目が若い人に代わって、それが削がれてきているのかなどというふうに思います。そういった部分も含めて、今、私達の牛の発情発見とかというのはコンピューターに任せているというのが現状で、大きくなればなるほどそういう方式を取って、それが成果となっています。

そういった部分も含めて冬期舎外の増頭という部分では、牧場の施設の近代化というのが避けて通れないのかなどと思います。そういった部分で、最後に町長一言、思いの丈をお願いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も農林水産課に長く勤務をしておりまして、その中でも畜産担当が長かったということで、牧場の必要性、重要性、または長年経過した現状の施設も含めて、ある程度の認識はしているつもりでもあります。

従前は、冬期舎外についてももう少し多くの頭数を受け入れていたということもありますが、やはり今、議員の中にもありましたが、牛の良好な状態を維持するためにも、または牧場はご存じのとおり非常に冬期間は寒冷なところにもありますので、牛の安定的な飼養体制、飼育体制を確保するためにも現状の600頭という基準で受入れを進めているところでもあります。

今、町内で酪農経営を行っている個人、法人の農家の方々にはある意味最先端の技術を取り入れて良好な飼養環境の中で酪農経営を行っているというふうに思っており、私ども

町営牧場の施設等については、正直なところ一世代前の飼養体制、施設での運営を余儀なくされているという思いであります。

ただ、いかんせん、良好な施設をこれから整備していこうとなると莫大な費用がかかるということにもなり、うまく活用できるような補助事業等もあればいいのですが、従前のように公共牧野の補助事業であるとか、公社事業で施設整備を行うという環境がなかなか整わないということで、単費での施設整備については、ほぼ難しいのではないかなというふうに思っているところです。

料金の関係についても、新年度は見直しを検討、上げる上げないということではなくて、どういう料金がいいかということも見直していく必要があろうかなというふうに思っております。

やはり、公共牧野の役割としては、いい牛の発育を促進させて、いい状態で酪農家の手元に戻すという役割があるというふうに思いますので、そういう観点で、私どもが町営牧場を運営していくことが本当にベストなのかどうなのか、その辺についても関係団体等も含めて、これから協議をしていかなければならないかなというふうに思っております。

今まで町営牧場が果たしてきた役割というのは、それなりにあるのかなというふうに思っておりますので、今後もその役割をどういう形で誰が担っていけるかというところは、町内の皆様と関係する皆様、または農家、議会の皆様とも意見を交換しながら、しかるべき道筋を見出せばなというふうに思っております。

○議 長

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

町長の思っていることというのは、ほとんど私達生産者と変わりはありません。全くそのとおりだということです。

あと、お金がないというのが一番ネックになっているのかなと思います。これは畜産というのはやっぱり先行投資をしないと駄目だという部分は本当に畜産をやっている人らはみんなそう思っているし、当然そういうことです。本当に短期的に大量なお金がかかるということです。お金がないから、いいかということにはならないと思います。

あと、それを補うというのは、よく言われている知恵を出すしかないのかなと。こんなことで、みんなで知恵を出し合って、お金がなくてもできる方法というのは、難しいけれどもあると思います。

そんなことで、町長これからよろしくお願いします。ありがとうございました。

終わります。

○議 長

次に、志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長に質問をいたします。

新型コロナ感染症拡大を終息させるため、様々な取組をされているとお聞きしております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1つ目は、ワクチン接種は基本的に大樹町内の医療機関で行うとしておりますが、町外の医療機関に受診している方はどのように接種を行うのかお伺いします。

2つ目に、感染拡大防止には無症状者の検査が重要だと聞いております。無症状者のPCR検査費用の助成と町内での検査実施の考えについてお伺いをいたします。

3つ目に、高齢者施設や医療機関の従事者に一斉にかつ定期的に国の費用でPCR検査を行うよう関係機関に求めているかどうかお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

志民議員ご質問の「新型コロナ感染症対策について」お答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種については、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種が行われます。現在、医療従事者等への先行接種が行われており、その後、医療従事者等への優先接種、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方と60歳から64歳の方、それ以外の方と、順次行われていく予定であり、町も接種に向けて準備を進めております。

1点目の「町外の医療機関に受診している方のワクチン接種について」ですが、原則として住民票所在地の医療機関等で接種を受けることになっておりますが、基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合は、住民票所在地以外でもワクチン接種を受けることが可能となっております。

2点目の「無症状者のPCR検査費用の助成と町内での検査実施について」であります。医師がPCR検査を必要と判断した人には無症状の人でも検査を実施しております。医師がPCR検査を必要と判断する人に検査を実施し、治療方針を決定していくことが重要だと考えておりますので、医師がPCR検査は必要ないと判断する無症状者へのPCR検査費用の助成は考えておりません。

次に、「町内での検査実施」については、町内の医療機関での無症状の方の検査は、森クリニックがPCR検査を自院で実施しております。町立病院は、無症状の方の検査は実施していませんが、発熱後2日から9日目の期間では、PCR検査結果との一致率が90%以上で所要時間も40分で検査結果が判明する迅速抗原検査を実施しております。

3点目の「高齢者施設や医療機関の従事者に一斉に定期的に国の費用でPCR検査を行うよう関係機関に求めているかどうか」についてですが、現在、国から示されているワクチン接種のスケジュールでは、3月中旬から医療従事者等への優先接種が予定されております。町の特別養護老人ホームや町内の介護老人保健施設は、医療期間と同一敷地内のため、医療従事者等への優先接種と同様に接種できるとされておりますので、ワクチン接種を奨励してまい

りたいと考えております。

ワクチン接種により、高齢者施設や医療関係機関の従事者の感染リスクは抑えられると考えられることから、関係機関へのPCR検査の要請については、今のところ考えておりません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

1点目の町外の医療機関に受診している方については、住民票所在地以外でもできることが可能だということですが、そういう方がおりましたら、手続はどのような手順で進めていくのでしょうか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

基礎疾患のある方について、町外で実施する場合なのですが、特別な届出とかは必要なく、主治医に相談の上、主治医が必要と認めた場合は接種できるということになっております。以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そうすると、現在、町外の医療期間に受診している方は、その段階で主治医に申し出れば可能ということでしょうか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

そのとおりでございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そういうことで、心配される方も少なくなってくると思います。

2点目の無症状者のPCR検査費用の助成ですが、これについて、検査が必要と医師が判断した場合というのは、これは当然保険でやれるということですよ。ところが、新型コロナの非常に難しいところは、症状がなく、分からないまま、場合によってはそのまま抗体ができて治ってしまうという方も出ておりますので、検査をして、早い段階で感染をしていく期間をできるだけ短くしていくという意味から、PCR検査はやっぱり必要だというふうに考えておりますがいかがですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

今の無症状の方へのPCR検査の必要性についてでございますが、PCR検査を無症状の方に実施した場合、例えば効果的にPCR検査の効果を出すためには週に1回か2回程度実施しなければ感染の抑制にはつながらないという研究結果もございますので、実質的に週1回、2回、無症状の方に実施していくのは不可能な部分が多いかなと思っておりますので、症状のある方、もしくは医師が必要と認めた方についてPCR検査をしていくというのが重要かと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そうすると、特に効果的ということが出てきたのですけれども、そうであるならば、特にそういう人達が集まる機会の多い病院、医療機関、それから施設等でクラスターが出た場合、非常に終息させるのに苦労しているということですよ。そういうところは、私は症状がなくても集中してやってしかるべきだというふうに考えますがいかがですか。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

施設や病院の職員に対するPCR検査についてでございますが、PCR検査も100%正確に判断できるというものではなく、偽陰性として、本当は持っているのだけれどもその検査をした時点で陰性というふうに判断されて、実は陽性だったということで潜んでいる場合も、そちらのほうが逆に安心して広げてしまうというのも危惧されているという話もよく聞きます。ですので、今現在行っている通常の施設でしっかり手洗いですとかマスクですとか、そういう感染予防対策をしっかりしていくことで、PCR検査を全員にするのではなく、職員一人一人が気をつけていくというところで現在の状況を継続していき、またワクチン接種を早めに接種していただくということで、その危険性も抑制されていくと思っておりますので、そのような方法でいきたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

PCR検査とかワクチン頼みではなくて、従来の感染予防対策を徹底してやりながら感染を防いでいくということでは全く、今まで私達もいろいろなところで聞かされているところでございます。

最後に、PCR検査は無症状の場合、医者が必要でないと言っても希望する場合、接種する費用が自由診療になってしまいます。そうすると、非常に高額な費用ということなのです。

が、やっているところも実際出てきているのですが、関係機関、医療従事者、入所者というところもぜひ検査する方向で検討してもらえないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの私の答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、町立病院の従事者はもちろんですが、うちでいえば特別養護老人ホーム、または町内の介護老人保健施設の関係職員も医療機関と同等の扱いをするということで消防署員も含んでのことです。その優先のワクチン接種が早ければ今月末にも行われるのではないかなというふうに思っておりますので、私はそれをまずいかに早くスムーズに行えるかというところが関係する医療従事者等への感染を抑制する大きな効果があるというふうに思っておりますので、私どもといたしては、まずそこに今は全力で取り組むということが必要だというふうに思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

自由診療の接種費用の点について、最後お伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

答弁でその部分も含めて答弁をしたつもりではありますが、関係者に対してPCR検査を行うように国の費用でということでもありますが、そこも含めて、私は今のところ要請、またはその費用についての国の負担を求めるつもりはありません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

次の生ごみの資源化について、町長にお伺いいたします。

ごみの減量化と資源化を促進することは、低炭素社会実現に向けて重要なことだと考えています。生ごみを分別し、堆肥、そしてバイオマス燃料として活用することにより、ごみの減量化にもつながるので、検討してはどうかお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、志民議員ご質問の「生ごみの資源化について」お答えをいたします。

ごみの減量化、資源化を推進し、循環型社会の実現に向けた取組を推進することは、極めて重要なことだと考えております。

今年度改定いたしました「大樹町一般廃棄物処理基本計画」においては、町民、事業者、行政のそれぞれが役割を分担しながら相互に連携し、ごみ発生・排出抑制の取組を進めること、リサイクル、再資源化を推進すること、適正な処理を推進することの3点を施策として掲げております。

生ごみの処理において、堆肥やバイオマス燃料として活用する資源化についてのご提案をいただきましたが、生ごみの資源化も検討すべき課題と考えております。資源化の取組につきましては、管内でもいくつかの町村で実践例がありますが、異物の混入や成分が安定しないなどの課題も聞いているところでもあります。

また、減量化の取組として、コンポスト容器や電動生ごみ処理機の助成により家庭での堆肥化を推進しているところや、生ごみを細かく砕いて下水道に排水するディスポーザーという設備を推進している市町村もあります。

当町においては、平成3年度から平成15年度にかけてコンポスト容器の助成を行っていましたが、この期間の導入実績は612個で、期間の経過とともに導入数が減ってきたことなどから、事業を廃止しております。ディスポーザーの導入については、当町の下水終末処理施設が生ごみを含めた処理を想定していない施設であることから、施策として適さないと判断しているところでもあります。

水分を多く含む生ごみは、家庭から排出される「燃えるごみ」のうち、4割程度を占めると言われており、ごみの減量化を進める上で避けては通れない課題でありますので、まずは啓発活動により食材を無駄にしないことや水切りの徹底など、各ご家庭でできる排出抑制に努めていただきながら、当町に合った減量化への取組を検討していきたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

生ごみ処理についての資源化は検討すべき課題というご答弁でございますが、かつて私も知っております、容器に生ごみを入れて発酵させて堆肥化するということですが、みんな一人一人やっても、その後の堆肥の処理ですね。広い野菜畑でも持っていればいいけれども、そうはなかなかいなくなってきたと、高齢化でそれもままならないということで、私は、ちょっとこれは厳しいかなというふうに思っているのですね。それと粉碎機を取りつけてそのまま下水に流してしまうという、これも再処理の方法にならない、再資源化の方法にはなっていないというふうに思いますよね。

そう考えると、各家庭ばかりでなくて、やはり町単位、自治体単位で堆肥化していく、あるいはもうちょっと広い範囲の地域で生ごみを1カ所に集めて、そして発酵させてバイオ燃料として使うということが今一番近道でないかなと。

問題は、生ごみの中に異物混入ですね。これも本当に分別を始めたときも、これが一番悩ましい問題として取り上げられたところなのですね。そのところはかなりよく役場のほ

うも、町としても町民に広く周知していくということは絶対的に必要なことだというふうに考えているのですね。

私達も自分のこととして、それはもう取り組まなければならないと。地球の中の資源というのは、どう考えても丸い地球の中で限られているわけですから、それは再利用していく再資源化ということは避けて通れないというふうに考えていますが、町長いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ごみに対する考え方は、私も全く同感です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

再処理の方法をそういう方向で、今度は十勝一丸になりますから、むしろ私は資源化はやりやすくなっていくのではないかとこのように予想しておりますので、町長はその点についてどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員ご指摘のとおり、私どものごみもいずれかの段階でくりりんセンターのほうに搬出をするということで、その段階で絶対に必要なのは減量化であります。いかにごみを少ない量で持っていくかというところで、町民の負担も軽減されるということでもありますから、そういう取組の中で生ごみの資源化についても、先行して実施している他の自治体もありますので、そういう情報を得ながら、私どもに合った形での生ごみの省力化、リサイクル化、資源化については検討していくべきものだと思っております。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告いたしました開町100年に向けて「大樹町史」等の発行と閉校沿革誌などの保管整理について、町長、教育長にお伺いいたします。

昭和3年10月1日に2級町村として広尾より独立、自治の第一歩を踏み出し、昭和26年4月1日に町制施行され、今年で開町93年目であります。町制施行が70年の節目の年でもあります。

その中で、「この郷土の過去の姿を顧み、現在を見つめ未来への課題を探ることによって郷土に対する住民の理解を深め、町勢の発展に寄与する」（町史より抜粋）という趣旨で、これまで3冊の「大樹町史」が発行されました。また、「広報たいき」の復刻版が平成元年に発行されています。ちょうどその年から教育行政では、平成5年度以降に地域との理解がある中、小学校5校、中学校3校が閉校としてきました。

これまでの歴史の背景から、次のことをお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、「大樹町史」についてですけれども、昭和26年町制施行記念誌として、昭和28年2月25日に発行。A5判サイズ、173ページ、非売品として第1号が発行されました。そして昭和43年、開町40周年記念誌として昭和44年3月30日に2冊目の「大樹町史」、861ページが発行され、平成5年、開町65周年記念誌として平成7年3月1日に3冊目で1,223ページの町史が発行されました。そして今日に至っております。令和10（2028）年には開町100年を迎えます。あと7年後への大樹町史の発行計画についてお聞きしたいと思います。

2点目ですけれども、先ほど同僚議員からも質問ありましたけれども、「広報たいき」復刻版についてですけれども、昭和42年に産声を上げた「広報たいき」は、今日まで634号発行されています。平成元年に22年分の260号までの復刻版が、平成2年10月1日に2冊が発行されています。今後の復刻版の発行計画についてお聞きしたいと思います。

3番目ですけれども、各閉校後の学校の沿革誌・記念誌・同窓生名簿（卒業生名簿）等の保管についてお聞きしたいと思います。

開町65周年（平成5年）以降に閉校した小学校（尾田小・石坂小・歴舟小・生花小・中島小）僻地5校、中学校（尾田中・歴舟中・生花中）僻地3校が、それぞれ大樹小学校、大樹中学校に統合されました。それぞれの閉校後の学校沿革・記念誌（閉校記念誌・周年記念誌）・同窓生名簿（卒業生名簿）は、今現在どのような形で保管整理されているのか、この3点をお願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の「開町100年に向けて大樹町史等の発行と閉校沿革誌などの保管整理について」、私が答弁する分についてお答えをいたします。

1点目の「大樹町史の発行計画」についてであります。平成5年の開町65周年記念事業の一環として平成7年3月に「新・大樹町史」を発行してから今年で26年が経過したところでもあります。時代は平成から令和へと変わり、郷土のあゆみを確かな記録として次代に伝えるためにも、新たな町史の発行は必要なことと考えております。

発行スケジュールについては、今後検討することになりますが、7年後の令和10年に開町100周年という歴史的な節目を迎えますので、新たな町史を発行するにはとてもふさわしい年だと思っております。前回の町史発行に約4年間を要していることから、新たな町史発行にはそれ以上の年月がかかると思われますので、十分な編さん期間をもって取り組んでいきたいと考えております。

2点目の「広報たいき復刻版の発行計画」についてであります。平成2年10月に昭和42年7月の創刊号から平成元年12月の260号まで22年分の広報たいきを発行当時の原版で収録した「復刻版 広報たいき」として発行したところであります。

過去の広報紙をめくると、当時の出来事を知ることができるなど、広報紙は町の歩んできた歴史そのもので、貴重な財産と思っております。新たな復刻版の発行については、現在のそのようなスタイルがいいのかを含め、今後検討をしていきたいと考えております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町長に続き、齊藤議員のご質問にお答えをいたします。

3点目の各閉校後の学校沿革・記念誌・同窓生名簿等の保管管理についてでございます。

開町65周年を記念し、平成7年3月1日に発刊された「新・大樹町史」以降、児童生徒数の激減に伴い、断腸の思いで統合し、幕を閉じた僻地小規模校8校。古い順から申し上げますと、平成9年に歴舟中、平成17年に歴舟小、平成18年に生花小中、平成21年に石坂小、平成23年に中島小、平成25年に尾田小・尾田中が、大樹小・大樹中に統合され、各校ともに地域の文化的拠点である母校の歩みを記録に残そうと閉校記念誌を編集し発刊されており、教育委員会にも貴重な資料として保存されております。

閉校記念誌には、学校の沿革はもちろん、卒業生名簿（中には集合写真入りのものもある）や旧教職員やPTA役員名簿も一緒に編さんされているものもあります。また、各学校に備え付けることが義務付けされている学校沿革史や卒業証書台帳が閉校を機に行き場所に苦慮されたのでしょうか、多くが統合先の大樹小学校校長室の金庫の中に大切に保存されております。歴舟小と尾田小は、歴代校長の写真をパネルにしたものまで大樹小に掲示を依頼され、現在に至っております。

落ち着いて考えてみますと、閉校した学校の沿革史については、教育委員会学校教育課で保管し、問合せにも対応する方向が適切だと存じますし、歴代校長等のパネルは、町の郷土資料室で掲示するほうが望ましいと考えますので、町民要望の大きい町立図書館の建設時期に合わせて、生涯学習センターの機能充実策も中期的視点に立ち、検討しなければならないと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず最初、閉校の沿革史についてお聞きしたいのですけれども、学校の沿革については、本来は教育委員会で保管していくことが適切なことだということで、私もそれが本来の姿かなと思っているのですけれども、もう1点気になるのは、閉校した校歌の保存なのです。当時は、カセットテープ等で音源管理をしていた記憶があるのですけれども、テープは劣化してきますので、今はやりのマイクロ化、デジタル化というかデータ管理が必要と考えるのですけれども、今現在、校歌はどのように保存保管されているのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

現在、閉校になりました学校の校歌の音源でありますけれども、石坂小学校閉校式典の様子をDVD化されたものが教育委員会に保存されております。それ以外の閉校された学校の校歌の音源につきましては、現在、保存の確認ができておりません。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

やっぱりカセットテープはどこかにあると思うのですよね、統合したときに。その辺もう1回足取り探ることも今後必要でないかと思うのですよ。

もう1つ気になっているのは、体育館のステージの左右に校歌の歌詞が大きな額縁の状態に掲示されていますよね。今、多分残っていないのは生花小中学校だけで、ほかは古い体育館にそのまま残っているのかなと思うのですよ。それもいつかは壊されてなくなるのですよね。それをできれば、今は技術がいいので、複写といった手頃サイズの複製版に作成していくことが今後必要でないかと思うのですけれども、それについてどうでしょうか。

○議 長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

閉校になりました学校の体育館などに掲示をされておりました校歌の歌詞額につきましては、地域から、特に要望がなかった学校につきましては、解体時に処分をしているところでもございます。また、今後、校舎を解体する際には、複製版の作成や保存方法も含めまして地域の方々とは協議をしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

地域の状況、判断がなければそのまま壊されるのだというのですけれども、当時の閉校にあたっては、僻地統合計画を当時教育委員会で立てて、それで進めてきた経緯もあるのですよね。そうしますと、教育委員会でもそれぐらいの配慮というのは今後必要だと思うのですよ。歌詞額くらいはきちんと残していくということは、私は必要だと思うのですよね。その辺、地域の意見も必要ですけれども、委員会としての僻地計画を立ててきた経緯もありますので、地域も断腸の思いで閉鎖してきたところでもありますので、まだ残っているところもありますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思います。

それで、閉校した小学校5校、中学校3校ですけれども、最後には大体みんな閉校記念誌は作るのですよね。そこは今、ばらばらな状態で保管されていると思うのですけれども、本来ですと、僻地計画があったので、町が進んで1冊にまとめて誰でも見れるように公開閲覧できるような状態にしておくことが望ましいのですけれども、今の状況からいきますと卒業生名簿とかは個人情報に記載されているので大変厳しいのかなと思うのです。

大樹小学校は、来年、明治35年5月31日に創立して、来年はちょうど開校120周年を迎えるのですよね。今の状況を見ていますと、そういう動きがPTA、同窓会、見えてきていません。本来はそこできちんとやればいいのですけれども、そこは来ていないので、そこは教育行政において、そういった僻地統合計画を進めてきた経緯がありますので、私は小学校も含め120周年に向けて各学校の僻地5校、中学校3校の沿革史くらいはきちんと1冊にまとめていく計画を120年の節目に向けて教育委員会がやらなければならない、していくべきだと思うのですけれども、それについて教育長どうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

齊藤議員ご指摘のとおり、学校の周年行事というのは、教育委員会主導で行うべきものではなくて、現PTAが事務局となり、歴代PTA役員、同窓生達の中から記念式典実行委員会を立ち上げて行うものだと考えております。

ただ、学校は地域あつての学校であり、地域の文化的拠点であるとともに心のよりどころであり、その地域の貴重な財産ともいえるものなので、閉校した学校の歴史を後世に引き継ぐことは重要な仕事だと考えております。

議員指摘のとおり、個人情報保護の観点からも十分留意しながら、きちんと残していくように検討していきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

名簿は別にしても、小学校僻地5校、中学校僻地3校の沿革史ぐらいは1冊にまとめていつでも閲覧できるような状態にぜひ今後取り組んでいただきたいと思います。

それと、平成19年10月に大樹町教育の日が制定されて、来年でちょうど15周年を迎えるのですよね。これまでは大体コスモコンサートだとか記念講演を行ってきたのですが、次回については、断腸の思いで統合した、幕を閉じた僻地小中学校8校の各周年行事だとか周年行事の写真、記念誌等、今の段階は旧図書館に保存されているのですよね。ずっと日の目を今まで見ていないのですよ。できれば来年は、教育の日に時期を設けて展示企画展をぜひやったらいいのではないかと思うのですけれども、それについてどうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

閉校した学校に関する資料の展示ですが、節目にあたる日にちなんで展示するというすごくよいアイデアをご提案いただきました。実現できないか、ぜひ検討していきたいと考えております。

ご指摘いただいた貴重な資料の数々についてより多くの方々に見てもらう常設展示、中期計画で新図書館だとか生涯学習センターのますますの機能拡充に伴う展示の方法も考えなければいけないなと思っています。

また、先ほど齊藤議員のほうから校歌の額を大事にしてくださいと言われました。校歌にはこんな子どもになってほしいという願いが込められていますので、それも立派な教育資料だと考えております。少しでも役立つように頑張りたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

本来ですと、大樹小学校の120周年記念行事の中で取り組むのが一番ベストなのですよ。全部が統合しているので。今の段階では大樹小学校で、悪いのですけれども動きが見えないので、そこはやっぱり教育行政が先になって動かなければならないと思うのですけれども、その辺はひとつよろしく願いいたします。

次に、大樹町史についてお聞きしたいと思います。

平成7年3月に発行した「新・大樹町史」ですけれども、当時の編集委員の構成、どのぐらいの方が編集委員になられて、人数はどれぐらいいたのか、当時事業費はどのくらいかかっていたのか、冊数、現在の在庫数はどれぐらいあるのか。併せて、広報たいきの復刻版も、どれぐらいの部数を作って、どのぐらいの経費がかかって、今どのぐらい残っているのか。それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

新・大樹町史の編さんにあたりましては、町史編さん方針や発行計画等について審議を行

うために、平成4年5月に新・大樹町史の編さん委員会を設置しております。委員の構成は、議会議長、教育委員会教育委員長、小中学校校長会会長や産業団体代表など10人で構成しております。また、町史編さん事業の円滑な運営を図るため、助役を編集局長に、課長職を編集局専門部員とする編集局を設けております。町史執筆を担当する編集長には、元北海道新聞論説委員で広尾支局長も務めた山岸正氏に委嘱しております。

町史編さんに係る事業費ですけれども、編集長の人件費ですとか編さん委員の報酬、その他消耗品など含めるとトータルで1,053万6,000円を要しております。さらに町史の発行になります印刷製本費が1,069万1,000円かかっております。合わせますと2,122万7,000円が町史編さんにかかる事業費ということになっております。

新・大樹町史の発行冊数ですけれども、1,000冊を発行いたしまして、現在の在庫冊数につきましては、406冊となっております。

広報たいき復刻版の発行部数につきましては2冊組500部を発行しまして、現在の在庫部数は54部となっております。当時広報たいき復刻版を発行するための経費といたしましては500万円かかっているというところでございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、数字を聞いて、当時のお金で2,122万7,000円ですけれども、100周年を迎えるとまだ上がるという計算になるのですね。ということは、これから予算組みをしていかなければならないのですけれども。

もう1つ気になっているのは、昭和28年2月に発行されたのは非売品の町史、これがそうなのですけれども、当時の発行部数とか、今どのぐらいの部数が残っているのか、聞きたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

昭和23年に分村20周年記念事業として大樹村史の発行が企画され、昭和26年4月の町制施行を経て昭和28年2月にA5判173ページの大樹町史が発行されました。当時の発行部数が何部だったかは記録が残っていないため不明ですが、保存といたしますか在庫で手元にありますのは、承知している限りではありますが、企画商工課に1冊、図書館の事務室に1冊の2冊で、今となっては貴重な町史であります。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

当時どれぐらい作ったか分からないのですけれども、今現在、行政で持っているのは企画

商工課1冊と図書館、多分議会事務局に1冊あったような気がするのですよね。私は、たまたま東京の神田の古本屋で見つけてきたのですけれども。

そうすると、これはすごい貴重品なのです。製本自体も結構傷んでいるのですよね。やっぱりこれを作るといったらまた大変ですから、これはこれで結構価値があるので、これをきちんとデジタル化、データベース化するには予算は伴うのですけれども、保存していくとかデータベース化していくとか必要だと思うのですけれども、ぜひやっていただきたいのですけれども、これについてどうでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

昭和28年に発行してから70年以上経過しているということで、手元にあるものもかなり劣化してきております。大樹町にとっても貴重な資料でありますので、デジタル化して保存するということは必要だと思っております。

ただ、デジタル化するだけでしたら、今コピー機でもスキヤニングでできる機能もありまして、自前でできるのですけれども、資料をばらさないきれいにデジタル化して保存するというためには、専門の業者に依頼することが必要となりますので、そういう場合はお金もかかりますし、どのような方法がいいのかを今後検討したいと思っております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最初のもは、データできちんと残すべきなのですね。これもやっぱり先に延ばしてしまうと、100周年とぶつけてしまうと、とんでもない予算がかかるのですよね。その前にやるか、その後に計画的にやるか、そのまま大切に保存していくか、どちらかしかないのですけれども、その辺の考えをまた後で町長に聞きたいのですけれども。

それで、新たな町史を発行するにはそれ以上の年月がかかると思われるので十分な編さん期間をもって取り組んでいきたいと、先ほど町長から答弁いただいたのですけれども、今から資料収集が必要だと思うのですよね。

来年は庁舎引っ越しなのです。大体引っ越し時期は、どこの家庭もそうですけれども、大体あるものがなくなって消えていってしまうのですよね。そういうことを考えると必要なのですけれども、それはどのような形で資料収集の整理をしていくのか。来年は引っ越しを迎えるのですけれども、ほかにも古いものもあると思うのですよね。例えば当時やった老人福祉、老人ホームですか。ああいった資料が今どこに保管されているのかも分からない。旧消防署にあった資料もどこにあるのか分からない。押さえているとは思うのですけれども、そういうような収集というのはどう考えているのか、町長にお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

新庁舎移転に伴って、書類等の整理が今後必要となってまいります。町で文書編集の保存規定によりまして、保存期間が定められているところでもありますけれども、今後、移転に向けた書類整理の方針が決まってくるかと思っております。それに合わせまして、町史資料として貴重な書類ですとか資料等の保存についても考えてまいりたいと考えています。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

保存規定等は分かりました。ただ今後、資料収集の整理をしていく中で、今までは大樹町郷土史研究会もあったのですが、それはもう平成31年3月に解散してしまっているのですよね。その方が今まで郷土資料館とかで記録をきちんと整理していたのですけれども、ないのですけれども、例えば資料を整理する中で、やっぱり目先の利く人、編集長が一番大事だと思うのですよ。その辺の人材をどうするのか。

例えば一般的には、次年度に向けて郷土史等に関心のある地域協力隊の方も募集すればいいと思うのですよね。そういう方を採用するなどしていかないと、なかなか整理ができないのですけれども、そういった中で編集員をお願いしていくのですけれども、お願いしながらどうやって事業を具体的に進めていくのか、もっと詳しい内容を聞きたいのですけれども、それについてどうですか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

町史編さんするにあたっては、一番悩ましいのは執筆してくれる方がいるかどうかという点だと思っております。これまでに3冊の町史を発行しておりますが、執筆は新聞社に勤務されていた方や大樹高校の校長を務めていた方をお願いしてきたように、地域を理解し、文章を書くことにたけている方が適任かなと思われまます。今後の発行スケジュールに合わせ、執筆者の人選も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

相談していく方をこれから探さなければならないのですけれども、それともう1つは、新たな町史を発行する100周年の記念誌に向けて、一般町民の方でも町史にまつわった資料、写真だとか動画だとか、大切なものがあると思うのですよ。最近ちょっと気になっているのは、前文化協会の会長も1月にお亡くなりになったり、元ことぶき大学の写真講師をや

っていた方も先月亡くなったということで、そういう方が結構そういう資料を持っていると思うのですよね。だから、早いうちから編集委員の方が中心となって家族と相談しながら具体的に動いていかないと、なかなか資料収集ができないと思うのですけれども、その辺の関わり方はどのように考えているのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今、議員がおっしゃったお2人については、町内の様々なイベントなどで写真やビデオ撮影されていたと私もよく知っております。町史編さんには様々な分野の資料が必要となってまいりますので、時期を見てご家族の方に相談してみたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、そのために早いうちから構成委員を確立していかないと、なかなか手をつけられないと思うのですよね。役場職員だけではいけないと思いますから、ある程度の専門の方を人選していかないと大変だと思うのですよね。その辺をぜひお願いしたいのですけれども。

それで、これまで3冊の大樹町史が発行されたのですけれども、今の広報たいきの復刻版も併せるとそうなのですが、今現在は日常生活の中ではなかなか閲覧できない状態なのですよね。旧図書館に保管されていますので。これまでの先人の苦労等を後世に伝えていくためにも、例えば開町記念日に合わせて図書館の一角でそういった大樹町史、郷土史を閲覧できる、見れる、触れる、そういった企画も今後は必要でないかと思うのですが、それについて町長どうでしょうかね。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、新たな町史の発刊の動きについてご質疑をいただいております。私どもも来る7年後には開町100周年ということになりますので、その節目の事業としても最もふさわしい事業になるのではないかなというふうに今ご質疑を通じて感じたところでもあります。

今後、貴重な資料でもありますので、開町記念等のイベントの際に、ぜひ今までの先人のご労苦を伝えるという意味でも、公開の手はずを検討したいなというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、閲覧の機会を設けていただきたいと思います。多分、図書も蔵書も生き物ですから、たまに日にあてないとかびますので、多分、年に1回は開いて風を通すと思うのですよね。

その機会を通して、ぜひ実行していただきたいなと思います。

それで、私は、通常の町史というのは分野別、産業とか福祉とか教育とか経済とか人事関係だとか沿革史とかも含めると大体最初に言ったとおり大体1,000ページを超えるのですよね。そうすると、それを全部入れるといたら本当に大変なのですよ。

これまで私もいろいろな古い書物を見た中で、開町100周年に向け、町長にもぜひ考えて取り組んでいただきたいことがあるのですよ。それは、隣の町の昭和53年開町110年の町史に併せ、当時の町史編さん委員会が独自に昭和52年3月に発行しました、町は言えないので、隣ですから、〇〇町史年表というのがあるのですよ。これがそうなのですよ。これをちょっと見つけてきたのですけれども、これがすごく見やすいのですよね。中身を見ると、沿革で長年のものが全部一覧に載っているのですよ。

ちょっと脱線しまして、町長、教育長のものをちょっと読んでみます。昭和50年5月3日、広尾線SL零時23分〇〇駅最後のお別れ列車となる。書かれているのですよ。十勝開連ですと、昭和50年11月30日、忠類村チョマナイ山で100億円相当の埋蔵砂金の発掘始まる。昭和51年5月発掘中止。こういうところは多分皆さん記憶あると思うのですよ。こういうことが一目で分かるのですよ。こういったことを町民にも一目で大樹町の歴史を知ってもらうためにも100年の歴史を一冊として大樹町史年表を併せて、それは編集委員会とも相談ですけれども、ぜひこういう年表にすると、余計なものが入っていませんので、一覧で見れるのですよ。こういうことをぜひ町長にも考えていただきたいのですけれども、これについて町長どうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの答弁の中で、過去に町史を発刊した際にかかった費用については、お示しをさせていただいたところです。新たな町史を作成すると、同等以上の多分費用が発生しますし、今ご紹介いただいた史年表というのでしょうか、それについてもある程度の費用がかかるかなというふうにも思っております。

ただ、お話をお伺いした感じでは、非常に分かりやすく、管内、または近隣の沿革も含めて大樹町の歴史をいち早く分かりやすく見る資料としては、効果的だなというふうに思っており、ぜひ学校現場の子ども達の手に触れるところにも置きたい資料だなというふうに思っておりましたので、これから検討を進めて、私が発行できるかどうか分かりませんが、大樹町の事業として、100周年に向けて町史を発行する際に、そういう附属の書類も含めて整備に向けて検討していくことは非常に大きな意義があるなというふうに感じました。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ後世の子ども達、子ども達の小学校の授業でも大樹町を知るといふことの意味でも、

こういう年表史というのは本当に一番見やすいのですよね。これは写真が全然入っていない文字ばかりなのですけれども、地元、十勝、道内と。十勝、道内は、ほとんど新聞記者の記事から拾っているみたいなのですよ。そういうことも可能なので、ぜひやっていただきたいと思います。

それで、7年後に100周年の歴史の節目を迎えるのですけれども、昭和28年に発行された町史、これなのですけれども、一通り軽く読んだのですけれども、当時の編集者の言葉の中に、こういうことが最後に綴っているのですよ。例えば読みますと、「まことに感謝にたえない。稿を脱し、静かに編さんのあとを顧みて、心の満たぬものがあるが、後年本村が開基100年史を編む際に、本書がいささかの足がかりともなれば、編者の本懐これに過ぎない」と。最後に一句、「行く秋を綴り了へたり村づくり」と締めているのですよ。そういうことをぜひ町長も受け継いで、先人の思いを継承しながら、よりよい町史ができることを町長にお願いいたしまして、これで一般質問を終わります。

○議 長

次に、菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、先に通告していました森林環境譲与税を活用した森林整備について、町長にご質問させていただきます。

新たな地方交付税として、令和元年度から森林環境譲与税が交付されています。森林環境譲与税は、森林の間伐や林業に従事する人材の育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発などの森林の整備及びその促進に充てることとされています。町として令和3年度以降に森林環境譲与税を活用した森林整備や林業の活性化に向けてどのような事業を具体的に進めていく考えなのか伺いたいと思います。

1点目は、令和3年度にはどんな事業を計画しているのか。

2点目については、林業従事者の高齢化や担い手不足に対する人材確保の推進の考えはどうか。

3点目に、適切な整備がされていない、または伐採後に放置されている民有林の整備に対する具体的な支援策の考えはどうか。

4点目は、間伐材などの有効活用として、今計画しているスマート街区事業のバイオマスボイラーのチップ材としての活用を考えているのかについて伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

菅議員ご質問の「森林環境譲与税を活用した森林整備について」お答えをいたします。

1点目の「令和3年度にはどんな事業を計画しているのか」についてであります。森林環境譲与税は、森林整備とその促進のため、人材育成、担い手確保、木材利用の促進、普及・啓発に活用することと定められています。令和3年度に計画している森林環境譲与税を活用

した森林整備では、令和2年度まで町単独事業で補助してきました私有の人工林における下刈り促進事業と間伐促進事業を森林環境譲与税の活用に切替え、新たに枝打ち促進事業、野ねずみ駆除事業を追加し、国の補助事業の残額9割を補助することで森林所有者の負担を軽減し、森林整備への意欲を高めていくことで私有林人工林の整備を促進してまいります。

木材利用の促進と普及啓発の事業では、幼い頃から木に親しみを持っていただくことを目的に、生後100日目の子どもにカシワ製のカトラリーセットを贈る「ようこそ赤ちゃん事業」を譲与税の活用事業とし、さらに、赤ちゃんが生まれて初めて触れる木として、北海道が推奨する「森の輪（ワッコ）」を町内のカシワで製作し贈る事業を行うほか、新庁舎の建設では、伐採した柏林公園のカシワで応接テーブルの製作を、また、柏林公園のカシワの老木の樹勢回復のメンテナンスに譲与税を活用いたします。

2点目の「林業従事者の高齢化や担い手不足に対する人材確保の推進の考えは」についてですが、森林環境譲与税の活用には、人材育成と担い手確保の項目があります。町内の林業事業者では、就業者の高齢化が進み、新規就業者の確保が難しくなっております。就業者の安定確保と人材育成に向けた取組について、林業関係機関と協議を進めるとともに、昨年、旭川市で開校した道立北の森づくり専門学院との連携や就学者への支援についても検討してまいりたいと考えております。

3点目の「適切な整備がされていない、または伐採後に放置されている民有林の整備に対する具体的な支援策の考えは」についてですが、1点目でお答えしたように、私有の人工林における森林整備事業に森林環境譲与税を活用し、森林所有者を支援することで森林整備を促進していくほか、森林事業者を通じて広く森林所有者に周知することで、適正な整備が進むことを期待しております。

また、町の林業関係機関で組織している大樹町森林整備計画実行管理推進チームでは、適切な整備が行われていない私有林の所有者に対して、直接、造林を依頼し効果を上げているところでもあります。こうした林業関係機関との連携による普及啓発活動も推進してまいりたいと考えております。

4点目の「間伐材などの有効活用として、スマート街区事業のバイオマスボイラーのチップ材としての活用を考えているか」についてですが、森林環境譲与税の活用には、木材の利用促進の項目があり、製材とされない木材や林地残材など、地域材の地材地消推進していく上でチップ材としての利用は大変有効な方法であると認識しております。

スマート街区事業のバイオマスボイラーのチップ材に森林環境譲与税をどのように活用していくか、他町村の活用事例も参考とし、バイオマスボイラーが稼働する令和4年度までに検討を進めたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

まず最初に、令和元年度から森林環境譲与税が交付されているところでもあります。今年の

交付で3年目になります。この譲与税を活用した森林整備の将来に向けた計画と実行をスタートさせるべきと考えていたところではありますが、今、町長からお答えがありましたように、今年度から多くの事業の実施が計画されていて、個人的には大変喜ばしいことだというふうに認識をしているところであります。

そこで、今年度計画されている事業内容、今後の検討事項について、再度伺いたいと思います。最初に、令和3年度の交付額は1,151万円というふうに理解しています。今年度の事業計画を今聞きましたが、それに必要な経費、直接森林整備にかかる経費と、資材を利用した間接的にかかる経費を合わせていくらなのか。もし直接、間接の区分がおおよそ分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

事業別にお話したいと思います。

下刈り事業に435万6,000円、間伐促進事業に129万円、枝打ち事業に544万円、野ねずみ防除事業に124万3,000円、造林事業ではその事業費になってございます。造林事業以外の事業費でございますが、応接セットに459万6,000円、カトラリーセット木の輪の作製に61万5,000円、公園の植栽整備に45万9,000円を計上してございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、詳しく利用内容を聞きましたが、町長の答弁にありました町単独事業で実施してきた下刈り・間伐促進事業を譲与税の活用に取り替えるということでありましたので、これは今、課長から話がありました下刈り、それから間伐等の経費は、今まで町が単独で実施してきたものをただ平行移動するというこの理解と、これは今後も続くという解釈で理解をしなければよろしいですか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

今まで実施しておりました下刈り促進事業、間伐促進事業につきましては、環境譲与税を利用することで国の補助残額に対しまして9割ということで町の補助事業よりも手厚い補助となっております。令和3年度以降、今後も継続していく予定でございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。民有林の枝打ち事業について、譲与税を活用した補助事業として新たに実施するということではありますが、これまで民有林でこの事業がどの程度やられてきたのか。多分やられてきたものを活用するというふうには理解をしているのですが、量がどの程度だったのか。もしなかったら、新たにどのぐらいあるのかを教えてくださいたいと思います。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

枝打ち事業につきましては、令和3年度から譲与税の活用を考えておりますが、来年度につきましては、27ヘクタール、17件の所有者に対しまして実施する予定でございます。事業費につきましては544万円でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

同じく新たな事業として説明がありました。野ねずみの駆除事業なのですが、近年、野ねずみの駆除事業は減少している傾向にあるのですね。以前は大々的にやっていたのですが、ネズミの減少かどうか、データが減っているのかということがあると思うのですが、この事業につきましては、町有林は事業でやっているのですよね。百数十万円ぐらいの経費でもって。これと民有林の駆除について、例えば一体化して駆除事業としてヘリコプターの散布とかありますから、機材の借上げチャーター等で町有林の駆除と民有林の駆除を一体化してやるのか、町有林は町有林、民有林は民有林と単独事業でやるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

こちらのほうは、ヘリのほうは十勝で一体となってお借りしておりますので、町有林、民有林同時期に実施しているものでございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

次に、カシワ製のカトラリーセットと森の輪を贈る事業を実施するということではありますが、若干具体的にお聞きしたいと思います。森の輪につきましては、多分私の理解ではカシワを原料にしたおもちゃ、玩具ではないかと思っています。ただ、カシワ製のカトラリーセットというのは理解できていません。今まで赤ちゃん事業で木製のスプーン等を贈るとい

ことだったので、そのセットかなという理解なのですが、そこはどうなのでしょう。

○議長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

カトラリーセットにつきましては、従来、住民課のほうで所管しておりましたカシワ製のフォークとスプーンのプレゼントする事業でございます。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

輪は、玩具という理解でよろしいのですね。

それで、実は輪については他町村でも実施しているということも若干承知をしているのですよ。例えば大樹の場合は、今、町長の説明がありましたように、柏林公園で育ったカシワの原木を材料にしてそれを贈ると。これはすばらしいことだと僕は思います。

ただ、お聞きしたいのは、これをどこでどうやって作るのか。作る専門家がいると思うのですよね。次の応接セットの話もあるのですが、原材料をどれほど保有していて、どこで保管しているのか、どこで作るのか。この頃、広葉樹の生産が非常に停滞していて、その辺、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

森の輪の事務局というのが帯広市にございまして、そちらに依頼をかけたところ、帯広の作業所のほうを紹介していただきました。作業所のほうは登録制になっておりまして、森の輪を専門に作る会社となっております。材料につきましては、来年度、令和3年度につきましては、車両の車庫に材料を保管しておりまして、そちらは4月に業者のほうに持ち込む予定です。量につきましては、輪が60個程度作れる量となっております。これからの材につきましては、森林組合から無償提供を受けるということで予定をしております。

以上でございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、たまたま今回、役場庁舎の建設でカシワの木を伐採したからそれを使うけれども、将来的には柏林公園のカシワの原木の材料はなくなったら終わりということで、今、森林組合から提供ということでしたので。ただ、できれば続けていただきたいと思うのですが。

ここで伺います。輪を作る事務局が帯広にあって、そこで加工場を依頼してもらったとい

うことなのですが、大樹に木工品を作る愛好家がいるわけなのです。技術がどれほどか比較検討できませんけれどもね。ただ、僕は地元の柏林公園で育ったカシワの材料で地元の人が作って地元で生まれた赤ちゃんに贈るとなると、これは流れとしては非常に感動するといったら大げさかもしれませんが、いいような気がしたのです。ですから、そこのところは、今、課長が言ったプロの人に委託をするものが製品としては価値があるのかもしれませんが、地元の愛好家で作ったものでは代替えというか、その辺できないのかどうか。行く行くの話としてどうなのでしょう。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

こちらのほうは、森の輪を作るということで、会社のほうを登録していただければ、町内の会社でも個人でも製作はできますので、そちらのほうに登録が完了いたしましたら、将来的には地元へ依頼することも予定してございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうですか。登録しないと、違反みたいになるわけですか。だから、大樹の木工愛好家をお願いしますよということで作ったら、同じものは駄目だから、そこは商標登録の関係があると。

ただ、今お話がありましたように、もしその辺ができるのであれば、どちらがいいとかはいいませんけれども、例えば地元でそういう好きでやっている愛好家がいるのであれば、そこを活用するということになれば、逆に言うと安上がりで、地元の材をとということがありましたので、そこはぜひ将来的には考えていただきたいというふうに思います。その辺検討してもらっていいですね。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、森林環境譲与税で子どもに、新年度から予算をお認めいただいたら森の輪というものを贈りたいということで計画をしているところです。森の輪というのは、商標登録されたいわゆるブランド品でありますので、それを作る協議会を通じて大樹町の木材を提供して加工していただくという作業になりますので、やはり登録されたしっかり技術を持ったそういうところが製作にあたるということでもありますので、くるみの会はそういう加工を担えるようなそういう組織であり、登録が可能になったあかつきには、くるみの会を通じて大樹の木を大樹の業者に作っていただくというストーリーにはなろうかと思いますが、まずはそういうものでありますので、森の輪を子どもに贈るための製造を担っていただける業者について

は、そういう方になってしまうということについてはご理解をいただきたいと思ひますし、私どもで全く関係ないオリジナルのものをくるみの会に作って贈るのだということであれば、それは可能かなというふうに思ひますが、今回については、管内でも隣の町でも取り組んでおりますが、共通して北海道が推奨する森の輪というものを大樹の赤ちゃんにも贈りたいということに進めたいなというふうに思ひております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。それで、これはお祝いにということがありますので、そこはそれで地元の愛好家の対応については、今後課題としていただきたいと思ひます。

ただ、木になじむということでありましたらプラスアルファで、例えば尾田のこども園とかの1歳とか2歳の子どもがいますよね。そういう子ども達に玩具として保育所に備えつけるといふ考え方とかは、プラスアルファで考えられませんか。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

今考えてございますのが、出生届に来られた親に窓口で手渡すということをやりたいと考えておりますので、今のところ認定こども園なり、そちらのほうで使用するということは考えてございません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひそこは考えていただきたいと。

以前、視察に行った剣淵の図書館では、図書館の中の子ども達が遊ぶところに玩具を置いて子ども達がきやあきやあいつて遊べるものがありましたし、そういうところを考えると、ぜひいいものを地域の子供達が体験できるように検討課題としていただきたいと思ひます。

応接テーブルについても、今回のカシワの木の伐採したものでどこかに発注して、先ほどの値段で頼んであるということに理解してよろしいですね。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

こちらのほうは、帯広の業者に今のところ木を預けている状況でございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

わかりました。

それから2点目の担い手の関係なのですが、これは町長から道立北の森専門学院との連携の話がございました。ぜひ対応をお願いしたいと思います。

1つだけ、就学者への支援というのは、大樹町民がその学院で学ぶという事例が出た場合に支援をするということなのか、それから町が積極的にそういう人を探して支援をするから行ってほしいというふうに、受け身的になるのか能動的になるのか、その辺の考え方はどちらなのでしょう。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

こちらは、まだ具体的な案は決まっておりません。検討中のものがございますが、町内に在住者の方で、例えば高校生の方が森づくり専門学院へ入学者が出た場合には奨学資金の援助などを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。ぜひ将来的にはそういう人達がたくさん出てくるように支援の輪を広げていけるような形になればいいというふうに思います。

町長が言われました、3点目の放置されている森林の整備について、効果を上げている実態があるということを知りましたので、その内容と大樹町森林整備計画実行管理推進チームというのがあるというふうに知りましたので、そのチームの実態について伺いたいと思います。その2つを伺いたいと思います。

○議 長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

こちらの推進チームは、町と森林組合、十勝総合振興局森林室大樹事務所の3組織でつくったチームでございます。こちらのほうは、年に1回伐採跡地の放置解消につきまして組合の森林計画の皆伐地や町に申請されました伐採届地に対しまして航空写真による確認や現地確認を行い、対象所有者に直接訪問し、説明と依頼を行っているところでございます。

実績としましては、平成30年度に8件、7.04ヘクタール、令和元年度に9件、22.4ヘクタールが森林経営計画による整備を行うことになったという実績がございます。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町長に1つ、ここで伺いたいのですが、将来の基本的な考えとして、森林整備として進められている事業としては、一般的には針葉樹の人工林を経済林としての価値を高めるための整備対象となっているのが多いと思います。ただ、森林そのものは水源涵養林や保安林等の目的の整備も将来的には、将来というか今もそれが大切だというふうに言われていますし、そのことが大事なことは言うまでもないというふうに思います。

僕は、大樹町が所有している町有林の中には、非常に優れた広葉樹が生育しているというふうに受け止めているところでもあります。広葉樹の生育というのは非常に遅くて、200年とか300年という年月が必要なのですが、町有林ですから町の財産としては、その価値が高まったときには人工林の針葉樹、カラマツ、トドマツとは桁外れの価値が生まれるわけですね。我々はもうかけらもなく、存在のない時代になるのですが、将来のことを考えたら、その人工林に発生してきた、もしくは天然林に発生している広葉樹の成育についても力を入れることが大切でないかと思うのですが、この実態把握や何か含めて、将来的にそういうことも検討してみるという考え方はございませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

大樹町も4,000ヘクタールぐらいの町有林を有しておりまして、経済林として所有し、植栽して育てて、間伐等も含めて育成した上で、適期に伐採をして町の収入に充てるということで経済林としての効用を生かすべく町有林を通じての経済活動を進めているところであります。ただ、昨今の木材需要も含めて、40年、50年の伐期を迎えてもなかなか価格的な部分等も含めて経済的な効果が薄いということで、今現在、針葉樹も含めて伐期をもう少し延ばしていこうという動きがあります。

併せて、今、議員がおっしゃったとおり、広葉樹の役割もあるというふうに思っておりますので、町有林で植栽を進める上では、広葉樹を植えるという取組も進めておりますので、本当に森林というのは長い期間が必要ですが、未来の大樹町のための財産という役割を担っておりますので、全部が全部広葉樹に変えるというわけにもなかなかいきませんが、その辺は木材需要や今後の経済動向を見据えた中で、ある程度の部分については広葉樹を植えていくという取組も必要だなというふうな思いで今現在も取り組んでいるところでもあります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

広葉樹を育てるということについては、非常に息の長い話であります。現役を退いていまずので分かりませんが、今、北京オリンピック以降に主伐のカラマツが多分1本1万円ぐらい最高になった時点があるのですが、例えば大樹町が所有している生花地区とかに若干見ているのですが、今、直径30センチ以上のミズナラ、もし本当に有効価値が高ければ、

直径が60センチ、70センチになったときに、いいものは1本数百万円というのがあるわけでありませう。

ですから、目先の考えではなくて、将来の町の財産として考えた場合には、50年、70年で伐採してお金が安いけれども入ってくるトドマツとかカラマツを目指すのですが、そこは判断としては、将来展望では広葉樹を育てる。例えばミズナラであれ、メジロカバとかというものがあるのではないかというふうに思いますので、またどこかの機会に改めてお話をしたいし、意見交換をしたいと思いますので、ぜひ検討に値すると思うので考えていただきたいと思ひますし、この限られた予算の中で行う森林環境譲与税を活用した森林整備、それから資材の有効活用、それからお話しはしませんでしたが大バイオマスのチップ材は令和4年度まで検討するということでもありますから、ぜひ林業の面積が全国でも多く有する大樹町でありますから、森林の整備について真剣に取り組んでいただけることを期待して、お願いをして、終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議 長

これをもって、通告のありました一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事運営の都合により、3月5日は休会にしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日、3月5日は休会とすることに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時14分

令和3年第1回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月12日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 行政報告
- 第 3 予算審査特別委員会報告
- 第 4 議案第 20号 令和3年度大樹町一般会計予算について
- 第 5 議案第 21号 令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算について
- 第 6 議案第 22号 令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 7 議案第 23号 令和3年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 8 議案第 24号 令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 9 議案第 25号 令和3年度大樹町水道事業会計予算について
- 第10 議案第 26号 令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第11 議案第 27号 令和3年度大樹町下水道事業会計予算について
- 第12 議案第 28号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第
5号）について
- 第13 陳情第 4号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める
陳情書（審査報告）
- 第14 陳情第 1号 大樹町の議会議員に関する条例についての陳情書（審査報告）
- 第15 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 寺 嶋 誠 一	2番 辻 本 正 雄	3番 吉 岡 信 弘
4番 西 山 弘 志	5番 村 瀬 博 志	6番 船 戸 健 二
7番 松 本 敏 光	8番 西 田 輝 樹	9番 菅 敏 範
10番 志 民 和 義	11番 齊 藤 徹	12番 安 田 清 之

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	黒 川 豊
総 務 課 長	鈴 木 敏 明

総務課参事	杉山佳行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊勢巖則
企画商工課参事	大塚幹浩
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長	井上博樹
保健福祉課参事	瀬尾さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐藤弘康
町営牧場参事	梅津雄二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水津孝一
会計管理者兼出納課長	小森力
町立病院事務長	下山路博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見由香

<教育委員会>

教 育 長	板谷裕康
学校教育課長	瀬尾裕信
学校給食センター所長	楠本正樹
社会教育課長兼図書館長	清原勝利

<農業委員会>

農業委員会長	穀内和夫
農業委員会事務局長	吉田隆広

<監査委員>

代表監査委員	澤尾廣美
--------	------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	松木義行
主 事	八重柏 慧峻

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 齊藤 徹 君

1番 寺嶋 誠一 君

2番 辻本 正雄 君

を指名いたします。

ここで、議長より諸般の報告を行います。

1点目ですが、3月4日の菅敏範君の一般質問に対する説明の一部に誤りがあったため、理事者より修正の申出がありました。

誤りは、令和3年度の森林整備にあてる森林環境譲与税の充当額で、正しくは、先に配付した資料のとおりであります。

本件につきましては、特別委員会における令和3年度一般会計予算の審査が議会休会中に行われるため、審査に支障がないよう、会議規則第63条の規定を準用し、議長において、あらかじめ、資料による修正を指示したものであります。

なお、訂正内容の説明については、先に配付した資料をもって、これに代えることにしたいと思っておりますので、ご了承願います。

2点目ですが、理事者より追加議案の提出がありましたので、去る3月9日に開催した議会運営委員会での審議に基づき、本日の日程第12に追加しておりますので、報告を申し上げます。

◎日程第2 行政報告

○議長

日程第2 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、航空宇宙関連についてご報告を申し上げます。

今定例町議会、議案第12号令和2年度大樹町一般会計補正予算（第12号）でお認めをいただいた射場運営会社への出資金2,000万円についてのご質疑の中で、HAPの扱いについて、基本的には新会社の設立の段階で解散をしたいというふうに思っていますが、移行期間や引継ぎも含めて、事業承継に若干の重複する期間は必要であるという旨を申し上げました。

3日の日にHAP及び、出資とふるさと納税を予定されている関係者と、今後のHAP及び町の役割等について協議を行い、その中で、道内企業に対する働きかけを継続していくためにも、札幌事務所の必要性について、強い要請がありました。当面、札幌事務所も、企業等に対する町への寄附金の働きかけの最前線として存続をさせ、HAPについては、移行期間として半年程度の期間存続させることとしたいと考えており、札幌事務所の規模を縮小するなど経費の節減を図ったとしても、その間、事務所費、旅費等の活動費等が発生いたしますので、企業の皆様からいただきました寄附金を財源に、所要の経費についてこの後、拠出をしたいというふうに考えておりますのでご報告とさせていただきます。

○議 長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今町長の説明の中でも、期間を延長するのはわかります。今説明の中で6カ月制度ということを理解いたしました。それで、この経費かかるので、多分ふるさと納税というか、うちの会計入ってるんで基金等を崩していくのかなと思うんですけども、それもやっぱり町民は関心はあるんですよね。それで、もう半年の間で人件費は町長部局の中の人件費給与費で見てくと思うんですけども、その派遣費用とか滞在費用とか家賃とか、半年ぐらいでどれぐらいの経費を見てるのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

行政報告の中ではHAPの今後の半年程度の方針については説明をさせていただきました。これから所要に係る経費について積算をし、改めまして、補正予算等の計上させていただきますというふうに思っております。積算については今後の作業にもよりますが、まだ明確な金額は申し上げる段階にはありませんが、おおよそ現在の想定では200から300万程度ではないかというふうに想定をしております。改めて、積算が整った段階で予算の補正予算の計上について、提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

はい、わかりました。それでも、ざっくり200万から300万の経費がかかるんですけども、そういう流れでも昨日で特別委員会終了したんですけども、結構一般財源も厳しい状況の中でいかなきゃならないということで、そこから200万300万、基金を通るんですけども、こないだみたいに、2,000万の在り方についても、説明の中では、数社数百万、数千万という何か曖昧な説明だったので、そこは町民も本当に關心あるんですよ。ロケット事業に対しては、それで今のHAPの関係もやっぱり2社中ずっと地元職員と、もう1社の職員で多分2人体制でという方向を受けてんですけども、少しでも経費を削減する方向でね、できればもう札幌の事務所でなきゃ駄目なのか、ひょっとしたら地元で事務所を構えて、もう1人の職員が、例えばお試し住宅とか、それを活用しながら、事業を進めていくのも1つの方法ではないかと思うんですよ。少しでも経費節減することも考えていかないと町民もなかなか納得出来ないような状況と思うんで、まだ期間あるので、十分その辺を検討していただきたいと思うんですけど、再度お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

齊藤議員のご指摘のとおり、経費の節減についてを図っていくことはもちろん重要だと思っております。1名の、今現在HAPに派遣をいただいております企業の職員の方については、本社、もともとの会社の勤務の関係もございまして、私どものほうに勤めるとするのは、大樹のほうに来てということについては、なかなか実現が難しいかなと思っておりますし、今想定してます半年ぐらいの期間の部分で、大きな役割というのはやはり、企業の皆様に大樹町の取り組みをご理解し、ご支援を賜る、そういう活動がこれからの最重要活動ということにもなりますので、やはり、多くの企業の皆様が在籍しております札幌市にいるということが、タイムリーな活動に寄与できるかなという思いでおりますので、経費の節減に努めながら、そういう形での対応について、ぜひお認めをいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連してですから、コロナ禍状況の中で、当初予定を変更せざるを得ないということは、その事業の継続性からやむを得ないことではないかというふうには思います。それで、現時点で確定していることそして不確定要素のことを、今の報告の中で明確になっ

ているのかどうか。

例えば、時期が6カ月という話があるんですがそれが早くなることもあり、また場合によっては延長することがあり、それがきちんと6カ月6カ月というふうに、ある程度固定できるのか、それから事務所の移転ということもありましたけども、どこに移転することが確定してるのかどうか。それから、寄附集めというお金集めという話がありましたけども、その目標についてね、やっぱりきちんとしてここに設定してると。それが達成したらどうかその機関との関係の関連性で不確定要素度、確定要素を現時点でできる範囲でお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

事務所の関係につきましては、今現在入居している事務所については、職員を派遣していただいている企業の好意でお借りをしているところではありますが、やはり経費が発生するというので、そこについては、3月をもって閉じたいというふうに思っております。今、私どもとともに、北海道の航空宇宙の取組を進めていただいている団体のほうにですね、そのフロアの中に、机等も配置させていただいて、お借り出来ないかなということで今、相談をさせていただいておりますので調整が整った時点で、費用の部分についても明確になっていくかなというふうに思っております。また、期間についても、先ほどおおむね半年程度ということで、存続の期間を発言させていただきました。今の段階としては、そのぐらいでHAPの役割を終えられないかなという思いでおりますので、申し訳ありません明確な期間については、今現在の予定ということでご理解をいただきたいと思っております。

本来、道内企業の皆様に私どもの取り組みに対するご理解とご支援をいただく活動を昨年来行う予定でございましたが、今議員のご発言のとおり、コロナ禍で、企業訪問等もなかなかままならないという状態が続いており、これから、札幌に在中しております、2人の職員が企業に出向き、私どもの取り組み等について説明をさせていただいたうえで、しかるべき段階で私もお挨拶に行き、お願いをしていかなければならないかなというふうに思っております。どの段階でということの、明確なものはありませんが、来年以降、私どものほうで計画をしております射場整備に向けた財源確保の目処が立つのが、しかるべき段階時期になるかなというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

今町長からのお話しでは大方が、まだ不確定な要素が多いと。そこは理解をせざるを得ないというふうに思いますけども。ただ、この事業はですね、あまり長引くことがス

ペースポートに大きな影響を及ぼすということでもありますから、できる限り早くその目的達成ができるような、取組そして、体制づくりをしていくことが大事じゃないかと思いますが、そこはしっかりやっていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

これをもって行政報告を終わります。

◎日程第3 予算審査特別委員会報告

○議 長

日程第3 予算審査特別委員会報告を行います。

去る3月2日の本会議において、予算審査特別委員会に付託した議会第20号令和3年度大樹町一般会計予算についてから議案27号令和3年度大樹町下水道事業会計予算についてまで、以上8件の議案の審査が終了しておりますので、審査結果の報告を求めます。

予算特予算審査特別委員長、齊藤徹君。

○齊藤予算審査特別委員長

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和3年第1回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1、委員会の開催日、令和3年3月8日から11日まで。

2、事件及び審査の結果。

事件の番号は、議案第20号令和3年度大樹町一般会計予算についてから議案第27号令和3年度大樹町下水道事業会計予算についてまでの8件であり、本委員会における審査結果は、8件全て可決といたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

なお、予算審査特別委員会は、議長を除く全員により構成されていますので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第4 議案第20号

○議 長

日程第4 議案第20号令和3年度大樹町一般会計予算についての件の討論を行います。

す。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第20号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第21号

○議 長

日程第5 議案第21号令和3年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第21号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第22号

○議 長

日程第6 議案第22号令和3年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件

の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第22号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第23号

○議 長

日程第7 議案第23号令和3年度大樹町介護保険特別会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第23号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第24号

○議 長

日程第8 議案第24号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第24号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第25号

○議 長

日程第9 議案第25号令和3年度大樹町水道事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第25号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第26号

○議 長

日程第10 議案第26号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第26号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第27号

○議 長

日程第11 議案27号令和3年度大樹町下水事業会計予算についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第27号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第28号

○議 長

日程第12 議案28号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第28号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度、大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）をお願いするもので、補正予算の内容であります。企業債元金償還金の予算が不足するもので、企業債利息から組み替えることにより、令和2年度分の元金償還を行うものであります。このことにより、第2条の収益的収入及び支出では、収入支出それぞれ1万8000円を減額し、第3条の資本的収入及び支出では、収入支出それぞれ1万8000円を追加するものであります。

内容につきましては、町立病院事務長より説明をいたさせますので、ご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

議案第28号、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算第5号につきましてご説明させていただきます。

第1条令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算第5号は次に定めるところによる。

第2条、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。補正予定額につきましては、収入支出ともに1万8000円を減額するものでございます。

第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。補正予定額につきましては、収入支出ともに1万8000円を増額するものでございます。

次に事項別明細書でご説明させていただきますので、10ページ11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1 款病院事業費用、2 項医業外費用1 目支払い利息及び企業債取扱い諸費企業債利息で1万8000円の減。

8 ページ9 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益。2 目他会計負担金。一般会計負担金で1万8000円の減。

1 4 ページ1 5 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出、2 項企業債償還金1 目企業債元金償還金で1万8000円の増。病

院事業債の5年利率見直しに伴い生じます。元金償還金の増額をお願いするものでございます。

12ページ13ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項1目ともに一般会計負担金で1万8000円の増。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第28号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 陳情第4号

○議 長

日程第13 陳情第4号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情書についての件を議題といたします。

委員会の審査が終了しておりますので、審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長、松本敏光君。

○松本総務常任委員長

令和2年第4回町議会定例会において本委員会に付託され、継続審査としていた陳情

第4号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情につきまして、去る2月18日、2回目の委員会を開催し、審査を行いましたので、会議規則第94条の規定に基づき、結果を報告いたします。

所得税法第56条は、事業主の配偶者や親族が事業に従事したときの対価は必要経費に算入しないと定めていますが、同法第57条の規定により、青色申告を行うことで必要経費として認められるものであること、申告の方法は、事業者が自ら選択できるものであること、申告納税制度の適正な運用を図るためには、適正な帳簿の作成・保存が必要であり、法第56条が廃止されても、最終的には現在の青色申告レベルの書類が求められるものと思料されるため、法第56条の廃止を求める必要性に欠けるとの意見が出されました。

一方、廃止により不利益を生じる事業者が想定されないのであれば、廃止を求めるべきものとの意見もあり、最終的に意見の一致に至らなかったことから、採決の結果、不採択と決定したので、ご報告いたします。

以上です。

○議 長

審査の結果の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、陳情第4号の件について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択でしたので、これより、陳情第4号について、起立により採決いたします。

お諮りします。

陳情第4号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立1人、起立少数であります。

よって、本件は、不採択とすることに決定をいたしました。

◎日程第14 陳情第1号

○議長

日程第14 陳情第1号大樹町の議会議員に関する条例についての陳情書の件を議題といたします。

委員会の審査が終了しておりますので、審査結果の報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

今定例会において当委員会に付託された、陳情第1号について、議員協議会における論点の整理と各議員の認識の確認を行いながら、2回の委員会を開催し、審査を行った結果、不採択と決定したので、会議規則第94条の規定に基づき、報告いたします。

不採択とした理由を条文ごとに整理をすると、職業的な議員を求めないとする第1条は、議員は自らの意思と責任に基づいて地域の発展に真摯に取り組むべきで、専業・兼業が問われるものではなく、むしろ、議員活動に全精力を注ごうとする人材を議員として否定する条例案には、同意出来ない。仮に、この条文が、報酬目的の議員を排除するという趣旨であれば、選挙人と候補者の良識を否定することにもつながりかねない。

議員の総定数及び男女別定数、欠員補充に関する第2条・第3条は、議員定数は条例で定めるものであり、地方自治上の上限規定は廃止されている。男女別の定数や比率を定めるクオータ制を採用している国もあるが、1票の重みや平等性についての不安や懸念が払拭できない。議会に女性議員が必要であることは、全議員が理解しているが、女性議員が少ない理由が、現在の選挙制度の不備や欠陥によるものとは考えていない。条例に基づく定数に満たない状況を看過することは、議員定数自体の妥当性が問われる。

議員報酬についての第4条は、議員報酬は、時代環境や地方行財政制度、議員の役割の変化に応じて見直されることは当然であるが、職責や他の自治体、民間企業等との均衡に配慮し、第三者機関の意見も反映する現行の決定方法、これに基づく報酬額については、住民の理解を得られているものとする。

議会開催日についての第5条は、現在でも休日に議会を開催することは可能であるが、議会開催には、議員だけではなく、理事者及び説明員等の出席も必要であり、働き方改革が求められている社会情勢の中では、休日開催とする意義や効果、影響を思慮すると、肯定出来ない部分も少なくない。ナイター議会にも取り組んできた経過があり、願意については、議会の広聴活動等を通じて、住民要望や必要性を勘案し、柔軟に対応することが肝要である。

この他、現在の選挙制度や議員、議会活動等に対する陳情者の否定的な見方は、必ずしも住民の賛同を得られるものではないのではないかと指摘もあったことから、委員会において総合的に判断した結果、不採択と決定したので報告いたします。

以上であります。

○議 長

審査結果の報告が終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。
これをもって、討論を終了いたします。
これより、陳情第1号の件を採決いたします。
本件に対する委員長の報告は、不採択でしたので、これより、陳情第1号について、起立により採決いたします。
お諮りします。
陳情第11号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議 長

起立0人であります。
よって、本件は、不採択とすることに決定をいたしました。

◎日程第15 委員会の閉会中の継続審査について

○議 長

日程第15 委員会の閉会中の継続審査についての件を議題といたします。
各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり、申出がありました。
各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付託された案件は、全て終了したので、会議を閉じます。
よって、令和3年第1回大樹町議会定例議会を閉会いたします。

閉会 午前11時41分